仲裁ＡＤＲ 統計年報

（全国版）

2017 年度（平成 29 年度）版

（自：平成 29 年 4 月 1 日　至：平成 30 年 3 月 31 日）

日　本　弁　護　士　連　合　会

ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター

は　じ　め　に

２０１７年７月３日から長野県弁護士会紛争解決センターが運営を開始されたのに続き，岩手弁護士会が２０１８年１０月１日から紛争解決センターの運営を開始されます。これを受けて，同日からは，全国５２弁護士会のうち３５会（３８センター）に弁護士会ＡＤＲが設立されることになります。第二東京弁護士会が「仲裁センター」を発足させた際のパッションは，「相談から仲裁へ」，「民事訴訟制度の改革の提言と実践」，そして「少額紛争への法的救済」の３つでした。「少額紛争への法的救済」という観点は，世間のすみずみまで「法の支配」を行き届かせるという理念につながるものと考えています。ＡＤＲは申立人代理人・相手方代理人・仲裁人という３人の弁護士がいれば運営ができます。３人がそれぞれ役割を交代すれば，ＡＤＲの扱う事件は無限に広がります。特に，長野県では支部への申立は支部で運営するという方向性が示されておりますので，ＡＤＲが「裁判と並ぶ紛争解決制度」として運営されることとなり，国民の権利を真に実現することに寄与することになると考えています。「法の支配」の理念から歓迎される対応でしょう。

さて，「仲裁統計年報（全国版）」は，１９９８年１０月に名古屋（当時）弁護士会で開催された第２回連絡協議会で刊行の提案がされ，１９９９年６月に第１号が創刊されました。今年も，群馬弁護士会での第２２回全国仲裁センター連絡協議会の開催に合わせて，「仲裁ＡＤＲ統計年報(全国版)」（平成２９年版）をお届けします。平成２９年度の全国の弁護士会ＡＤＲの状況は，この年報における数字の語るところに委ねますが，特筆すべきは，平成２０１３～２０１５年度は一桁の申立件数であった熊本県弁護士会へのＡＤＲ申立件数が，２０１６年度の８６件に続き，２０１７年度も４６件に上ったことだと思います。２０１６年４月に熊本県で発生した連続地震では，極めて甚大な被害が発生しました。２０１６年８月２７日に熊本大学において熊本県弁護士会が開催した震災ＡＤＲのシンポジウムに参加した際には，被害の大きさに胸を痛めましたが，力強く「復興」の文字があちこちに掲げられているのを見て，弁護士が復興に役立てる場がないかと考えました。私たちは，建物を修繕することも，怪我を治療することもできません。震災ＡＤＲの先駆者である仙台弁護士会の斉藤睦男弁護士は，「加害者の立場の人も被害者の立場の人も，同じ被災者なんです」と話されますが，災害で人間関係にひずみが生じていたならば，「人間関係の復興」に私たち弁護士が貢献できる場面があるだろうと考えています。

また，今年も，西日本での平成３０年７月豪雨による大きな水害や，大型の台風による被害，平成３０年北海道胆振東部地震による大規模停電などの災害が報道されています。最近の世界的な異常気象により，全国各地で想定外の災害が発生する危険があります。さらに，地震大国である日本は，いつ何時，どこで大きな地震が発生しても不思議ではありません。災害が発生した後になって災害ＡＤＲを発足させようとするのでは,遅きに失する事態となってしまう可能性が否定できないと思います。

仙台でも熊本県でも，弁護士会ＡＤＲへの申立件数は，裁判所の民事調停の申立件数を上回りました。各地の豪雨被害に対応し，福岡県，岡山，広島，愛媛にも順次災害ＡＤＲが設置されています。災害の被害者が先発の調停制度を超える数の案件を弁護士会ＡＤＲに申し立てた現実を正しく理解され，未設置の弁護士会が一日も早く弁護士会ＡＤＲを設置・運営されることを望みます。今年の群馬での全国仲裁センター連絡協議会が，調停制度があっても弁護士会ＡＤＲを運営することのメリットを理解される一助となることを期待しています。

２０１８年（平成３０年）９月

日本弁護士連合会ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター

委員長　　山　　﨑　　司　　平

目　　次

1　申立状況 1
(1)　月別・センター別申立件数一覧表
(2)　グラフ

2　申立事件の終了状況 22
(1)　申立事件の終了状況一覧表
(2)　申立から終了までの事件の流れ（フローチャート）
(3)　用語の説明
(4)　グラフ
①申立件数（センター別）
②センター別解決件数
③応諾状況
④不応諾事由
⑤解決事件の形式

3　申立事件・解決事件の紛争類型 28
(1)　紛争類型別受理事件一覧表
(2)　紛争類型別解決事件一覧表
(3)　グラフ
①紛争類型別受理事件一覧
②紛争類型別解決事件一覧
③不法行為紛争の内容一覧（全センター）

4　専門 ADR の受理・解決状況 34
(1) 専門 ADR 受理事件一覧表
(2) 専門 ADR 解決事件一覧表

5　解決事件の紛争の規模 36
(1)　解決事件の紛争の規模別分類
(2)　グラフ
①全センター
②センター別

6　解決事件の審理期間等 38
(1)　解決事件の審理期間等一覧表
(2)　グラフ
①平均審理期間
②平均審理回数
③紛争の価額の平均額

7　弁護士の代理人関与状況 40
(1)　代理人選任率（対受理事件，対解決事件）
(2)　グラフ
①解決事件と弁護士の関与の関係（全センター）
②同センター別

8　紛争規模と弁護士の関与状況 46
(1)　解決事件の紛争規模と弁護士の関与状況一覧表
(2)　グラフ

９　解決事件中合議事件・専門家関与事件の件数 50

１０　紛争の主体による分類..... 52

１１　参考資料 53
(1)　【原発 ADR】　原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立件数の結果等
（2018 年 7 月末現在）
(2)　【金融 ADR】　協定申入・締結数一覧（2018 年 8 月末現在）
(3)　【金融 ADR】　移管調停・現地調停に関する協定書締結状況報告（2018 年 7 月末現在）
(4)　【金融 ADR】　事例紹介（2017 年度）

１２　センター紹介 74
各センター紹介　／　センターの住所・電話番号一覧

※「大阪・民」とあるのは「大阪弁護士会民事紛争解決センター」を，「大阪・総」とあるのは「公益社団法人総合紛争解決センター」をそれぞれ指す。

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第二東京	H9	18	7	16	18	16	21	14	20	17	8	11	17	183
	H10	12	16	8	14	17	10	12	15	7	9	7	15	142
	H11	6	15	15	14	17	12	14	15	21	9	6	14	158
	H12	15	13	7	10	11	12	15	20	20	11	13	20	167
	H13	23	23	15	8	11	9	24	15	10	9	10	20	177
	H14	21	16	11	15	18	15	26	13	11	12	9	7	174
	H15	13	16	12	20	10	16	13	8	18	12	15	12	165
	H16	10	12	8	5	20	17	11	14	13	8	8	14	140
	H17	15	13	12	9	14	12	16	18	12	9	8	9	147
	H18	11	23	7	11	7	7	9	8	11	6	14	7	121
	H19	10	14	14	8	11	8	12	3	8	3	9	9	109
	H20	10	6	11	8	17	8	7	8	10	4	10	7	106
	H21	11	6	17	7	10	14	12	6	10	4	13	9	119
	H22	7	6	11	13	9	4	4	8	11	6	9	6	94
	H23	6	10	7	11	6	6	6	11	5	5	6	13	92
	H24	9	6	10	8	4	5	11	4	12	4	8	4	85
	H25	14	15	7	10	6	2	7	3	4	3	6	8	85
	H26	11	8	6	6	4	5	※1 10	7	6	4	14	2	83
	H27	8	6	10	6	8	3	4	6	14	4	2	7	78
	H28	9	6	3	10	12	4	7	7	8	5	9	8	88
	H29	12	5	5	6	4	6	6	1	4	4	4	5	62
		※1 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
大阪・民	H9	3	9	7	10	6	3	9	7	1	5	1	3	64
	H10	3	1	2	1	2	2	0	2	2	0	1	0	16
	H11	5	1	2	3	3	1	5	0	2	2	2	5	31
	H12	5	3	5	4	5	2	5	6	9	4	1	6	55
	H13	6	7	7	3	7	3	6	7	5	11	4	9	75
	H14	8	6	5	10	6	7	2	5	4	7	3	8	71
	H15	11	8	10	13	8	11	9	11	15	7	12	11	126
	H16	5	10	9	10	8	8	9	6	11	4	6	5	91
	H17	3	2	8	1	7	3	6	17	8	6	2	4	67
	H18	2	5	5	4	8	6	8	3	6	2	5	7	61
	H19	5	3	2	3	5	6	7	4	6	5	6	11	63
	H20	7	11	5	6	6	9	8	7	17	4	6	8	94
	H21	6	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
大阪・総	H21	6	12	7	9	6	10	12	12	17	8	14	19	132
	H22	19	11	14	8	13	14	12	9	11	9	7	17	144
	H23	8	11	15	13	13	5	14	17	9	9	6	11	131
	H24	15	10	12	6	12	4	6	18	13	15	14	11	136
	H25	21	12	14	7	11	10	11	14	16	7	7	17	147
	H26	12	14	15	16	19	11	14	20	10	16	15	10	172
	H27	12	9	10	12	15	12	8	16	9	8	7	17	135
大阪・民	H28	10	9	11	23	14	10	※2 18	13	10	11	9	15	153
	H29	13	14	7	14	14	17	17	※2 12	14	10	※2 7	11	150
		※2 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
新潟県	H9	3	5	3	6	3	1	2	3	7	6	6	6	51
	H10	4	3	1	9	6	3	2	7	4	2	4	4	49
	H11	1	1	5	0	0	4	4	3	1	1	1	7	28
	H12	3	4	2	2	1	3	0	5	0	3	1	3	27
	H13	1	1	4	2	3	2	0	4	0	0	1	4	22
	H14	1	2	0	3	1	7	1	4	1	1	2	0	23

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H15	1	0	4	2	3	2	3	0	2	2	1	0	20
	H16	1	2	3	5	0	2	0	3	5	1	2	3	27
	H17	1	2	2	5	2	2	2	0	1	2	1	0	20
	H18	1	1	0	2	1	2	2	0	1	1	0	0	11
	H19	0	1	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6
	H20	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
	H21	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	H23	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	5
	H24	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	H25	0	1	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	7
	H26	1	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6
	H27	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	4
	H28	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	※3　1	0	4
	H29	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		※3 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
東京	H9	6	10	7	6	7	8	7	6	8	9	9	15	98
	H10	8	6	3	8	7	7	8	10	3	3	4	7	74
	H11	9	12	8	8	4	7	4	5	10	9	6	14	96
	H12	7	11	9	10	14	10	20	8	11	6	10	12	128
	H13	9	18	17	14	22	12	10	16	7	6	9	15	155
	H14	13	11	11	11	9	5	15	14	15	14	8	12	138
	H15	12	14	8	6	16	12	14	11	7	6	7	16	129
	H16	4	8	9	12	16	10	11	6	14	8	9	17	124
	H17	12	14	8	4	9	9	7	8	4	10	6	9	100
	H18	8	4	12	10	11	4	10	9	6	5	11	22	112
	H19	10	7	5	8	6	12	13	12	8	10	11	5	107
	H20	5	10	9	11	7	9	10	5	11	1	11	16	105
	H21	14	5	8	14	12	4	8	6	8	4	5	6	94
	H22	6	3	10	3	6	3	6	15	9	4	4	6	75
	H23	6	6	7	5	10	11	12	15	7	5	8	3	95
	H24	5	7	10	12	7	8	6	9	5	6	7	8	90
	H25	4	10	11	11	8	8	4	13	6	6	5	4	90
	H26	4	3	9	15	2	14	7	12	9	11	9	13	108
	H27	14	11	8	9	14	5	10	5	6	5	5	5	97
	H28	5	5	7	11	7	12	9	12	11	8	7	9	103
	H29	8	10	9	10	7	13	12	8	13	11	7	5	113
広島	H9	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	7
	H10	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	5
	H11	1	0	1	1	2	1	0	2	0	2	1	0	11
	H12	1	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	7
	H13	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	7
	H14	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	1	6
	H15	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
	H16	1	0	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	7
	H17	1	1	0	0	1	1	3	4	0	1	1	1	14
	H18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H19	3	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	10
	H20	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4
	H21	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H22	0	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	8

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H23	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	5
	H25	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	H26	0	0	1	1	0	3	2	0	0	2	1	0	10
	H27	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	4
	H28	1	0	0	1	3	0	0	0	1	1	0	0	7
	H29	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0	1	6
神奈川県	H9	2	4	2	1	2	3	6	3	3	1	2	4	33
	H10	1	3	3	2	3	4	3	1	3	1	2	1	27
	H11	3	1	0	2	4	1	1	5	1	0	3	2	23
	H12	3	1	4	0	1	7	5	1	1	0	3	2	28
	H13	1	1	0	2	0	2	1	0	3	1	2	2	15
	H14	3	2	0	2	0	2	0	2	1	0	2	1	15
	H15	1	3	1	1	5	2	3	5	0	1	5	1	28
	H16	2	0	8	2	1	3	0	4	3	0	1	4	28
	H17	4	4	2	3	2	3	5	0	2	1	2	3	31
	H18	2	4	2	2	2	0	1	3	2	4	4	4	30
	H19	1	4	0	3	0	2	4	1	1	1	3	3	23
	H20	1	5	2	1	5	2	1	3	2	2	0	0	24
	H21	6	4	2	6	5	0	6	2	3	2	4	1	41
	H22	5	2	1	1	15	1	2	0	0	1	0	3	31
	H23	2	1	6	3	1	2	0	4	1	1	2	2	25
	H24	2	1	3	2	2	2	1	1	7	0	0	4	25
	H25	0	1	0	1	1	4	2	1	3	0	1	2	16
	H26	0	2	1	2	1	1	0	0	2	0	1	3	13
	H27	0	1	1	1	3	2	2	1	1	0	3	1	16
	H28	1	0	2	2	1	※4 2	1	0	0	2	1	1	13
	H29	0	1	1	4	1	0	1	0	1	1	0	0	10
		※4 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
第一東京	H9	3	5	8	5	2	6	8	7	3	1	8	5	61
	H10	2	2	9	3	7	8	2	6	1	1	6	7	54
	H11	7	2	7	9	6	6	6	5	3	3	2	9	65
	H12	6	4	7	7	6	6	5	5	9	3	6	7	71
	H13	8	7	7	5	2	3	6	6	3	3	1	3	54
	H14	4	5	7	8	8	4	6	8	3	1	9	5	68
	H15	1	4	4	3	0	2	6	1	4	7	5	4	41
	H16	4	2	7	3	3	2	3	6	6	2	0	4	42
	H17	2	2	2	3	2	2	4	2	3	2	2	4	30
	H18	3	1	5	2	2	2	1	3	5	2	3	4	33
	H19	4	3	2	1	6	1	1	6	3	3	2	6	38
	H20	4	3	3	2	4	3	3	6	0	2	2	2	34
	H21	5	0	3	2	4	1	3	2	0	3	0	2	25
	H22	5	1	5	2	4	2	4	6	3	1	3	2	38
	H23	1	0	4	1	2	1	3	2	5	0	2	3	24
	H24	2	3	5	6	1	3	4	3	1	3	2	3	36
	H25	0	4	3	3	4	4	4	2	1	0	3	0	28
	H26	5	2	4	1	※5 2	1	0	1	5	5	1	9	36
	H27	3	1	1	3	1	1	5	2	2	0	2	2	23
	H28	1	2	4	2	1	0	2	2	1	0	1	6	22
	H29	1	2	3	1	0	1	2	1	0	1	0	1	13
		※5 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
埼玉	H9	2	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	7
	H10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	H11	1	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	6
	H12	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	5
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H15	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	8
	H16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H17	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	5
	H19	1	2	1	1	1	1	0	3	0	0	1	0	11
	H20	3	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	9
	H21	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	5
	H22	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	5
	H23	0	0	0	0	2	0	1	3	1	0	1	1	9
	H24	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	7
	H25	3	1	0	0	1	0	0	0	2	1	2	0	10
	H26	1	2	0	2	0	1	0	1	0	1	1	0	9
	H27	0	1	1	1	0	1	2	0	1	0	1	1	9
	H28	0	0	0	2	1	3	2	1	0	1	0	0	10
	H29	4	1	4	4	2	3	1	0	1	3	4	2	29
岡山	H9	14	9	9	7	3	7	12	5	4	3	7	12	92
	H10	7	4	10	5	2	5	7	9	9	5	8	8	79
	H11	19	17	8	9	15	12	18	16	9	7	15	8	153
	H12	17	22	11	17	17	22	13	16	9	16	20	10	190
	H13	14	20	8	16	15	11	7	14	14	15	7	8	149
	H14	13	9	21	17	14	21	15	16	12	9	17	20	184
	H15	26	14	13	17	10	14	14	13	12	3	12	11	159
	H16	13	9	15	10	12	7	6	7	12	7	13	9	120
	H17	10	13	7	7	10	11	7	9	7	3	11	9	104
	H18	11	3	11	9	9	8	8	5	5	8	11	5	93
	H19	10	6	1	7	6	5	11	8	7	6	9	12	88
	H20	8	10	10	12	11	7	10	11	10	7	7	10	113
	H21	8	6	11	5	5	8	5	5	13	12	12	3	93
	H22	10	14	9	9	8	9	8	12	2	7	4	5	97
	H23	9	1	8	3	3	7	8	7	4	0	1	4	55
	H24	3	5	7	5	4	3	3	1	2	2	1	7	43
	H25	1	5	3	8	6	3	3	2	9	3	4	3	50
	H26	3	2	3	2	8	2	1	4	7	2	3	4	41
	H27	4	2	8	7	2	3	3	5	5	2	5	3	49
	H28	3	7	3	5	6	4	4	1	0	2	4	1	40
	H29	1	2	3	4	2	1	1	4	1	1	5	4	29
愛知県	H9	4	6	10	8	9	3	7	2	5	4	2	4	64
	H10	4	5	10	11	8	3	2	7	10	8	5	7	80
	H11	4	11	8	8	5	11	12	7	10	12	17	13	118
	H12	5	7	13	9	12	8	12	18	11	5	9	17	126
	H13	11	17	14	10	10	13	15	15	6	20	16	11	158
	H14	14	16	17	15	22	15	16	12	17	18	15	11	188
	H15	12	25	24	20	19	17	24	13	29	9	16	15	223
	H16	22	20	19	16	17	22	14	16	23	22	14	23	228
	H17	15	20	26	17	13	16	14	16	26	15	12	18	208

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H18	21	12	11	18	16	10	21	16	15	9	19	25	193
	H19	26	31	16	24	17	24	34	29	19	15	19	23	277
	H20	33	25	25	15	35	24	26	20	21	16	16	27	283
	H21	23	19	21	17	23	22	16	26	32	15	19	25	258
	H22	32	22	20	26	19	13	18	12	20	14	16	21	233
	H23	18	16	20	16	19	24	12	15	13	20	26	19	218
	H24	25	22	21	17	9	14	27	11	18	18	14	18	214
	H25	16	23	14	21	9	24	15	12	11	8	16	17	186
	H26	10	15	6	30	12	13	17	13	9	6	14	14	159
	H27	12	15	18	26	15	21	13	13	20	16	19	15	203
	H28	23	25	11	11	24	21	25	18	※6 13	14	10	19	214
	H29	16	15	21	8	18	14	20	19	22	8	21	17	199
		※6 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
西三河	H11	6	2	4	4	4	5	5	7	4	9	5	3	58
	H12	4	3	8	5	9	5	9	0	6	2	5	7	63
	H13	9	5	7	4	2	7	7	3	2	7	1	1	55
	H14	4	6	2	5	7	3	2	5	4	6	2	3	49
	H15	5	5	3	8	5	0	7	4	8	4	6	7	62
	H16	2	1	5	3	4	5	1	2	8	2	1	2	36
	H17	1	4	2	3	6	4	2	1	0	6	0	3	32
	H18	4	0	0	3	4	5	3	2	4	1	4	2	32
	H19	5	1	4	2	2	4	4	3	3	2	3	4	37
	H20	2	3	3	3	2	2	5	4	1	2	3	8	38
	H21	3	1	3	5	1	3	3	2	0	2	2	6	31
	H22	0	1	3	2	1	0	5	2	4	1	2	3	24
	H23	1	1	1	2	3	3	5	4	3	0	0	2	25
	H24	2	3	4	2	4	2	5	1	0	0	2	2	27
	H25	3	2	3	1	5	2	4	0	1	1	1	4	27
	H26	0	4	4	8	1	2	0	6	6	0	3	10	44
	H27	4	1	2	1	2	1	2	6	1	5	2	1	28
	H28	1	2	9	1	3	2	0	4	1	2	3	0	28
	H29	1	3	6	4	3	2	1	6	0	0	1	0	27
岐阜県	H11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H20	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	H21	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H22	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	H23	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H27	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
石見	H14								1	0	0	0	0	1
	H15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	H12							2	4	0	0	0	0	6
	H13	2	1	0	2	3	0	0	0	0	0	2	1	11
	H14	4	2	1	1	1	1	0	2	2	0	1	0	15
	H15	4	3	3	4	3	2	1	2	2	1	1	3	29
	H16	0	2	2	1	3	0	0	0	2	0	1	0	11
	H17	0	2	1	2	2	0	1	1	1	1	2	3	16
	H18	2	2	2	1	2	0	6	0	0	1	1	1	18
	H19	1	2	0	0	1	0	2	2	1	1	0	5	15
	H20	1	3	2	4	1	3	3	2	4	4	3	2	32
	H21	7	3	2	2	3	7	4	4	3	6	2	3	46
	H22	3	2	8	2	2	2	5	5	5	8	3	3	48
	H23	3	4	5	2	5	11	4	3	2	2	6	4	51
	H24	1	3	4	3	6	1	7	7	5	0	4	3	44
	H25	3	5	4	8	1	3	1	3	3	4	2	3	40
	H26	0	4	2	2	4	6	5	3	3	3	7	2	41
	H27	5	1	4	5	2	2	2	2	0	3	2	6	34
	H28	4	1	5	3	6	1	5	5	2	4	1	3	40
	H29	2	2	1	3	3	0	0	1	3	1	3	2	21
兵庫県	H13	3	1	4	4	7	2	2	2	5	6	10	6	52
	H14	9	8	6	12	6	6	3	4	4	0	6	7	71
	H15	7	5	3	10	4	2	10	5	8	3	8	2	67
	H16	3	3	7	9	1	5	6	5	3	2	5	3	52
	H17	6	4	1	3	8	2	3	9	5	4	6	3	54
	H18	2	5	9	2	5	4	4	3	3	2	5	4	48
	H19	2	4	1	1	1	1	0	1	0	2	0	2	15
	H20	3	0	0	1	4	1	3	2	1	1	3	0	19
	H21	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	6
	H22	1	0	4	0	0	1	0	0	1	1	1	1	10
	H23	0	0	1	1	0	2	0	0	1	0	2	2	9
	H24	1	0	1	0	1	1	1	3	0	1	0	1	10
	H25	2	0	0	1	1	0	0	2	2	3	3	1	15
	H26	1	1	0	1	1	2	4	1	0	3	0	2	16
	H27	1	0	0	1	0	2	1	2	1	0	0	1	9
	H28	1	0	2	1	0	1	1	2	0	1	2	1	12
	H29	1	0	1	2	2	0	0	1	1	1	3	0	12

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
山梨県	H14			2	1	0	3	0	1	0	0	1	0	8
	H15	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	5
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
奈良	H14			1	2	0	1	1	1	1	0	0	0	7
	H15	1	0	4	1	1	1	0	0	2	3	2	0	15
	H16	0	2	1	1	1	1	1	0	1	0	2	0	10
	H17	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8
	H18	2	4	1	2	0	1	2	0	1	0	2	1	16
	H19	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3
	H20	0	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	0	6
	H21	0	0	0	2	1	1	1	0	1	0	1	0	7
	H22	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7
	H23	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	H24	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	5
	H25	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	5
	H26	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H28	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
	H29	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
天神	H14									2	5	15	5	27
	H15	1	3	5	3	3	4	2	3	2	1	2	4	33
	H16	3	2	2	3	1	4	4	5	2	0	4	8	38
	H17	4	1	7	0	0	5	2	3	0	2	6	1	31
	H18	0	2	1	0	0	2	2	2	0	4	0	1	14
	H19	1	2	3	2	1	1	0	1	0	1	0	2	14
	H20	3	0	1	2	0	1	4	0	1	1	1	1	15
	H21	0	2	0	0	1	1	2	5	4	1	0	2	18
	H22	3	1	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1	10
	H23	3	8	0	4	2	0	3	5	1	1	1	2	30
	H24	1	1	3	2	0	3	1	4	0	1	2	4	22
	H25	1	0	1	4	4	5	3	0	0	1	2	2	23
	H26	1	4	0	2	2	0	1	3	2	0	0	3	18
	H27	2	0	1	2	1	1	3	0	2	0	1	1	14
	H28	1	1	1	1	1	3	3	1	0	0	1	0	13
	H29	0	1	2	0	1	0	2	2	3	2	0	2	15
北九州	H14									0	2	0	0	2
	H15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H16	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H17	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
	H19	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	H21	0	0	0	1	0	0	1	2	2	2	1	0	9
	H22	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	8
	H23	0	2	1	1	0	0	1	0	3	1	1	0	10
	H24	1	0	1	0	0	0	1	3	0	0	2	1	9
	H25	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	H26	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	6
	H27	1	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	0	6
	H28	0	0	1	2	0	0	1	0	0	1	3	0	8
	H29	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	5
札幌	H17								2	3	3	2	2	12
	H18	5	4	7	1	2	3	1	7	5	3	4	1	43
	H19	2	1	5	14	3	0	6	6	5	2	1	1	46
	H20	0	2	2	3	5	3	3	3	2	1	1	1	26
	H21	0	1	1	0	1	3	2	0	2	0	0	0	10
	H22	1	1	0	1	1	1	3	1	1	0	1	3	14
	H23	1	4	0	0	2	0	3	2	2	2	3	4	23
	H24	1	0	1	6	3	1	2	1	0	0	3	4	22
	H25	0	1	3	1	2	3	3	3	2	2	2	2	24
	H26	4	3	2	2	2	0	1	1	0	1	2	1	19
	H27	1	1	5	2	0	1	1	1	4	1	3	0	20
	H28	1	1	0	2	3	1	2	1	2	1	3	2	19
	H29	2	1	2	0	1	3	0	2	3	1	2	1	18
仙台	H18	19	5	15	5	7	9	8	7	4	9	11	8	107
	H19	15	10	8	16	8	4	10	6	3	5	3	13	101
	H20	9	12	4	12	11	10	9	9	15	8	6	13	118
	H21	10	9	9	12	2	12	10	7	11	4	8	11	105
	H22	9	4	8	5	8	2	5	9	5	6	12	8	81
	H23	25	93	87	51	34	34	37	36	22	17	24	30	490
	H24	17	17	17	20	12	21	13	16	14	5	10	15	177
	H25	5	15	7	7	10	15	19	15	12	12	15	21	153
	H26	5	5	6	8	13	9	17	11	7	10	13	9	113
	H27	14	10	11	11	5	11	11	18	17	5	8	12	133
	H28	15	7	9	4	11	7	9	10	9	10	19	12	122
	H29	13	11	10	11	6	15	7	9	14	9	8	18	131
久留米	H18	0	0	0	2	7	2	0	1	2	1	0	0	15
	H19	2	1	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	9
	H20	3	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	0	10
	H21	4	0	1	0	0	0	2	1	3	0	1	2	14
	H22	1	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	1	8
	H23	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	3	11
	H24	1	0	1	4	0	3	1	0	3	0	1	0	14
	H25	1	2	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	8
	H26	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	5
	H27	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3
	H28	0	3	1	0	0	0	3	1	1	1	1	0	11
	H29	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
愛媛	H18	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	5

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H19	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4
	H20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	4
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	H22	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	2	0	6
	H23	1	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	6
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	5
	H27	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※7 1	1
	H29	0	0	0	※7 1	0	※7 2	0	※7 1	0	0	0	0	4
		※7 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
山形県	H18										0	0	1	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	H20	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H21	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
	H22	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	H23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3
	H25	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	H26	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H27	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	H29	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡県	H19	8	4	2	12	1	4	0	2	1	5	2	0	41
	H20	2	0	1	2	3	1	1	1	2	0	2	0	15
	H21	2	0	6	2	0	2	0	1	1	1	0	4	19
	H22	1	4	2	2	1	1	0	1	1	0	2	0	15
	H23	0	2	1	2	3	0	2	1	0	0	0	0	11
	H24	2	2	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	10
	H25	0	1	0	1	3	1	2	4	1	1	0	0	14
	H26	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	6
	H27	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	H28	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	4
	H29	0	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	3	9
鹿児島県	H19							1	0	0	1	0	1	3
	H20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H24	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	5
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	H19										3	4	2	9
	H20	1	1	1	0	1	2	1	2	1	0	0	1	11
	H21	1	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0	1	7
	H22	0	0	3	1	0	1	1	0	0	1	1	0	8
	H23	3	2	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0	10

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H24	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	H25	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	1	6
	H26	1	2	0	0	0	1	※8　8	0	0	0	1	0	13
	H27	0	3	1	1	2	3	0	1	0	1	1	0	13
	H28	0	0	0	0	1	1	1	0	4	0	1	0	8
	H29	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
		※8 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
富山県	H20	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	H21	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	H22	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	H23	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
	H27	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	6
	H28	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	H29	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1	5
熊本県	H21					0	2	0	0	1	0	1	1	5
	H22	3	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	1	11
	H23	1	3	2	0	4	1	1	1	0	1	2	2	18
	H24	0	0	0	1	4	1	1	1	0	1	0	2	11
	H25	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	7
	H26	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	5
	H27	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H28	1	0	9	9	14	17	8	4	9	3	6	6	86
	H29	11	1	8	7	5	4	2	2	1	2	3	2	48
金沢	H23	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H24	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	4
	H25	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	H26	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	H27	1	0	0	0	1	0	0	4	1	0	2	2	11
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	H29	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	5
滋賀	H23				0	0	0	0	1	0	0	1	1	3
	H24	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	H28	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
山口県	H23									0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3
	H25	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4
	H26	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
	H27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H28	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	H29	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
沖縄	H23									0	2	2	2	6
	H24	1	1	0	3	0	1	0	2	0	3	0	0	11
	H25	0	2	1	2	1	3	3	1	3	2	0	1	19
	H26	0	2	1	2	1	1	1	3	4	2	1	0	18

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H27	1	0	4	1	2	2	1	0	1	2	2	3	19
	H28	2	1	1	2	0	4	0	3	1	1	4	1	20
	H29	4	0	0	0	0	1	1	0	2	2	1	1	12
群馬	H24						2	3	3	3	0	1	3	15
	H25	1	2	0	2	0	2	0	0	1	1	1	1	11
	H26	0	1	1	3	2	1	1	0	2	0	0	0	11
	H27	1	0	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	7
	H28	0	1	※9 4	1	0	0	0	1	1	1	0	0	9
	H29	0	1	0	1	1	0	2	0	0	0	1	0	6
		※9 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
和歌山	H25	4	2	2	2	1	1	5	1	0	0	1	3	22
	H26	3	2	5	1	3	1	3	0	0	1	0	3	22
	H27	1	0	4	1	2	1	0	0	1	0	2	2	14
	H28	1	※10 34	3	1	1	1	1	2	0	0	0	0	44
	H29	2	1	2	4	1	1	2	2	4	0	0	1	20
		※10 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：34件												
栃木県	H28						3	0	0	0	0	0	0	3
	H29	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	5
長野県	H29				4	3	1	5	6	3	2	3	1	28
合計	H9	56	55	64	63	49	54	65	54	48	38	47	67	660
	H10	41	41	46	54	52	42	37	58	39	29	39	50	528
	H11	62	62	58	60	60	61	70	66	61	54	58	76	748
	H12	67	71	67	65	77	76	86	84	77	51	69	84	874
	H13	88	102	83	71	82	66	79	82	55	78	64	80	930
	H14	94	83	87	103	94	90	87	88	77	76	90	81	1050
	H15	98	104	97	110	89	87	106	78	110	61	92	86	1118
	H16	71	74	96	80	89	88	67	75	105	56	67	92	960
	H17	77	85	79	62	78	71	73	91	73	65	61	69	884
	H18	94	75	89	74	84	66	91	73	71	59	94	94	964
	H19	108	97	71	104	71	74	108	90	67	70	78	101	1039
	H20	98	93	86	89	116	90	97	86	101	55	75	99	1085
	H21	109	72	100	85	76	95	90	84	114	68	87	99	1079
	H22	112	78	99	82	95	58	80	84	77	64	75	84	988
	H23	89	166	166	118	116	114	113	131	85	67	97	108	1370
	H24	90	85	104	100	73	82	95	96	90	64	76	91	1046
	H25	79	108	77	93	82	94	91	79	82	62	74	91	1012
	H26	68	80	70	105	81	80	91	88	77	73	89	88	990
	H27	92	64	94	97	78	77	71	86	88	55	70	80	952
	H28	82	105	87	94	112	99	105	89	78	70	87	89	1097
	H29	93	75	89	98	77	88	86	80	91	62	73	84	996

1ー(2)グラフ　月別申立件数

① 全センター合計

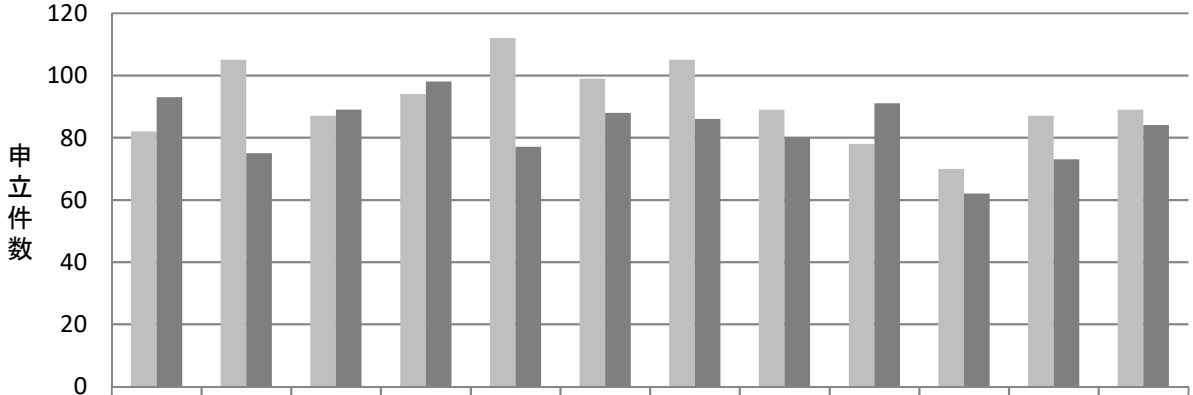

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H28	82	105	87	94	112	99	105	89	78	70	87	89
H29	93	75	89	98	77	88	86	80	91	62	73	84

② センター別

第二東京

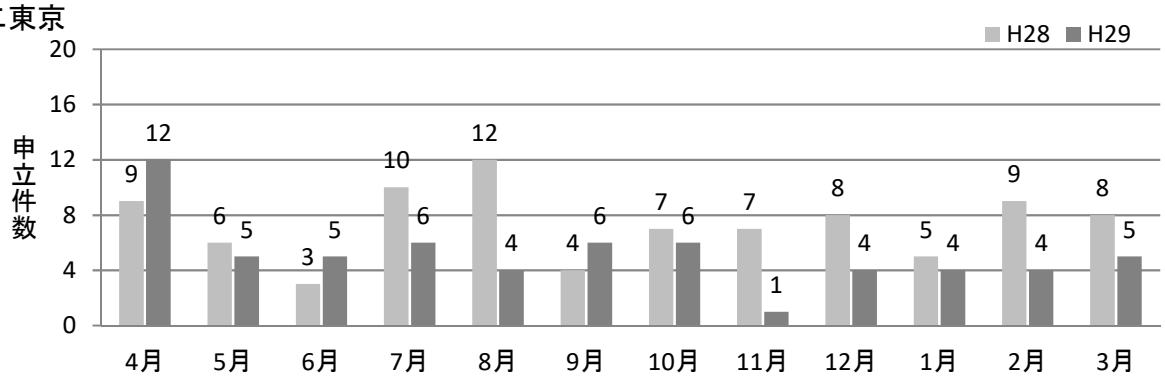

大阪（公益社団法人民間総合調停センター）

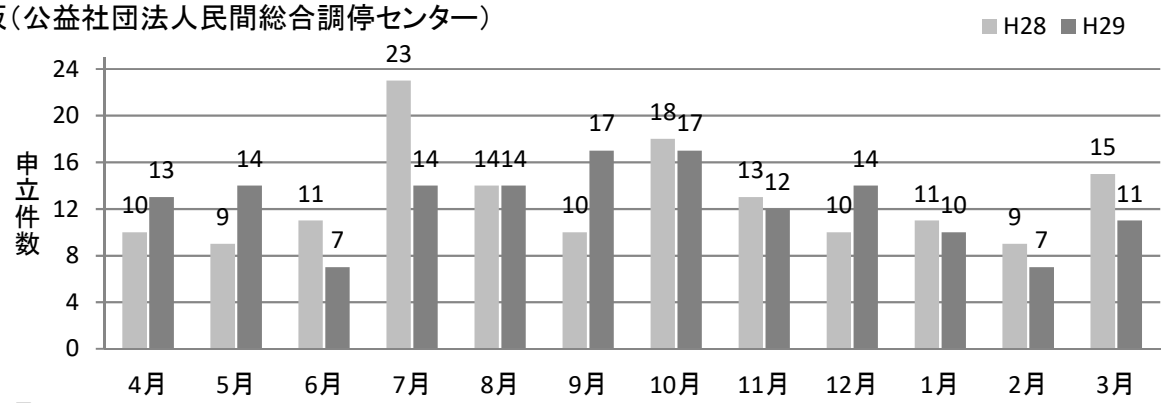

新潟県

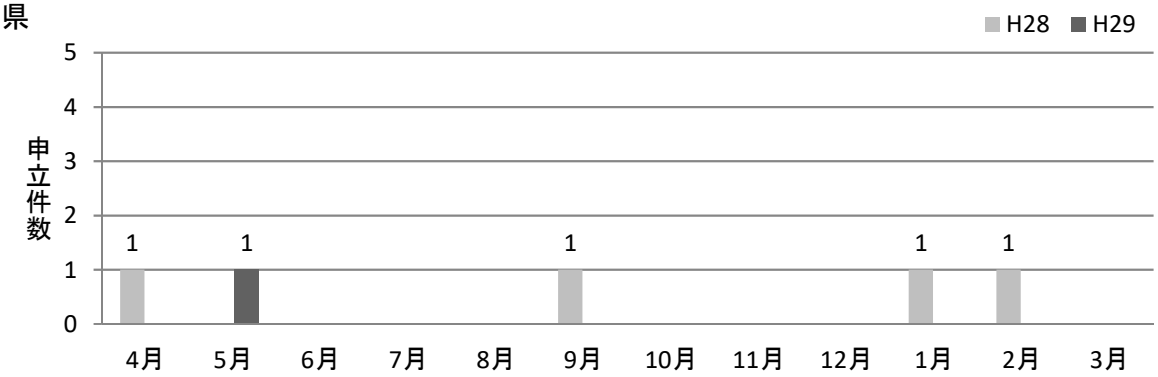

1ー(2)グラフ　月別申立件数

東京

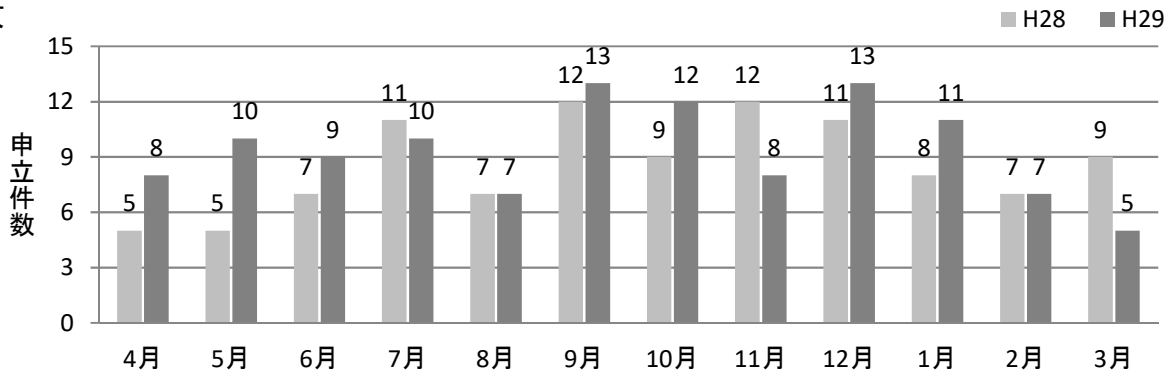

広島

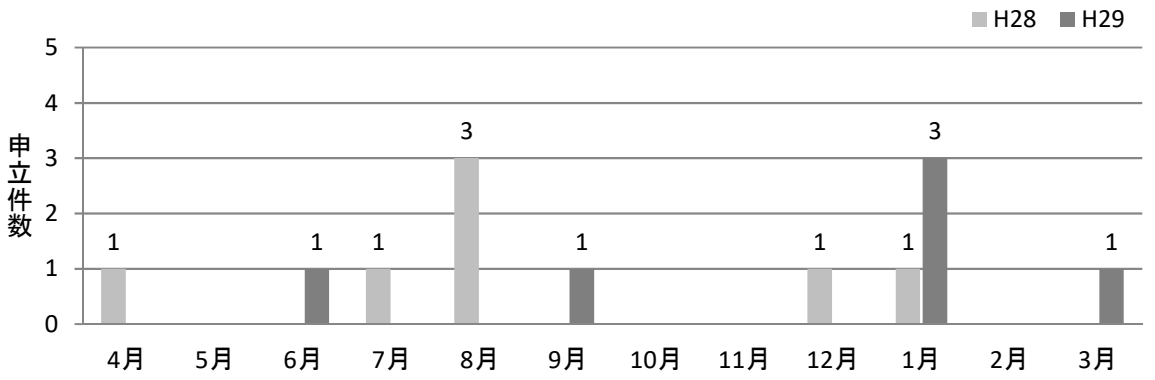

神奈川県

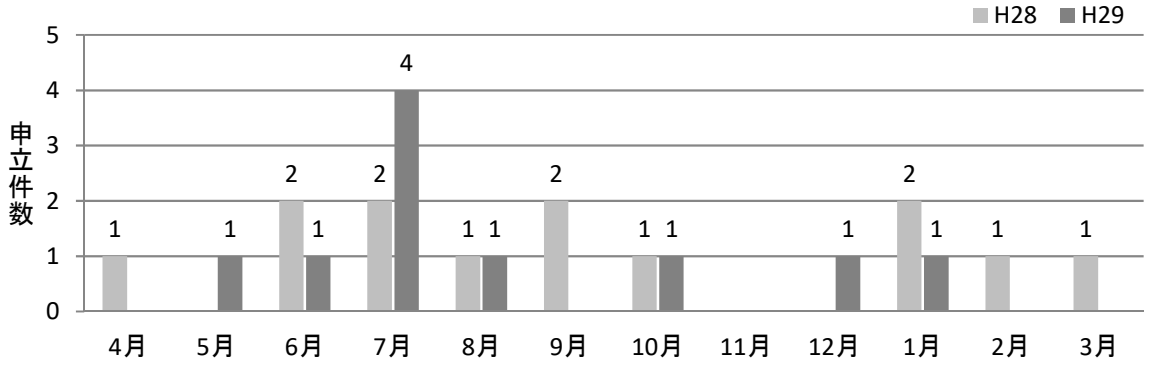

第一東京

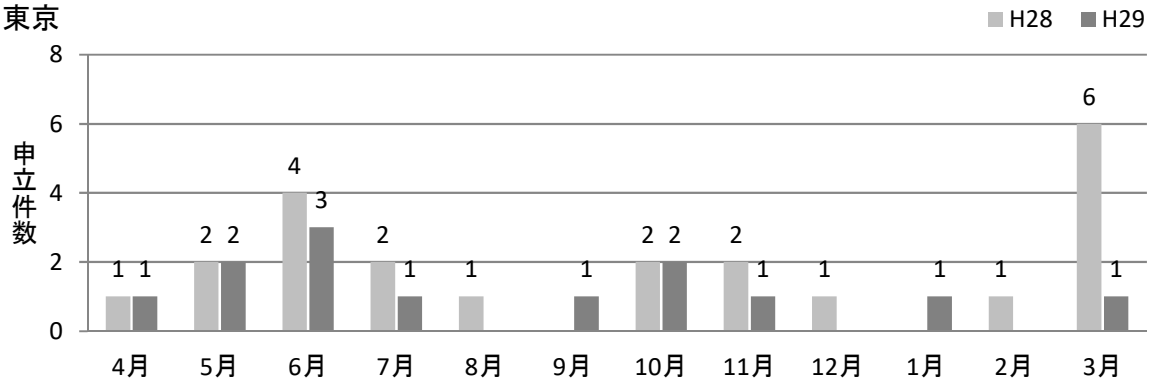

1ー(2)グラフ　月別申立件数

埼玉

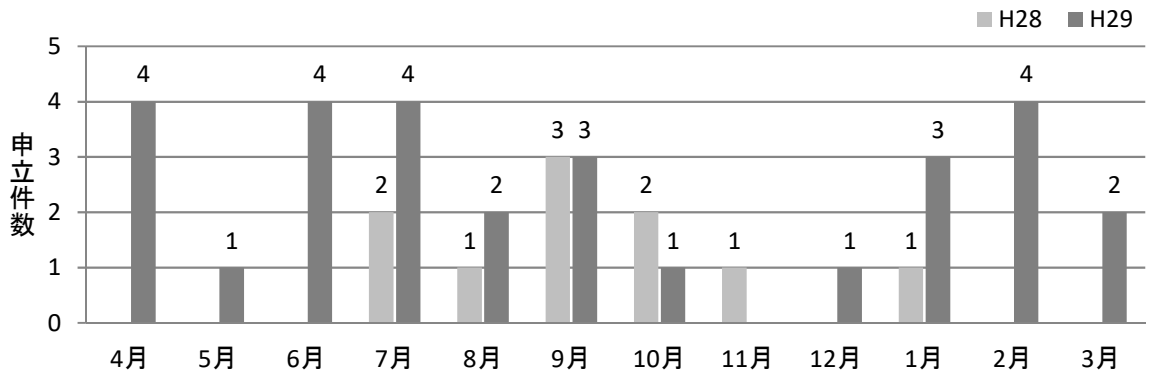

岡山

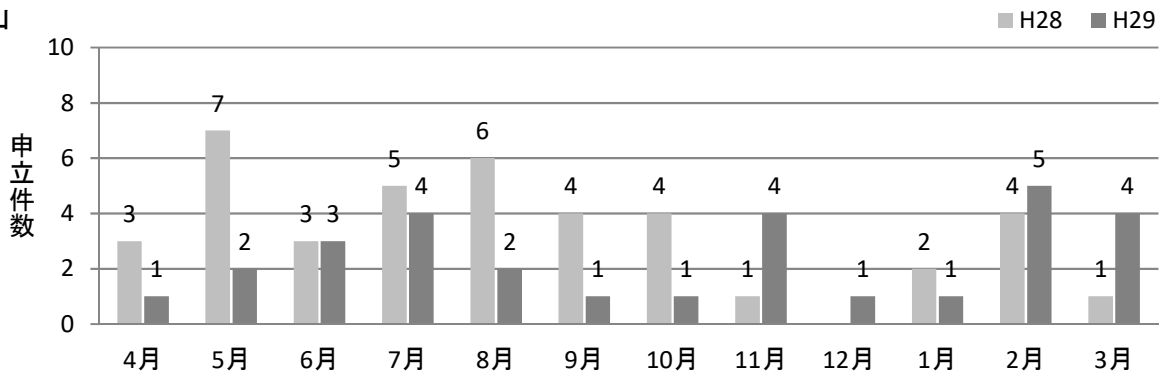

愛知県

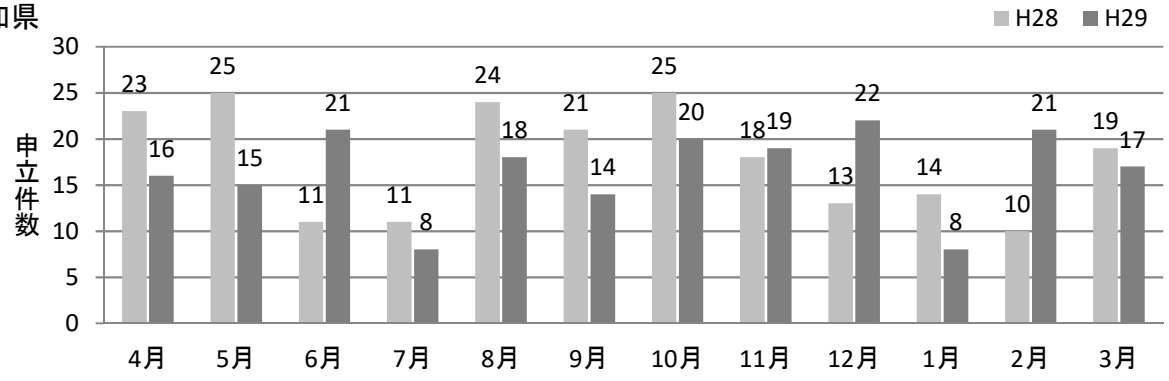

西三河

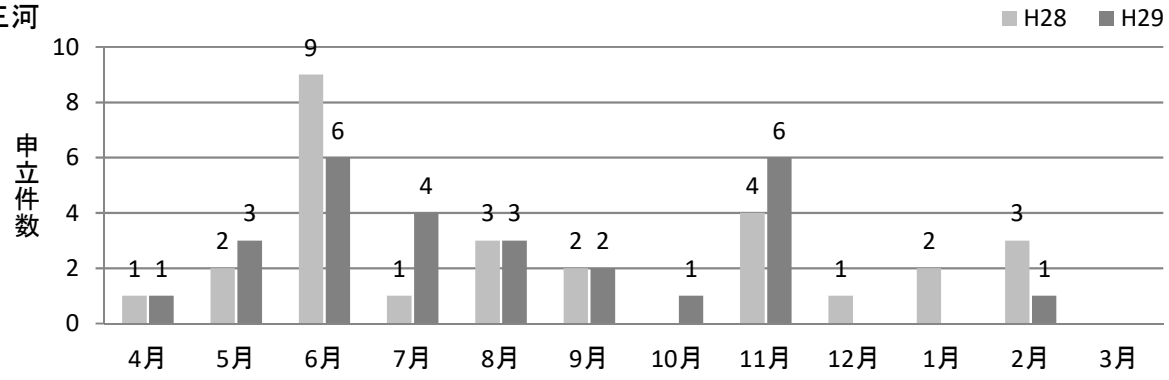

1ー(2)グラフ　月別申立件数

岐阜県

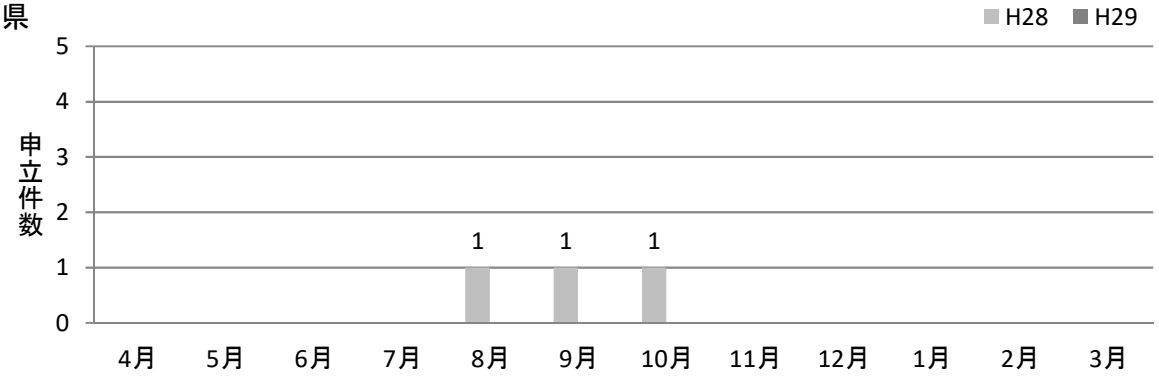

石見　※休止中

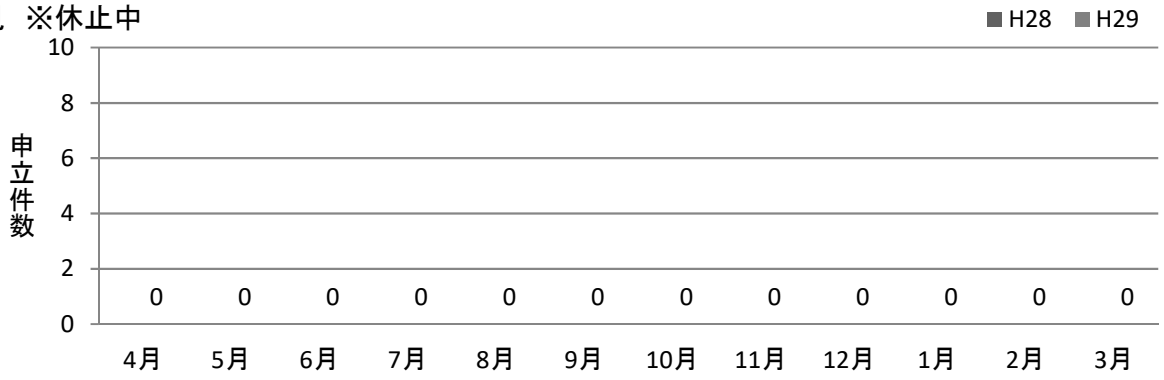

京都

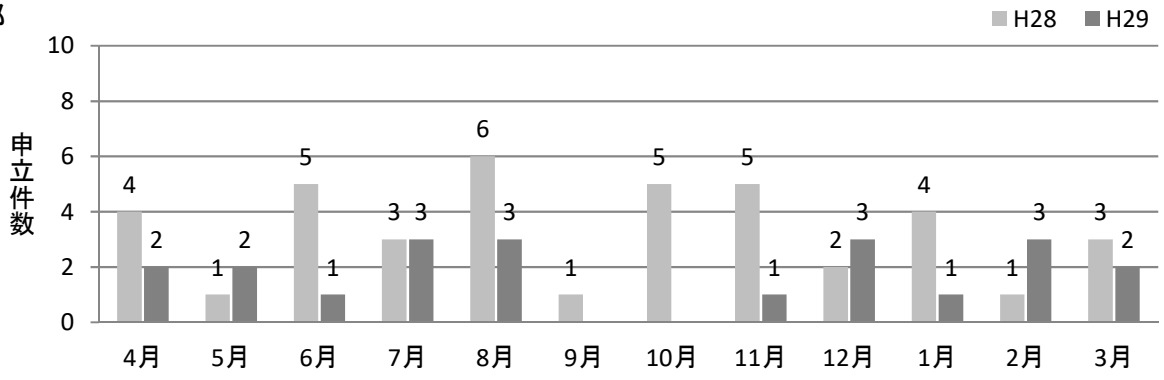

兵庫県

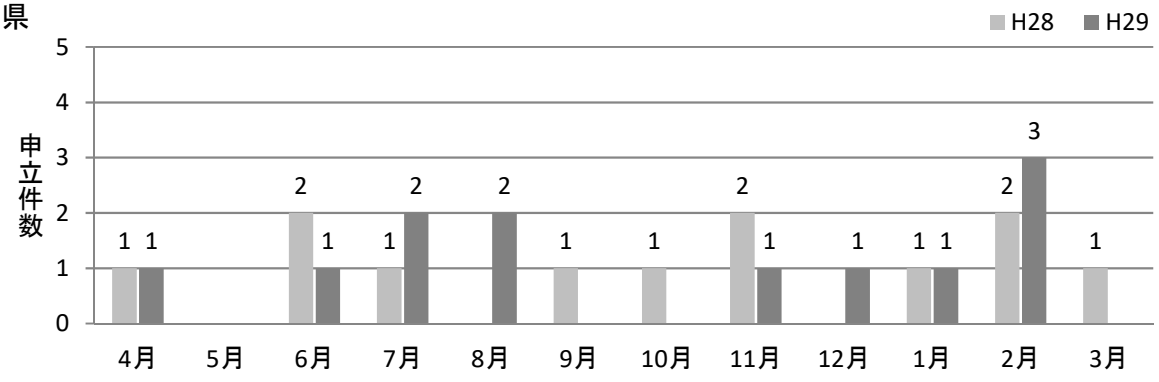

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山梨県

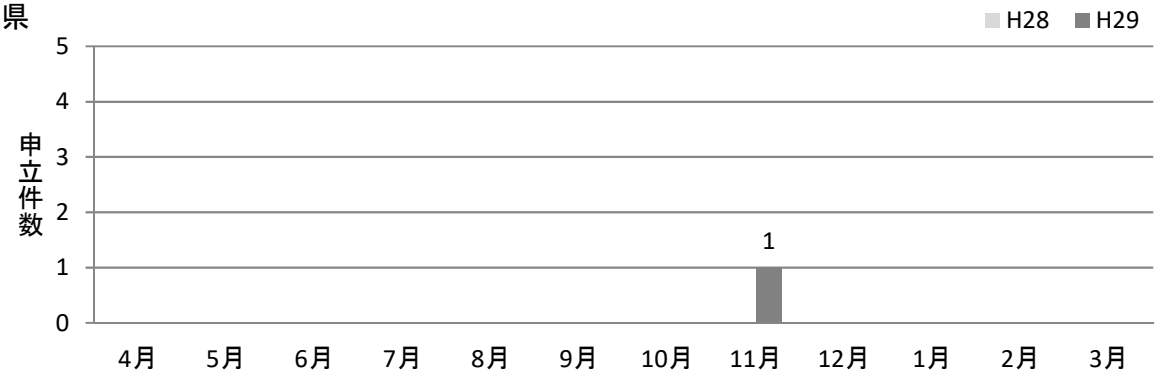

奈良

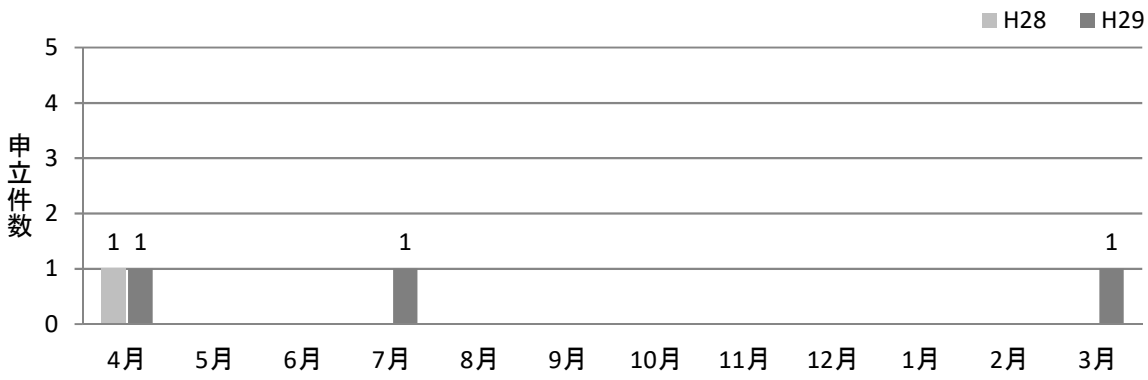

天神

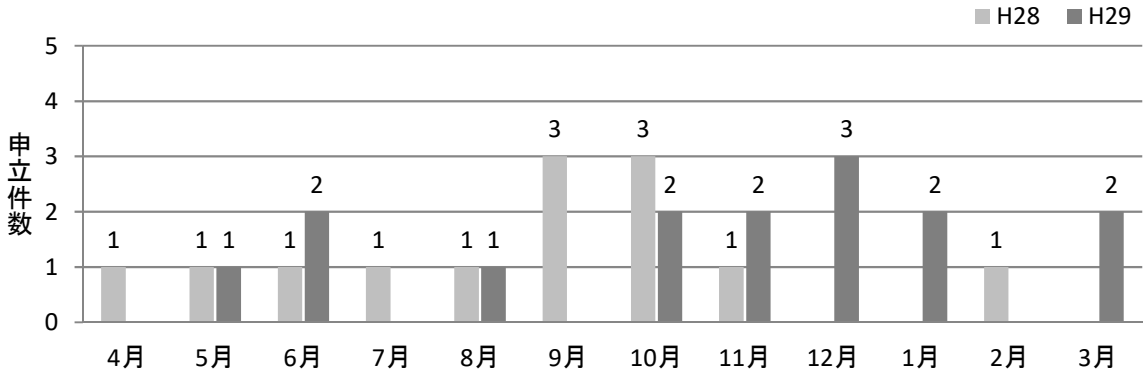

北九州

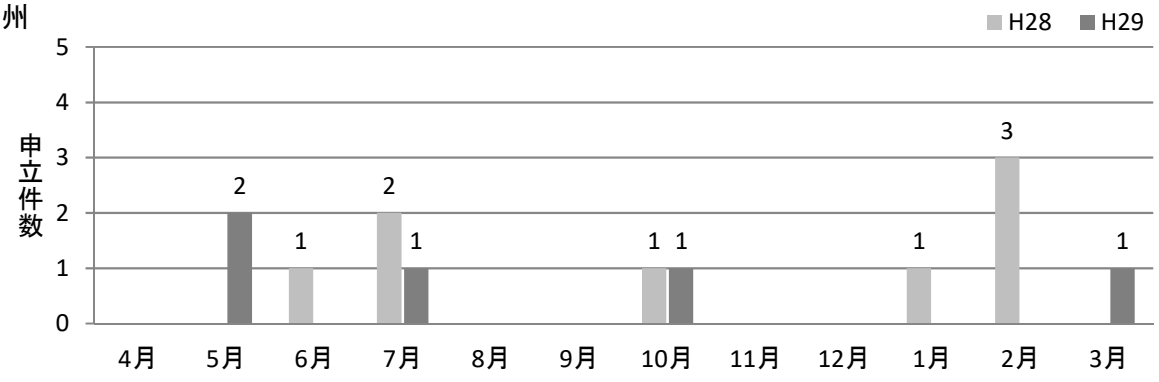

1ー(2)グラフ　月別申立件数

札幌

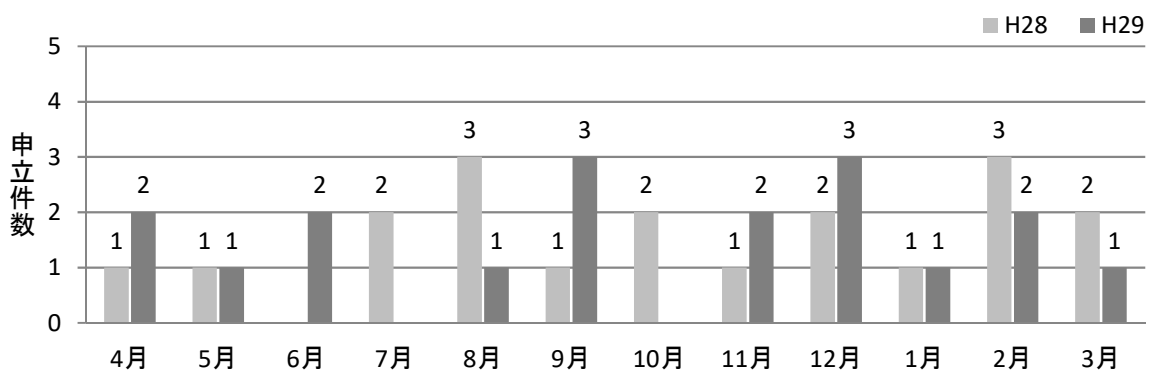

仙台

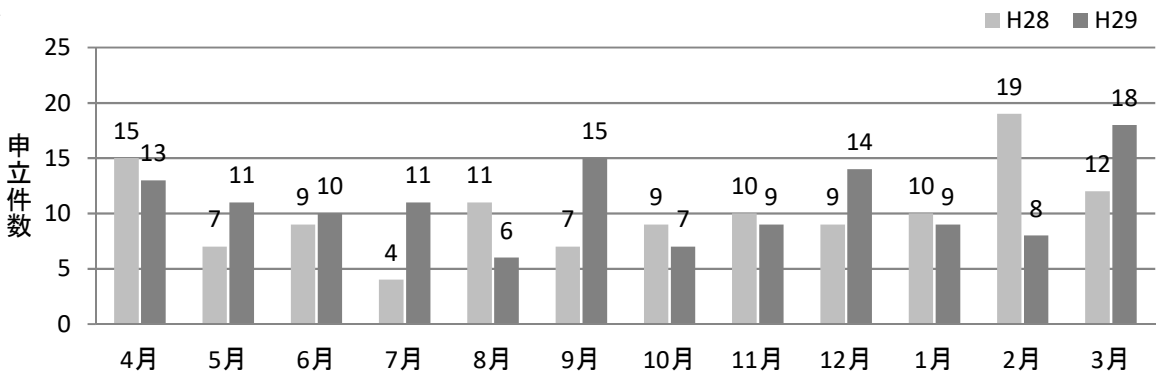

久留米

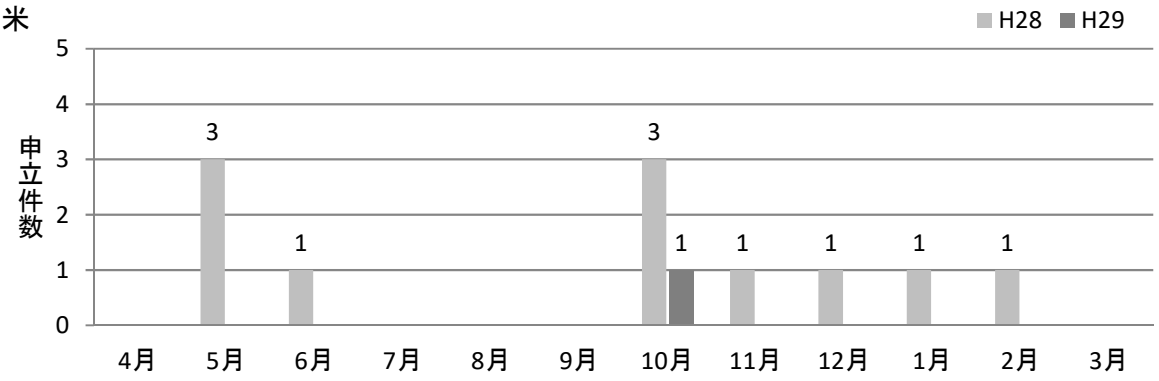

愛媛

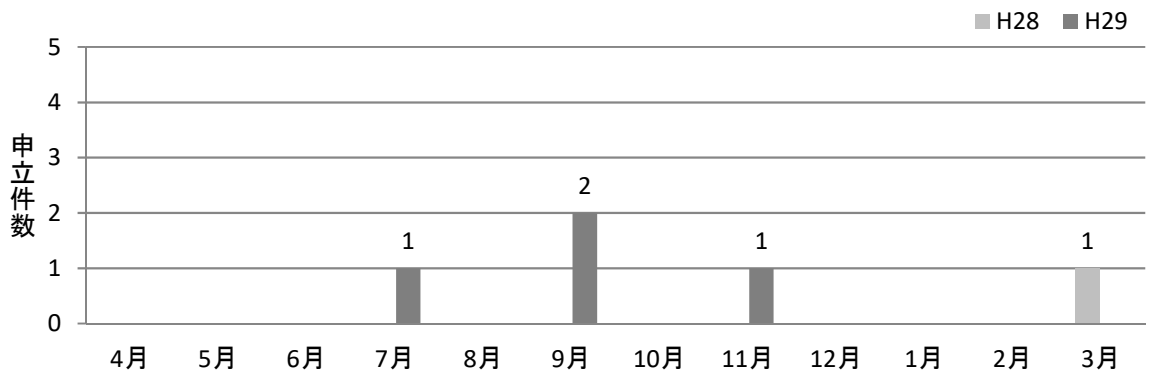

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山形県

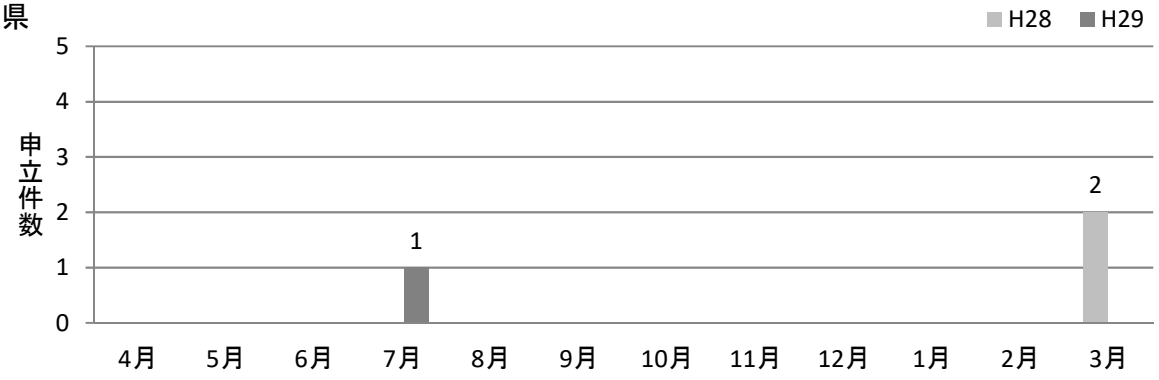

静岡県

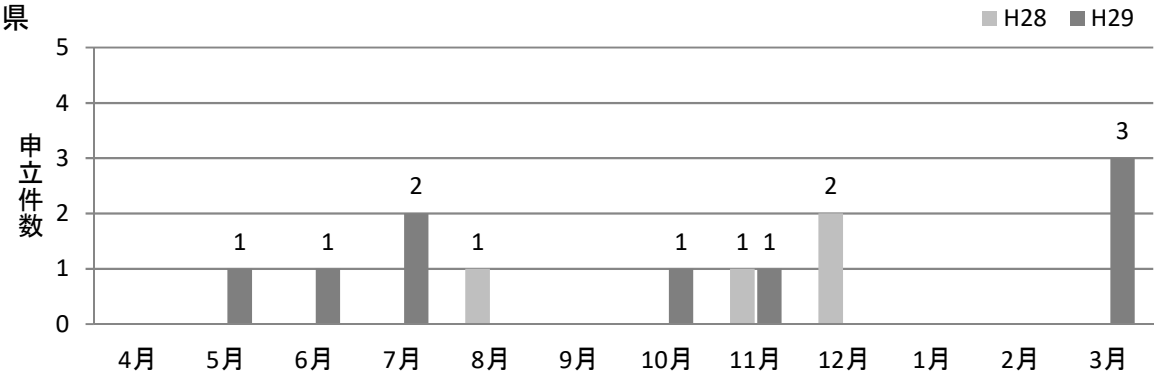

鹿児島県

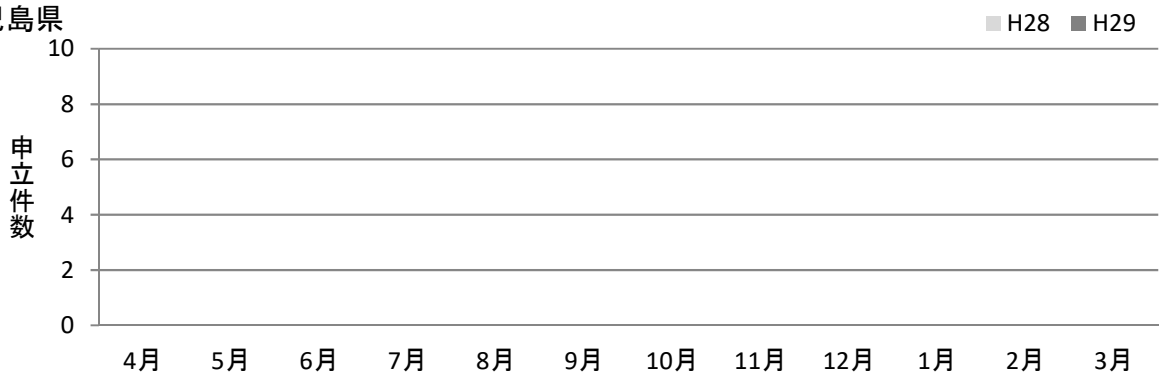

福島県

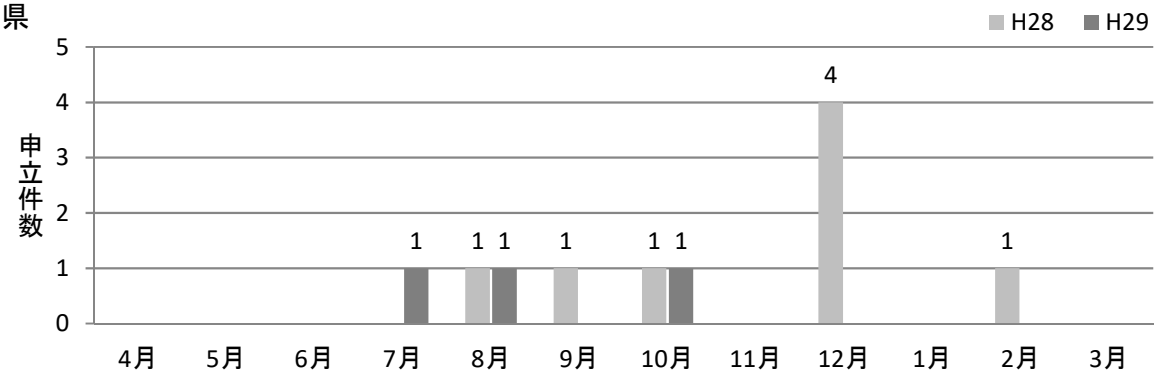

1ー(2)グラフ　月別申立件数

富山県

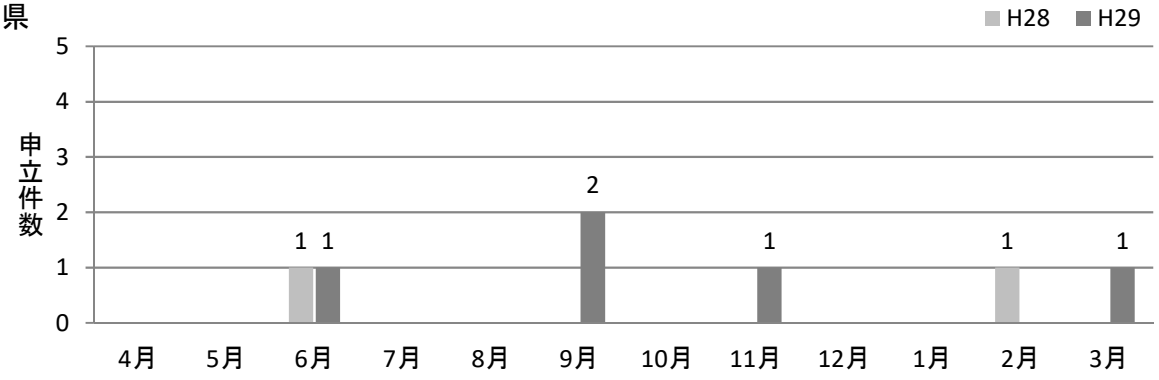

熊本県

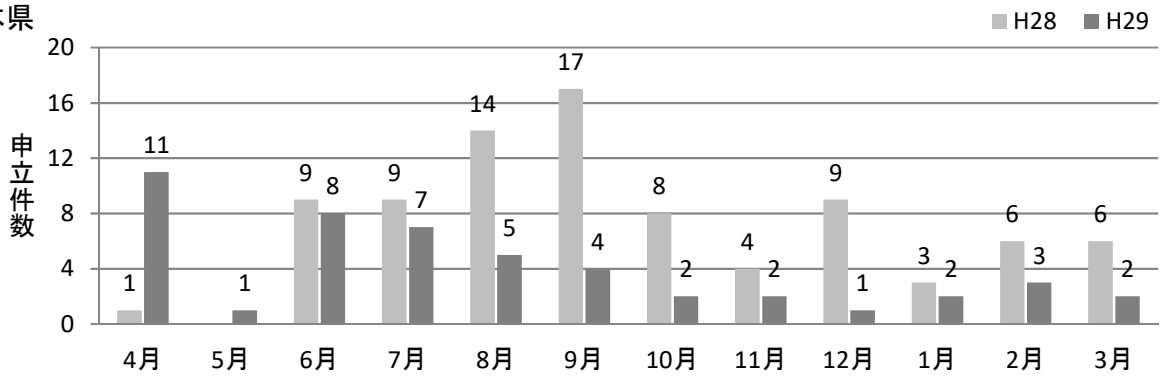

金沢

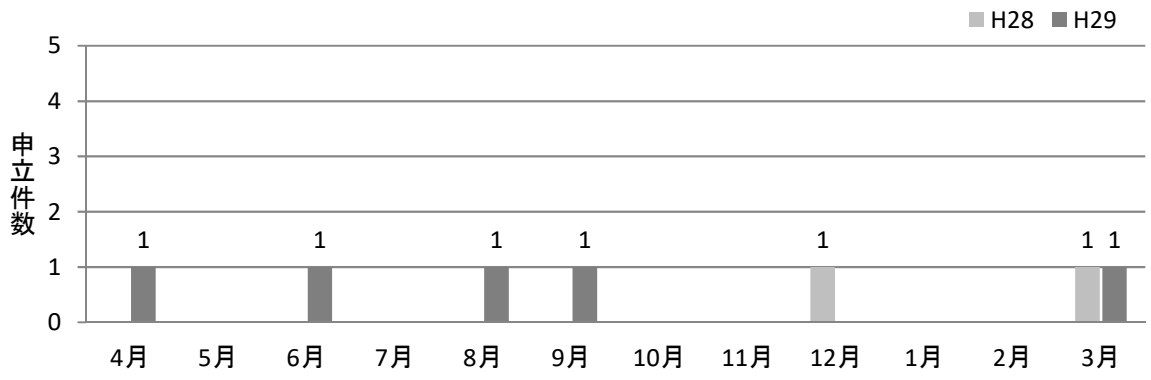

滋賀

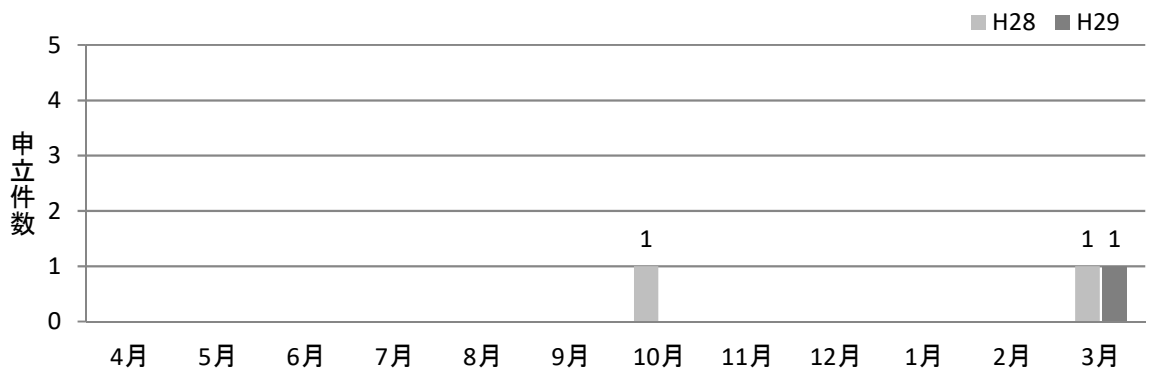

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山口県

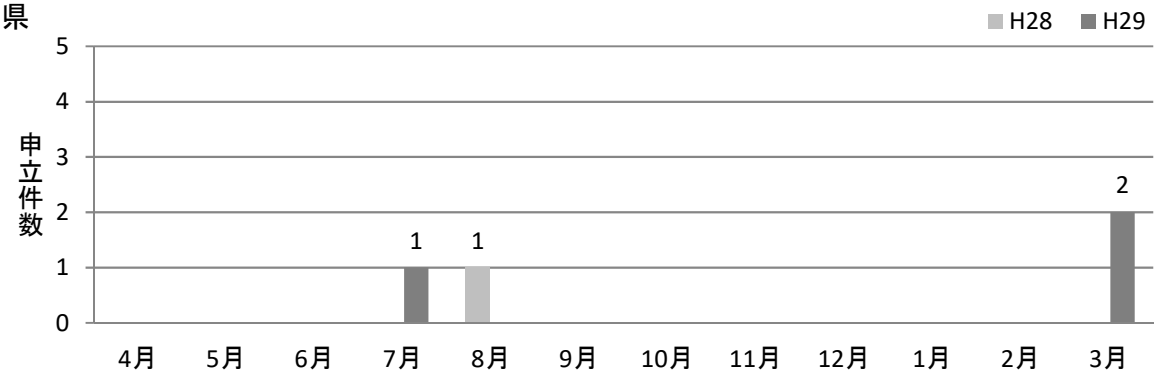

沖縄

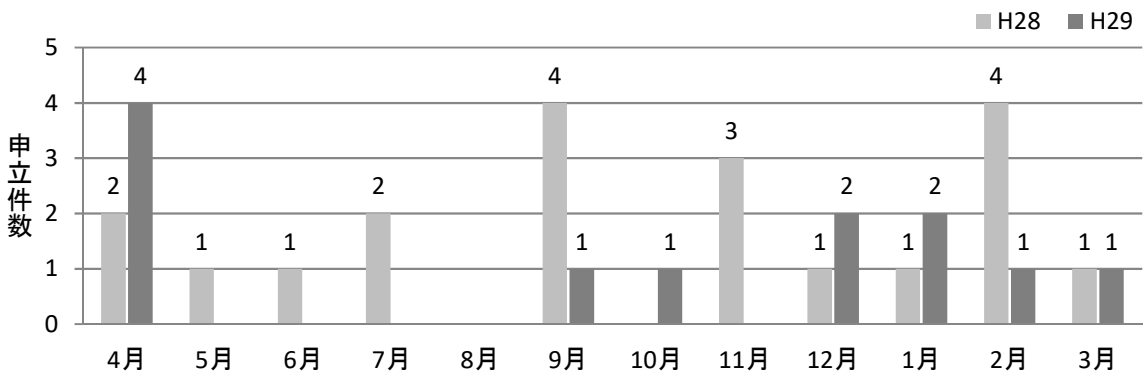

群馬

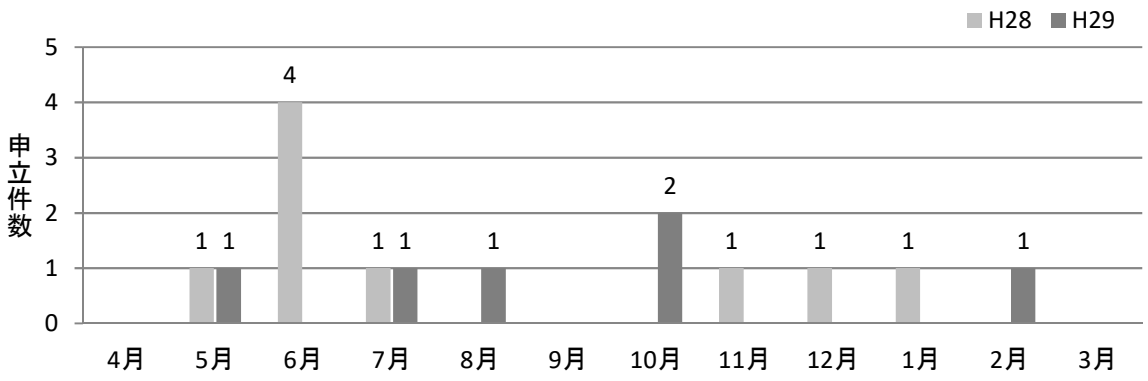

和歌山

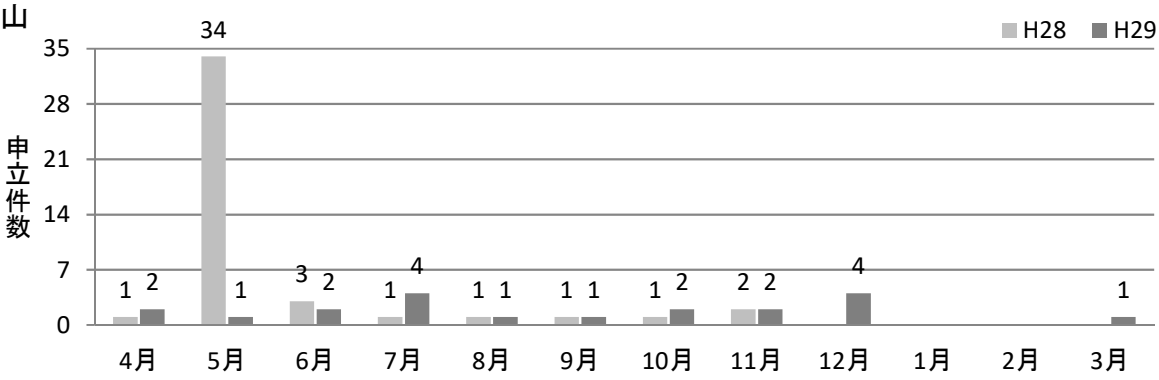

1ー(2)グラフ　月別申立件数

栃木県

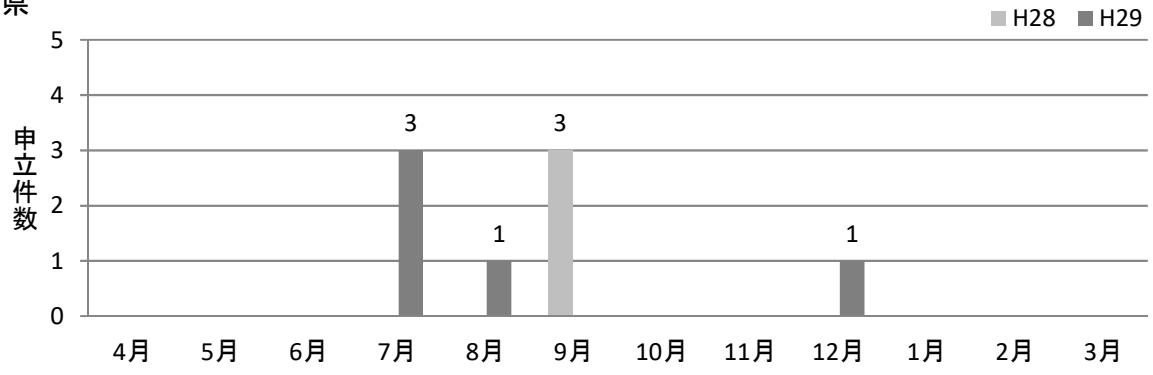

長野県

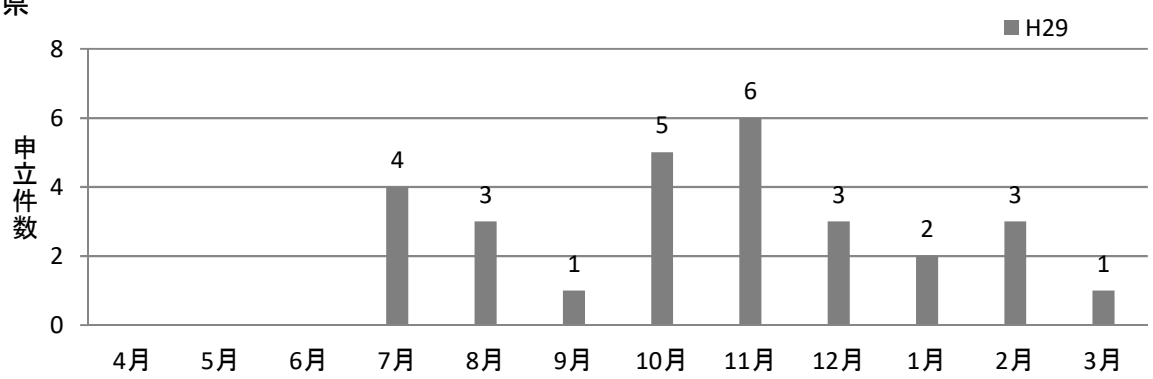

2ー(1)表 申立事件の終了状況一覧

1 申立(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
申立件数	62	150	1	113	6	10	13	29	29	199	27	0	0	21	12
①不受理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
②受　理	62	150	1	113	6	10	13	29	29	197	27	0	0	21	12

2 受理事件(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
(1)話し合いのテーブルにつかなかったケース															
①不応諾・応諾前の取下	20	74	0	38	2	4	2	12	4	15	1	0	0	2	3
②打切り・終了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19	4	0	0	0	0
不応諾件数合計	21	74	0	38	2	4	2	12	4	34	5	0	0	2	3
(2)回答待ち	0	1	0	4	1	1	1	0	4	21	0	0	0	1	0
(3)話し合いのテーブルについたケース															
①応諾後の取下・離脱	1	9	0	5	0	0	3	4	1	4	0	0	0	2	3
②不成立／あっせん人・仲裁人による終了	7	21	0	13	1	4	1	4	6	42	11	0	0	3	2
③進　行　中	9	17	0	32	2	1	2	2	7	61	6	0	0	3	2
④解決	24	28	1	21	0	0	4	7	7	35	5	0	0	10	2
応諾件数合計	41	75	1	71	3	5	10	17	21	142	22	0	0	18	9

※岡山弁護士会:「(1)①不応諾・応諾前の取下」に相手方が不応諾の場合を含む

3 応諾率(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
	66.1%	50.3%	100.0%	65.1%	60.0%	55.6%	83.3%	58.6%	84.0%	80.7%	81.5%	0.0%	0.0%	90.0%	75.0%

4 解決事件(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①旧受事件	7	20	0	11	2	2	3	0	2	41	0	0	0	2	1
②新受事件	24	28	1	21	0	0	4	7	7	35	5	0	0	10	2
解決事件合計	31	48	1	32	2	2	7	7	9	76	5	0	0	12	3

5 解決形式(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①和解	30	45	1	31	2	2	7	7	9	76	5	0	0	12	3
	96.8%	93.8%	100.0%	96.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
②和解→仲裁判断	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3.2%	4.2%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③仲裁判断	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6 解決率(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①受理事件対比解決率 ※1	45.3%	21.2%	100.0%	27.3%	0.0%	0.0%	40.0%	25.9%	38.9%	30.4%	23.8%	0.0%	0.0%	58.8%	20.0%
②応諾事件対比解決率	75.0%	48.3%	100.0%	53.8%	0.0%	0.0%	50.0%	46.7%	50.0%	43.2%	31.3%	0.0%	0.0%	66.7%	28.6%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
1	3	15	5	18	131	1	4	1	9	0	3	5	48	5	1	3	12	6	20	5	28	996
0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	6
1	3	15	5	18	130	1	4	1	8	0	3	5	48	5	1	3	12	5	20	5	27	990

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
0	0	8	4	3	34	0	0	1	1	0	1	0	21	1	1	1	3	2	0	3	7	268
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	28
0	0	8	4	3	34	0	0	1	1	0	1	0	21	1	1	1	4	2	3	3	7	296
0	0	1	0	0	16	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	56
0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3	43
1	0	1	0	4	10	0	3	0	1	0	1	1	10	0	0	0	3	1	2	2	7	162
0	1	1	1	3	30	0	1	0	2	0	0	1	3	0	0	2	0	1	7	0	1	198
0	1	4	0	8	36	1	0	0	3	0	1	3	11	2	0	0	5	1	6	0	9	235
1	3	6	1	15	80	1	4	0	6	0	2	5	25	3	0	2	8	3	16	2	20	638

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
100.0%	100.0%	42.9%	20.0%	83.3%	70.2%	100.0%	100.0%	0.0%	85.7%	0.0%	66.7%	100.0%	54.3%	75.0%	0.0%	66.7%	66.7%	60.0%	84.2%	40.0%	74.1%	68.3%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
0	1	0	2	4	25	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	1	1	1	0	0	0	131
0	1	4	0	8	36	1	0	0	3	0	1	3	11	2	0	0	5	1	6	0	9	235
0	2	4	2	12	61	1	0	0	3	0	2	3	15	2	0	1	6	2	6	0	9	366

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
0	2	4	2	12	61	1	0	0	3	0	2	3	15	2	0	0	6	2	6	0	9	360
0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	98.4%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
0.0%	50.0%	30.8%	0.0%	53.3%	42.9%	100.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	33.3%	75.0%	25.6%	50.0%	0.0%	0.0%	41.7%	25.0%	50.0%	0.0%	34.6%	31.9%
0.0%	50.0%	80.0%	0.0%	66.7%	72.0%	100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	50.0%	75.0%	50.0%	66.7%	0.0%	0.0%	62.5%	50.0%	66.7%	0.0%	47.4%	53.4%

2-(2)　申立から終了までの事件の流れ

あっせん・仲裁事件が申し立てられてから，終了するまでの流れは，以下のフローチャートに書いたとおりです。個々の項目の説明は，後記のとおりです。

【フローチャート】

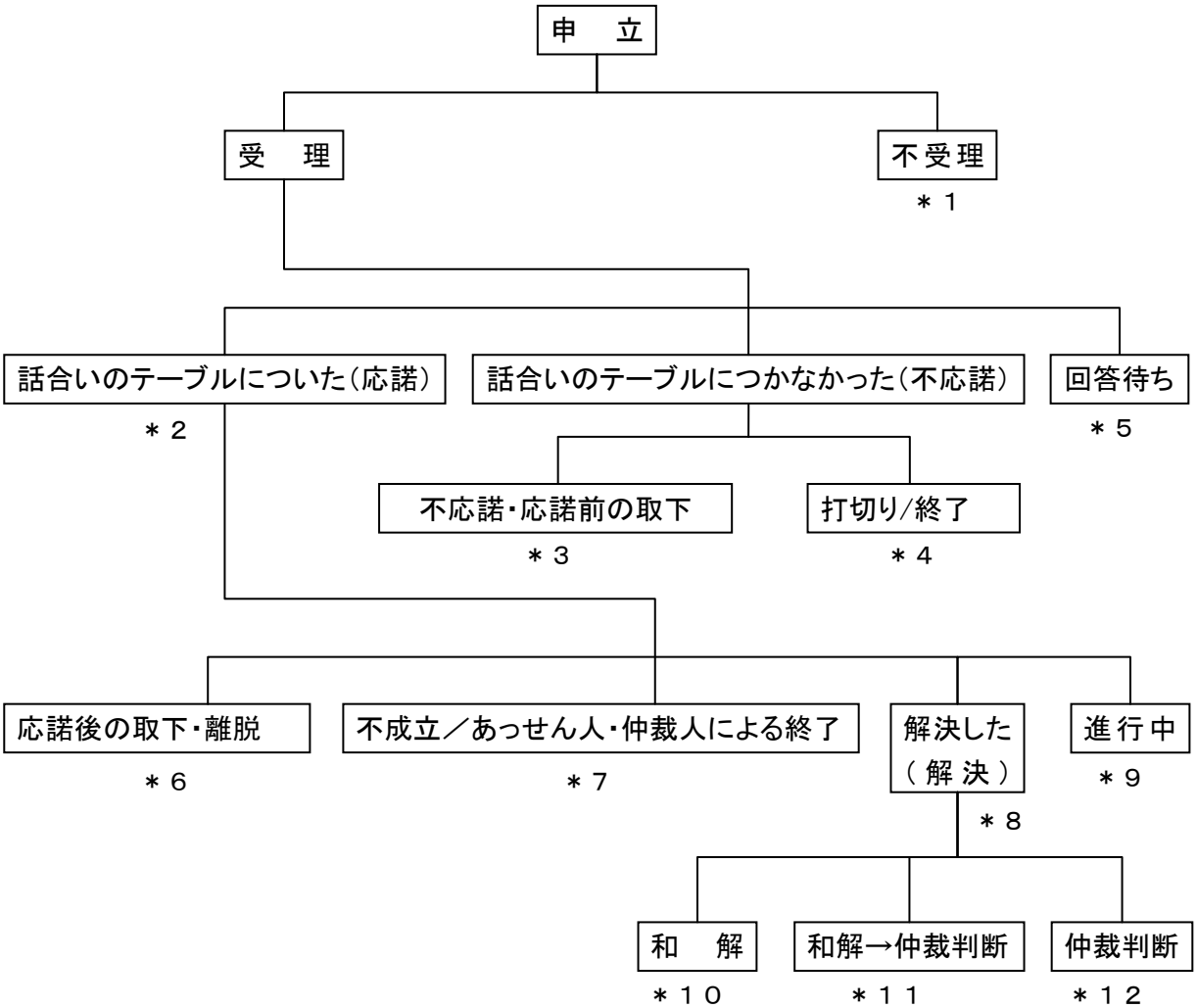

2-(3)　フローチャートの用語の説明

（ ）は，2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

＊１　不受理(1①)

センターのなかには，法律相談段階で審査を行い，事件として受理しないもの，申立書を受け取ったが，あっせん・仲裁不適合事案として受け付けないものがある。

＊２　応諾(2(3))

あっせん・仲裁事件として，当事者双方が話合いの席について，手続が進んだケース。

＊３　不応諾・応諾前の取下(2(1)①)

相手方が手続に応諾しないまま申立ての取下がされたケース。不応諾による取下の場合と応諾前の取下の場合が含まれる。

＊４　打切り/終了(2(1)②)

申立受理後相手方応諾前にセンター又はあっせん人・仲裁人予定者が手続を打ち切り，期日前に終了させたケ

ース。手続応諾前に申立人の取下以外で終了したケース。

＊５　回答待ち(2(2))

統計処理上，年度末において締める必要があるため，年度末において相手方からの回答が来ていないケース。

＊６　応諾後の取下・離脱(2(3)①)

手続の応諾はされたが，その後に申立人から申立ての取下がされ，又は相手方が離脱（応諾の取消）をしたケース。応諾後に当事者の主導で手続が終了したケース。

＊７　不成立／あっせん人・仲裁人による終了(2(3)②)

手続の応諾はされたが，その後，和解又は仲裁がされずに，あっせん人・仲裁人（又はセンター）が手続を打ち切り，終了させたケース。手続応諾後に和解・仲裁がされないまま当事者の取下・離脱以外で手続が終了したケース。

＊８　解決(2(3)④，4，5)

手続の応諾があり，和解又は仲裁判断により解決したケース。2-(1)表の「2 受理事件 (3)④解決」には当該年度に申し立てられ，当該年度に解決した事件（新受事件）のみ計上し，同表「4 解決事件 」及び「5 解決形式」には，新受事件及び前年度以前に申し立てられ当該年度に解決した事件（旧受事件）を合わせて計上している。

＊９　進行中(2(3)③)

＊６と同様，年度末で区切るための処理。当然，次年度以降この数値は減少することになる。継続中としているセンターもある。

＊１０　和解(5①)

和解で解決したケース。当事者の仲裁合意に基づいて仲裁申立があったが和解で終了したケースも含んでいる。

＊１１　和解→仲裁判断(5②)

あっせん等により当事者間に和解が成立した後，和解の内容を仲裁判断とする合意が当事者間に成立し，これに基づき仲裁人が仲裁判断書を作成したケース。純然たる仲裁判断と区別する。仲裁判断（和解）あるいは和解的仲裁判断と表記しているものはこれに含めた。ほとんど仲裁判断の理由が書かれていない（仲裁法第３８条，第３９条）。

＊１２　仲裁判断(5③)

当事者の仲裁合意に基づき仲裁人が仲裁判断をしたケース。純然たる仲裁判断。

【その他】

( )は，2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

１　応諾率(新受事件・3)

受理事件の中で，話合いのテーブルについた事件の割合。ただし，受理件数の中から回答待ちの件数を差し引いている。

計算式　　応諾件数÷（受理件数－回答待件数）×１００％

２　受理事件対比解決率(新受事件・6)

(1) 受理事件対比解決率(6①)

受理事件の中で当該年度に解決したケースの割合。

計算式　　解決（新受）件数÷（受理件数－回答待件数－進行中件数）×１００％

(2) 応諾事件対比解決率(6②)

当事者が話合いのテーブルについたもののうち，解決（新受）した事件の比率

計算式　　解決（新受）件数÷（応諾件数－進行中の件数）×１００％

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

① 申立件数（センター別）

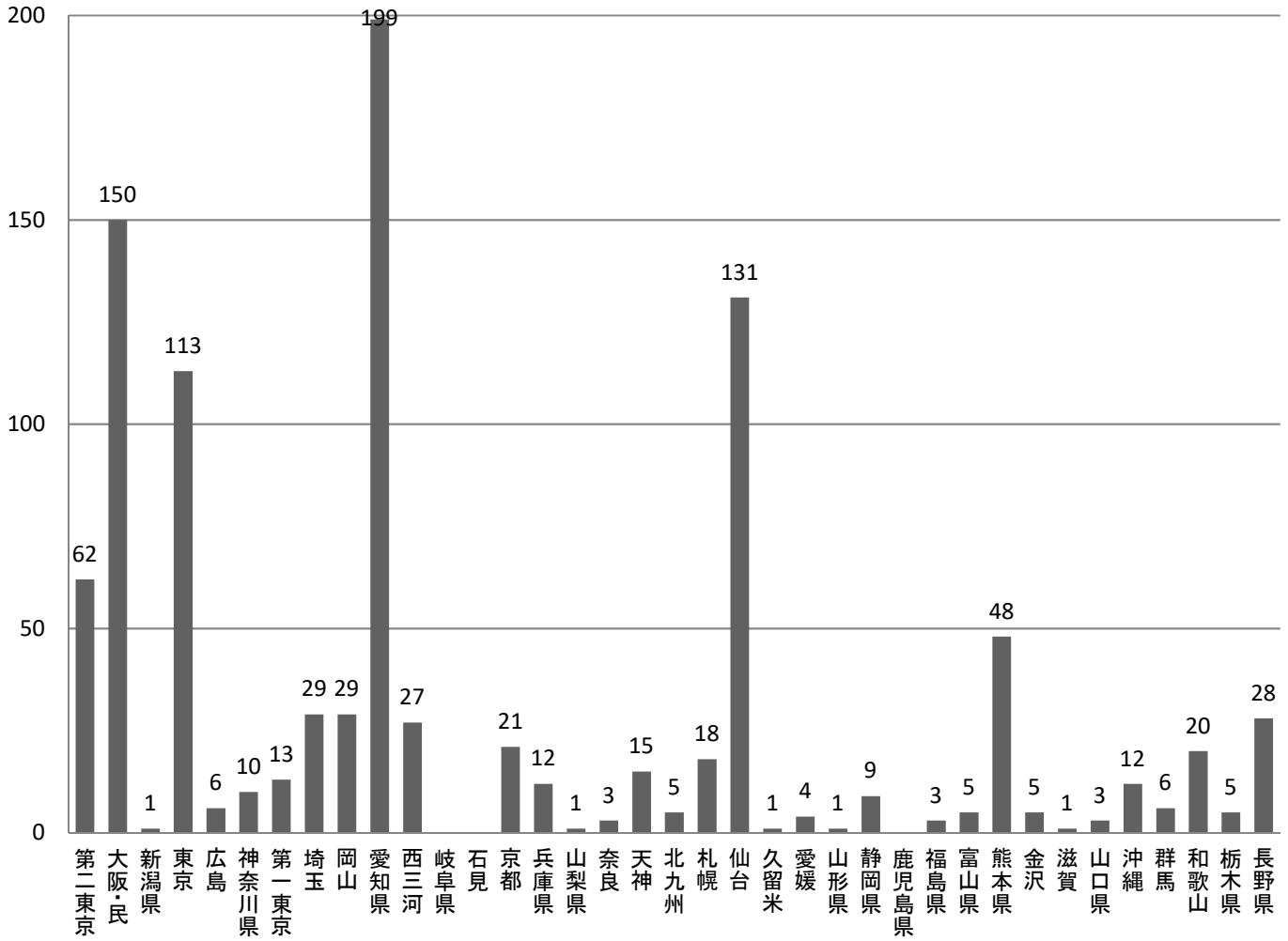

② センター別解決事件数

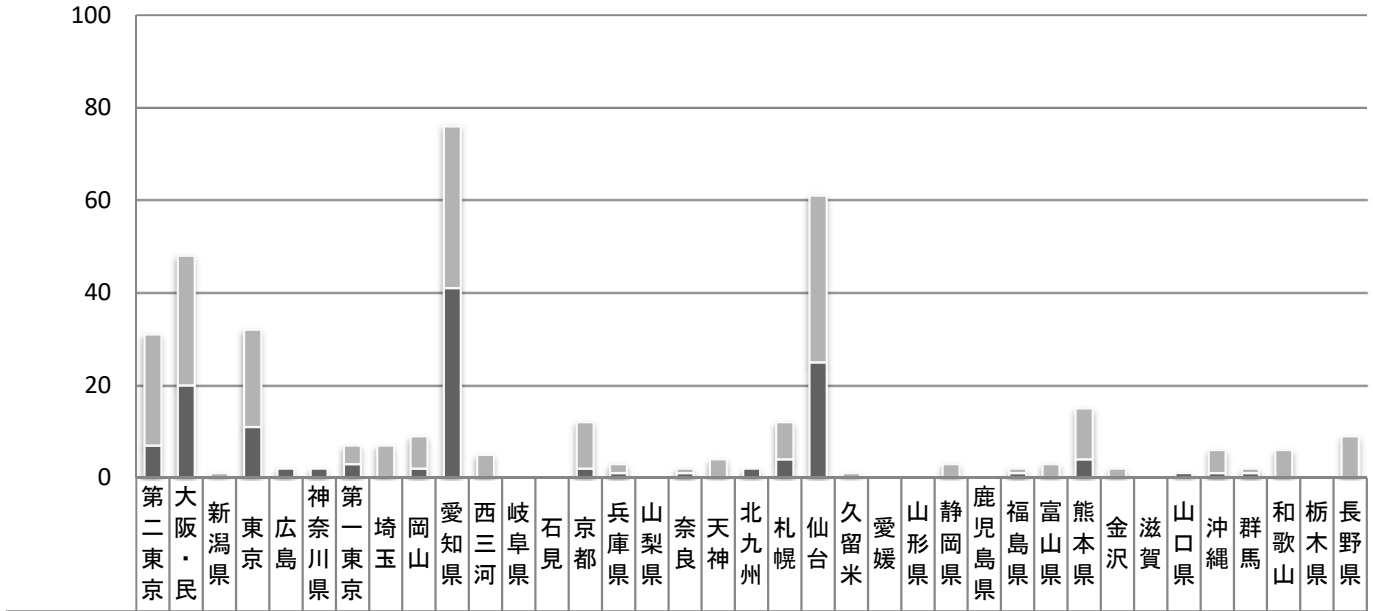

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県
新受事件	24	28	1	21	0	0	4	7	7	35	5	0	0	10	2	0	1	4	0	8	36	1	0	0	3	0	1	3	11	2	0	0	5	1	6	0	9
旧受事件	7	20	0	11	2	2	3	0	2	41	0	0	0	2	1	0	1	0	2	4	25	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	1	1	1	0	0	0

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

③ 応諾状況

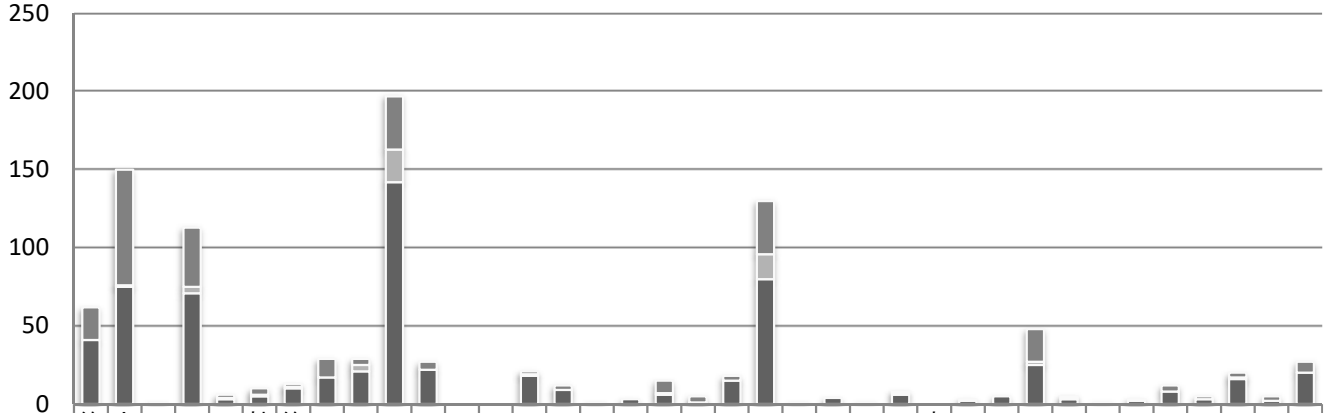

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県
■不応諾	21	74	0	38	2	4	2	12	4	34	5	0	0	2	3	0	0	8	4	3	34	0	0	1	1	0	1	0	21	1	1	1	4	2	3	3	7
■回答待ち	0	1	0	4	1	1	1	0	4	21	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	16	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0
■応諾	41	75	1	71	3	5	10	17	21	14	22	0	0	18	9	1	3	6	1	15	80	1	4	0	6	0	2	5	25	3	0	2	8	3	16	2	20

④ 不応諾事由

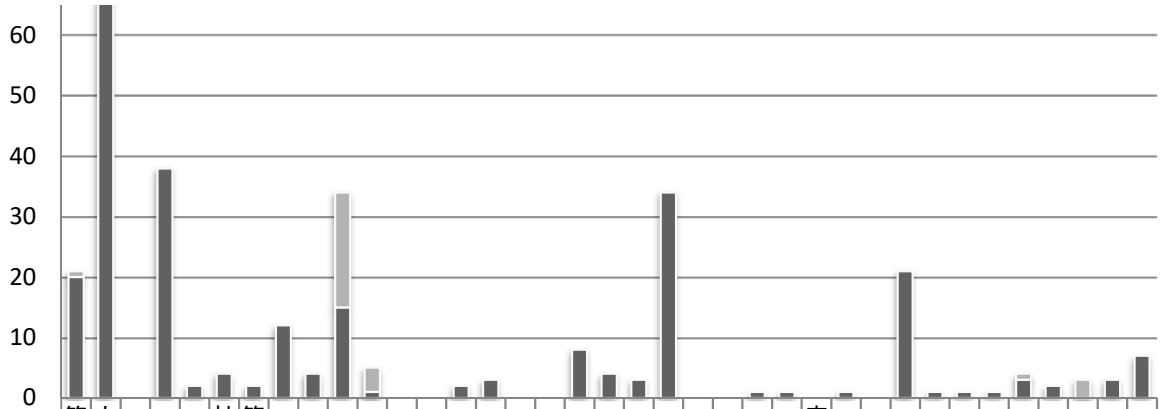

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県
■打切り／終了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0
■不応諾／応諾後取下げ	20	74	0	38	2	4	2	12	4	15	1	0	0	2	3	0	0	8	4	3	34	0	0	1	1	0	1	0	21	1	1	1	3	2	0	3	7

⑤ 解決事件の形式

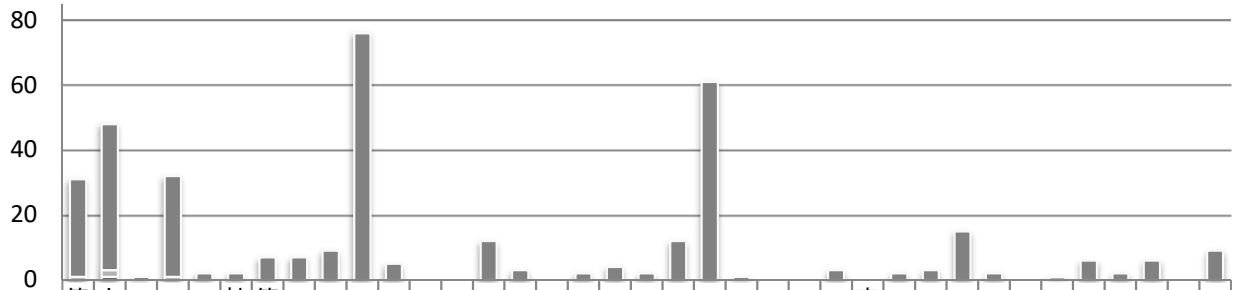

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県
■和解	30	45	1	31	2	2	7	7	9	76	5	0	0	12	3	0	2	4	2	12	61	1	0	0	3	0	2	3	15	2	0	0	6	2	6	0	9
■和解→仲裁判断	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
■仲裁判断	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3-(1)表 紛争類型別受理事件一覧

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
1 不動産売買を巡る紛争	3	5	0	0	0	0	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	32
手付金返還等																					1												1					2
契約解除																					2																	2
買い戻し																					1																	1
その他	3	5						1	2	4							1				6						1						1		1	2		27
2 不動産賃貸借を巡る紛争	1	21	0	1	0	0	0	5	3	9	0	0	0	5	0	1	0	1	0	3	10	0	0	0	1	0	0	0	14	0	0	0	3	1	2	0	1	82
明渡		4		1										1							2								4						1			13
賃料増額										1																							1					2
賃料減額																													2								1	3
敷金・保証金返還		1																			2				1				5									9
賃料配分・管理費用分担																																	1					1
滞納賃料		3												1						1																		5
原状回復費用		5						2		1										1													1		1			11
更新料																																						0
借地権買取																																						0
修理・修繕費用	1	2						1						1				1			3													1				10
その他		6						2	3	7				2		1				1	3								3									28
3 請負契約を巡る紛争	5	16	0	1	0	3	1	1	2	25	1	0	0	3	3	0	0	3	1	2	7	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	1	1	2	0	4	92
建築工事代金	4	5				1		1	1	6					1				1		2								3						1		2	28
契約の解除		3								2								1			1												1				1	9
建築工事の損害		6		1		2				10	1			1	1					2	1								6						1		1	33
デザイン料															1			1																				2
その他	1	2					1		1	7				2				1			3								1					1				20
4 貸金を巡る紛争	0	5	0	2	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	22
債権額・過払金等を巡る紛争										3	1									1					1										1			7
債務弁済協定				1						1											2														1			5
その他		5		1					1						1																						2	10
5 その他の契約紛争	8	16	0	22	0	1	4	5	2	16	0	0	0	2	2	0	0	3	0	0	9	1	3	0	2	0	0	4	3	1	0	1	2	0	2	1	0	110
リース契約	1			1																								2										4
商品委託取引																																						0
預り金返還									1																													1
動産売買		3				1		1		6											2								2									15
銀行関係		1		14			2							1	1								3		2			2		1		1			1			29
手数料返還																					1																	1
契約不履行	1			4					1									2				1											2		1			12

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
立替金																		1																				1
サービスの提供を巡る紛争		4						2																														6
先物取引を巡る紛争																																						0
介護契約を巡る紛争		1																																				1
その他	6	7		3			2	2		10				1	1						6								1							1		40
6 債務不存在確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
7 不法行為を巡る紛争	36	42	1	77	4	4	6	12	6	90	12	0	0	7	2	0	1	4	4	9	47	0	1	1	2	0	2	0	4	1	0	2	2	0	7	0	5	391
けんか	1	1		1										1				1		1	2														1		2	11
動物事故										1																												1
交通事故（自転車事故以外）	1	2		1				5		12	2			2	1					1					1				2				1					31
自転車事故（自転車同士・自転車と歩行者・物損）		4								1											1																	6
医事紛争	22	26		54	3		6		2	48	1			2			1	3	1	6	17		1						1	1		1			1			197
名誉毀損		2								2											1												1		2			8
近隣紛争	3			3		2			3	1	1			1							1			1													1	17
婚姻外男女関係	2			1				2	1	4	1										5														2			18
賠償額確定	1	1	1	5							2								1	1	2																	14
スポーツ事故								3																														3
故意による加害	3			2		1				6	1										2														1		1	17
その他	3	6		10	1	1		2		15	4			1	1				2		16				1		2		1			1					1	68
8 知的財産権がらみの紛争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 家族間の紛争	2	14	0	2	1	0	2	0	4	15	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	1	7	72
離婚・夫婦関係調整		4			1				2	3				1							2																	13
婚約破棄										2				1							2																	5
養育費・親権				1						1																										1		3
相続	2	3		1						4											8									1								19
親子関係		4							1	1											2													1			2	11
その他		3					2		1	4											4									1	1						5	21
10 職場の紛争	5	4	0	5	0	0	0	3	4	15	5	0	0	1	2	0	1	0	0	2	13	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	64
解雇・退職	1	1						2	2	5					1					1	2														1			16
労働災害									2	4	4																								2			12
賃金	1	1		1							1						1																					5
その他	3	2		4				1		6				1	1					1	11							1										31
11 会社関係の紛争	2	4	0	3	1	0	0	0	0	6	5	0		0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26
12 相隣関係	0	7	0	0	0	2	0	0	2	9	1	0		1	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	1	2	40
13 マンション（区分所有）関係	0	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13
管理費滞納等		1																																				1
その他		7							1									2											2									12
14 その他	0	8	0	0	0	0	0	2	2	3	2	0		0	1	0	0	1	0	1	7	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	2	2	1	0	6	44
合計	62	150	1	113	6	10	13	29	29	197	27	0	0	21	12	1	3	15	5	18	130	1	4	1	8	0	3	5	48	5	1	3	12	5	20	5	27	990

3-(2)表 紛争類型別解決事件一覧

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
1 不動産売買を巡る紛争	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	10
手付金返還等																																						0
契約解除																																						0
買い戻し																																						0
その他	3					1				1							1				1						1					1			1			10
2 不動産賃貸借を巡る紛争	4	4	0	0	0	1	0	1	0	8	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0	31
明渡																																						0
賃料増額																																						0
賃料減額																																						0
敷金・保証金返還	3					1				1							1				1						1					1			1			10
賃料配分・管理費用分担																																	1					1
滞納賃料		1												1																								2
原状回復費用		1						1		1																							1		1			5
更新料																																						0
借地権買取																																						0
修理・修繕費用	1	1																			1													1				4
その他		1								6				1						1																		9
3 請負契約を巡る紛争	2	9	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	30
建築工事代金		2													1						3																1	7
契約の解除		1																1			1																	3
建築工事の損害	2	5								1				1						2	1								3									15
デザイン料																																						0
その他		1							1	1				1							1																	5
4 貸金を巡る紛争	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
債権額・過払金等を巡る紛争										2																												2
債務弁済協定				1																															1			2
その他																																						0
5 その他の契約紛争	3	5	0	8	0	0	4	1	1	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	36
リース契約	1			1																								2										4
商品委託取引																																						0
預り金返還																																						0
動産売買		1								1											1																	3
銀行関係				6			2							1	1						1									1								12
手数料返還																																						0
契約不履行	1	2		1					1													1											2					8

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
立替金																																						0
サービスの提供を巡る紛争	1	2																																				3
先物取引を巡る紛争																																						0
介護契約を巡る紛争																																						0
その他							2	1		3																												6
6 債務不存在確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
7 不法行為を巡る紛争	16	14	1	20	2	0	2	5	0	36	4	0	0	4	1	0	0	2	1	6	30	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	0	1	1	2	0	1	154
けんか		1		1										1				1																				4
動物事故										1																												1
交通事故（自転車事故以外）								1		2	1			2											1													7
自転車事故（自転車同士・自転車と歩行者・物損）										1																												1
医事紛争	11	10		11	2		2			24				1				1	1	4	8						1		1					1	1			79
名誉毀損										1											1																	2
近隣紛争	3			1																1																	1	6
婚姻外男女関係								1		1											2														1			5
賠償額確定	1	2	1	1							2									1	2																	10
スポーツ事故								2																														2
故意による加害				1																	1												1					3
その他	1	1		5				1		6	1				1						16				1				1									34
8 知的財産権がらみの紛争	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9 家族間の紛争	2	4	0	2	0	0	1	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	24
離婚・夫婦関係調整		2							2	3											1																	8
婚約破棄	1																																					1
養育費・親権																																						0
相続	1	1		1						1											1																	5
親子関係				1					1												1																1	4
その他		1					1														2									1							1	6
10 職場の紛争	1	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3	11	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
解雇・退職									1											1	2																	4
労働災害									1																													1
賃金										1	1								1																			3
その他	1									4				1						2	9							1										18
11 会社関係の紛争	1	1	0	1	0	0	0	0	1	7	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
12 相隣関係	1	5	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0		1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	15
13 マンション（区分所有）関係	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
管理費滞納等																																						0
その他		1																1																				2
14 その他	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	12
合計	34	46	1	32	2	3	7	7	9	74	5	0	0	11	3	0	2	4	2	12	60	1	0	0	3	0	3	3	10	2	0	2	5	2	6	0		351

3-(3)グラフ 受理事件・解決事件類型

① 紛争類型別受理事件一覧

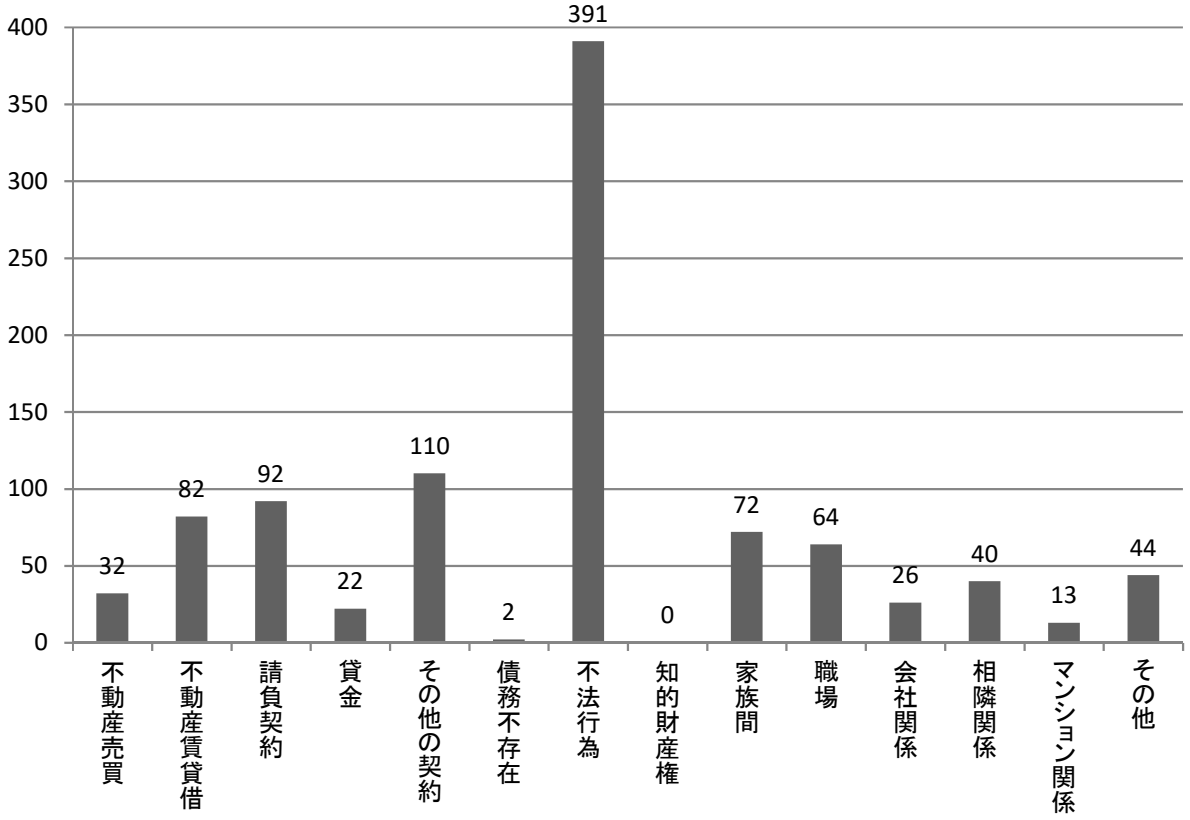

② 紛争類型別解決事件一覧

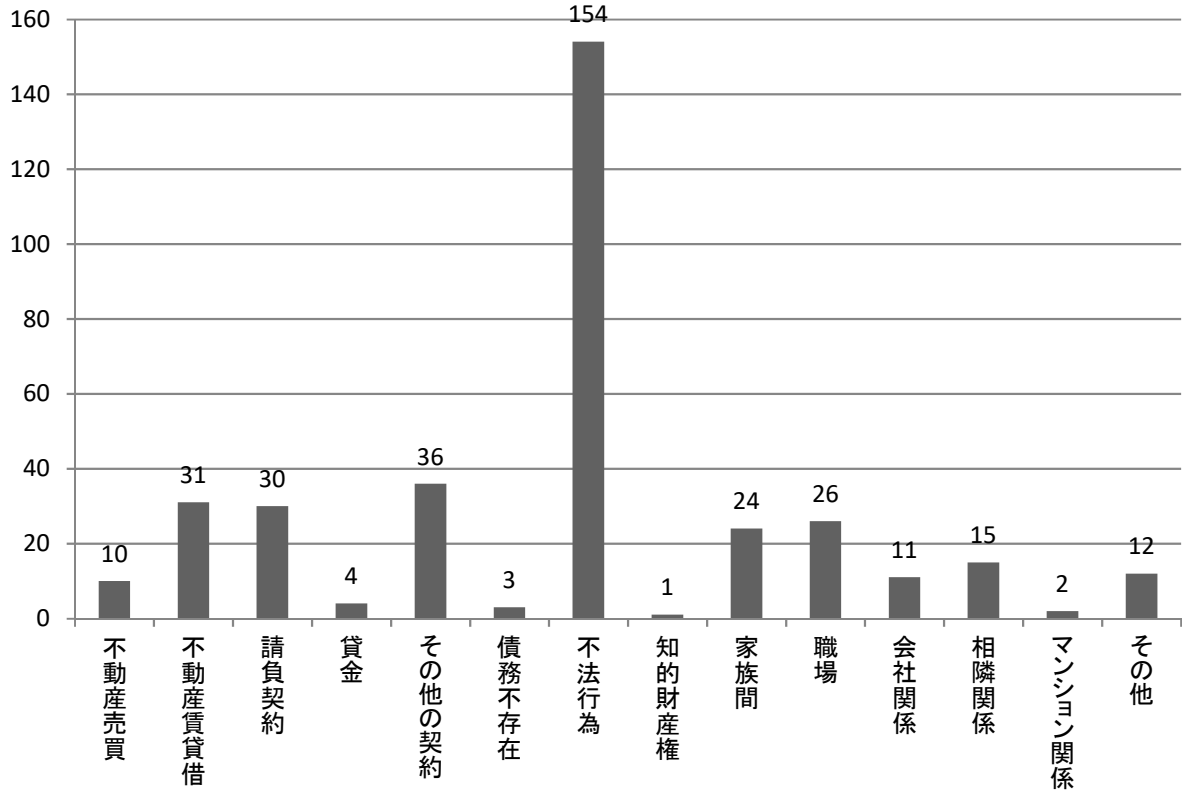

③ 不法行為を巡る紛争の内容

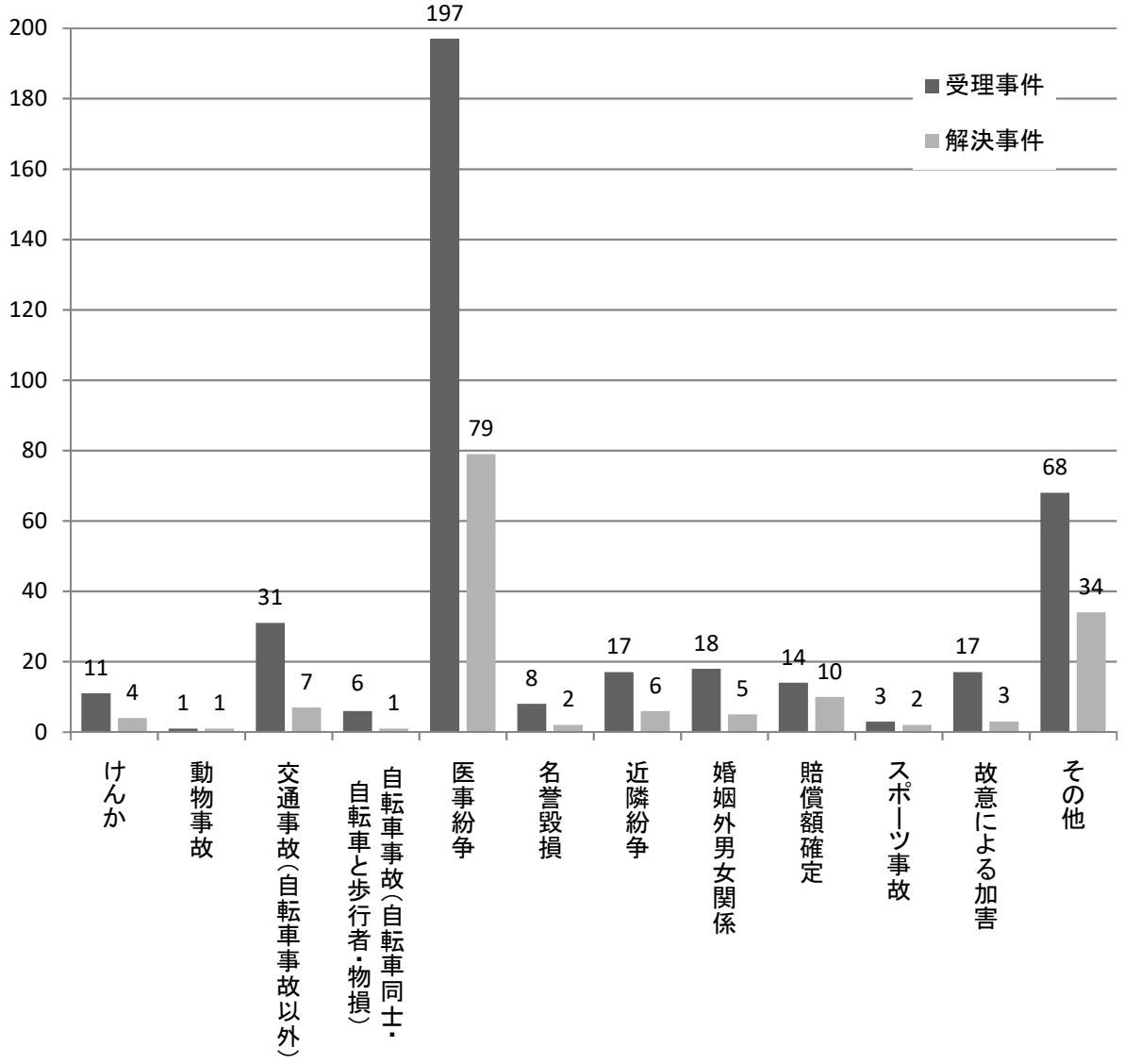

4-(1)表 専門ADR受理事件

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
1 医療ADR	22	26	0	54	3	0	6	0	2	48	1	0	0	2	0	0	1	3	1	6	17	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	197
一般医療（産科含む）	20	17		36	3		4		2	42	1							2	1	5	11		1						1	1								147
歯科	1	7		5						4							1	1		1	5											1			1			27
美容整形		2		2			2			2				1																								9
柔道整復				2																																		2
介護事故	1			1																																		2
その他				8										1							1																	10
2 金融ADR	2	2	0	14	0	0	4	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	2	0	1	0	1	0	0	1	0	0	35
デリバティブ損失を巡る紛争	1			5																																		6
その他の金融商品による損失を巡る紛争	1			3																			2									1			1			8
説明・顧客対応を巡る紛争		2		2			2		1					1	1								1		2			2		1								15
その他				4			2																															6
3 国際家事ADR（外務省委託事業のみ）	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
子の返還		2					1			1								1																				5
面会交流		1																2																				3
4 災害ADR	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
震災																													10									10
その他																																						0
合計	24	31	0	68	3	0	11	0	3	49	1	0	0	3	1	0	1	6	1	6	17	0	4	0	2	0	0	2	11	2	0	2	0	0	2	0	0	250

4-(2)表 専門ADR解決事件

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	合計
1 医療ADR	11	10	0	11	2	0	0	0	0	24	0	0	0	1	0	0	0	1	1	4	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	76
一般医療（産科含む）	9	6		9	2					17										3	6								1					1				54
歯科	2	4		1						5				1				1	1	1	2														1			19
美容整形																																						0
柔道整復																																						0
介護事故										2																												2
その他				1																																		1
2 金融ADR	1	0	0	6	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	14
デリバティブ損失を巡る紛争				2																	1																	3
その他の金融商品による損失を巡る紛争																																						0
説明・顧客対応を巡る紛争	1			1			1							1																1								5
その他				3			2								1																							6
3 国際家事ADR（外務省委託事業のみ	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
子の返還		1		1			1																															3
面会交流																																						0
4 災害ADR	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
震災																													10									10
その他																																						0
合計	12	11	0	18	2	0	4	0	0	24	0	0	0	2	1	0	0	1	1	4	9	0	0	0	0	0	0	0	11	1	0	0	0	1	1	0	0	103

5-(1)表 解決事件の紛争の規模別分類

	30万円以下	30万円超 100万円以下	100万円超 300万円以下	300万円超 1000万円以	1000万円超 1億円以下	1億円超	合計
第二東京	7	11	5	8	0	0	31
	22.6%	35.5%	16.1%	25.8%	0.0%	0.0%	100.0%
大阪・民	12	15	13	7	1	0	48
	25.0%	31.3%	27.1%	14.6%	2.1%	0.0%	100.0%
新潟県	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
東京	11	7	6	4	4	0	32
	34.4%	21.9%	18.8%	12.5%	12.5%	0.0%	100.0%
広島	0	0	1	0	1	0	2
	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%
神奈川県	1	1	0	0	0	0	2
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
第一東京	2	2	2	1	0	0	7
	28.6%	28.6%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
埼玉	3	1	3	0	0	0	7
	42.9%	14.3%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
岡山	6	2	1	0	0	0	9
	66.7%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛知県	12	26	16	10	11	1	76
	15.8%	34.2%	21.1%	13.2%	14.5%	1.3%	100.0%
西三河	1	2	1	1	0	0	5
	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
石見	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
京都	7	3	2	0	0	0	12
	58.3%	25.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
兵庫県	1	0	1	1	0	0	3
	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
山梨県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
奈良	0	0	0	1	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
天神	1	3	0	0	0	0	4
	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
北九州	2	0	0	0	0	0	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
札幌	3	5	3	1	0	0	12
	25.0%	41.7%	25.0%	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%
仙台	10	33	10	6	2	0	61
	16.4%	54.1%	16.4%	9.8%	3.3%	0.0%	100.0%
久留米	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛媛	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
山形県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
静岡県	0	2	1	0	0	0	3
	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
福島県	0	0	2	0	0	0	2
	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
富山県	0	2	1	0	0	0	3
	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
熊本県	8	5	0	2	0	0	15
	53.3%	33.3%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%	100.0%
金沢	1	1	0	0	0	0	2
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
滋賀	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
山口県	0	0	1	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
沖縄	4	1	1	0	0	0	6
	66.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
群馬	1	0	1	0	0	0	2
	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
和歌山	2	1	1	2	0	0	6
	33.3%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
栃木県	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長野県	2	5	1	1	0	0	9
	22.2%	55.6%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	95	125	72	44	19	1	356
	26.7%	35.1%	20.2%	12.4%	5.3%	0.3%	100.0%

※各センター下段の比率は、各センターの合計数との比較

5-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模別分類

① 全センター

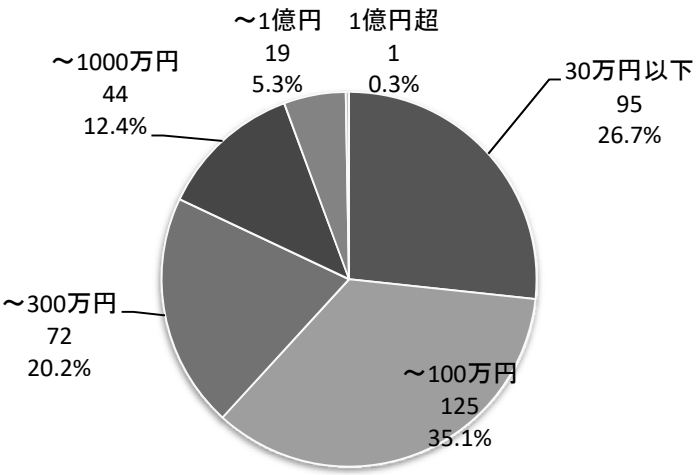

② センター別

30万円以下	～100万円	～300万円	～1000万円	～1億円	1億円超	
7	11	5	8	0	0	第二東京
12	15	13	7	1	0	大阪・民
0	1	0	0	0	0	新潟県
11	7	6	4	4	0	東京
0	0	1	0	1	0	広島
1	1	0	0	0	0	神奈川県
2	2	2	1	0	0	第一東京
3	1	3	0	0	0	埼玉
6	2	1	0	0	0	岡山
12	26	16	10	11	1	愛知県
1	2	1	1	0	0	西三河
0	0	0	0	0	0	岐阜県
0	0	0	0	0	0	石見
7	3	2	0	0	0	京都
1	0	1	1	0	0	兵庫県
0	0	0	0	0	0	山梨県
0	0	0	1	0	0	奈良
1	3	0	0	0	0	天神
2	0	0	0	0	0	北九州
3	5	3	1	0	0	札幌
10	33	10	6	2	0	仙台
0	1	0	0	0	0	久留米
0	0	0	0	0	0	愛媛
0	0	0	0	0	0	山形県
0	2	1	0	0	0	静岡県
0	0	0	0	0	0	鹿児島県
0	0	2	0	0	0	福島県
0	2	1	0	0	0	富山県
8	5	0	2	0	0	熊本県
1	1	0	0	0	0	金沢
0	0	0	0	0	0	滋賀
0	0	1	0	0	0	山口県
4	1	1	0	0	0	沖縄
1	0	1	0	0	0	群馬
2	1	1	2	0	0	和歌山
0	0	0	0	0	0	栃木県
2	5	1	1	0	0	長野県

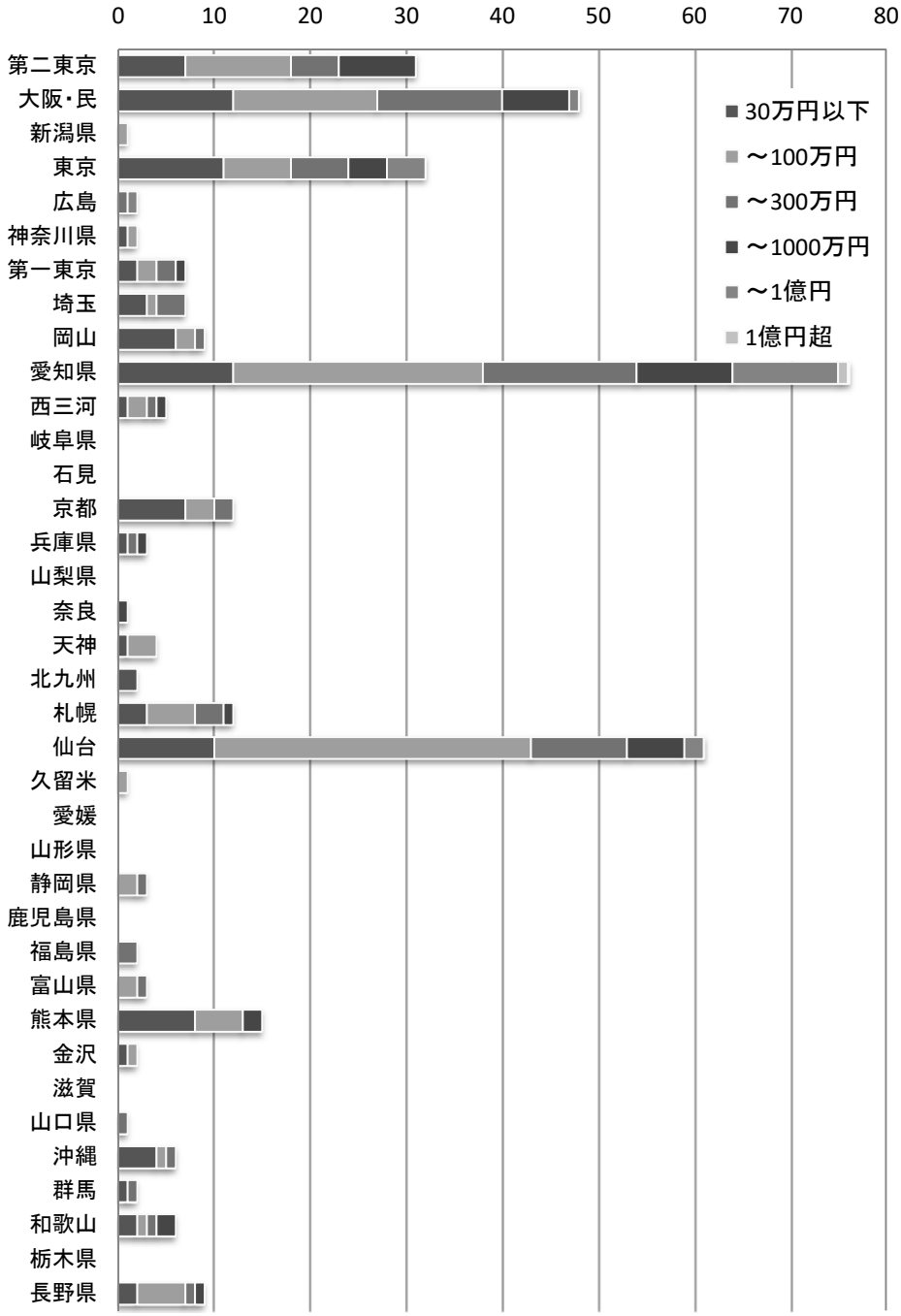

6－(1)表 解決事件の審理期間等

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	全国	
解決件数	31	48	1	32	2	2	7	7	9	76	5	0	0	12	3	0	2	4	2	12	61	1	0	0	3	0	2	3	15	2	0	1	6	2	6	0	9	366	
1 審理期間 （単位：日）																																							
①平均	208.5	150.9	18	157	356.5	87	165	134.7	98.2	258	123.2	－	－	80.3	96.3	－	81	75.8	124	137.3	127.2	52	－	－	100.3	－	270.5	73	49.8	62	－	421	70.1	164	106.8	－	83.1	※1	135.6
																																						※2	160.5
②最短	36	20	18	24	289	76	64	47	8	44	111	－	－	16	69	－	7	58	99	57	14	52	－	－	34	－	144	55	25	23	－	421	43	1	48	－	50		1
③最長	650	685	18	630	424	98	315	233	239	2151	133	－	－	210	121	－	7	93	149	296	380	52	－	－	161	－	397	90	218	101	－	421	114	327	251	－	115		2151
2 審理回数 （単位：回）																																							
①平均	4.1	3.5	1	3.5	5	3	4.3	2.6	3	6	3.2	－	－	2.9	3	－	3	2.3	3.5	3.2	3.2	2	－	－	2.3	－	4.5	2	3	2	－	6	2.5	4	3	－	2.7	※1	3.3
																																						※2	3.9
②最短	1	1	1	1	4	2	2	5	1	1	3	－	－	1	3	－	3	2	2	2	1	2	－	－	2	－	3	1	1	1	－	6	1	1	1	－	2		1
③最長	14	14	1	9	6	4	8	1	8	46	4	－	－	6	3	－	3	3	5	6	9	2	－	－	3	－	6	3	5	3	－	6	5	7	5	－	4		46
3 紛争の価額 （単位：千円）																																							
①平均	2,316	1,912	950	5,127	10,750	500	1,837	2,770	581	11,280	1,323	－	－	641	5,000	－	8,500	443	70	1,498	1,722	500	－	－	990	－	1,475	850	286	500	－	2,200	2,356	869	1,997	－	1,290	※1	2,432
																																						※2	4,025
②最小	75	0	950	25	1,500	0	0	184	50	30	300	－	－	40	5,000	－	8,500	0	40	50	30	500	－	－	619	－	1,450	500	25	200	－	2,200	10	32	12	－	300		0
③最大	9,250	14,692	950	48,250	20,000	1,000	8,000	13,680	1,886	475,100	3,113	－	－	2,097	5,000	－	8,500	950	100	7,500	20,000	500	－	－	1,600	－	1,500	1,250	6,500	800	－	2,200	13,000	1,707	6,029	－	5,090		475,100

※1：各センターの数値の和を解決事件のあるセンターの数で除したもの。
※2：各センターの平均値×解決件数の和を総解決件数で除したもの。

6-(2)グラフ 解決事件の審理期間等

① 審理期間（単位：日）

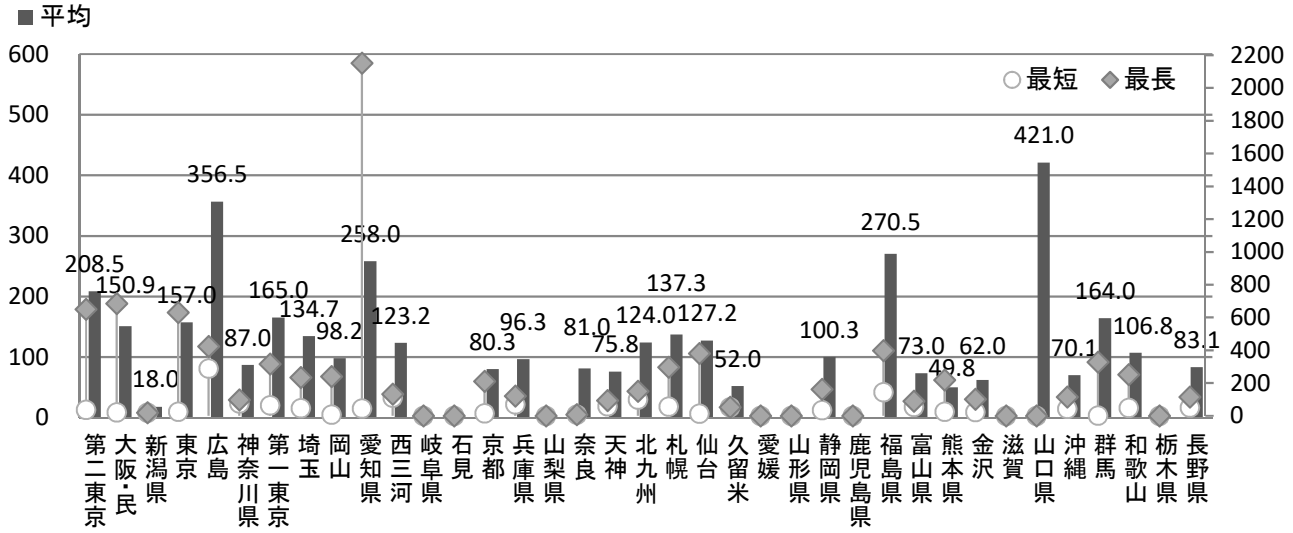

② 審理回数（単位：回）

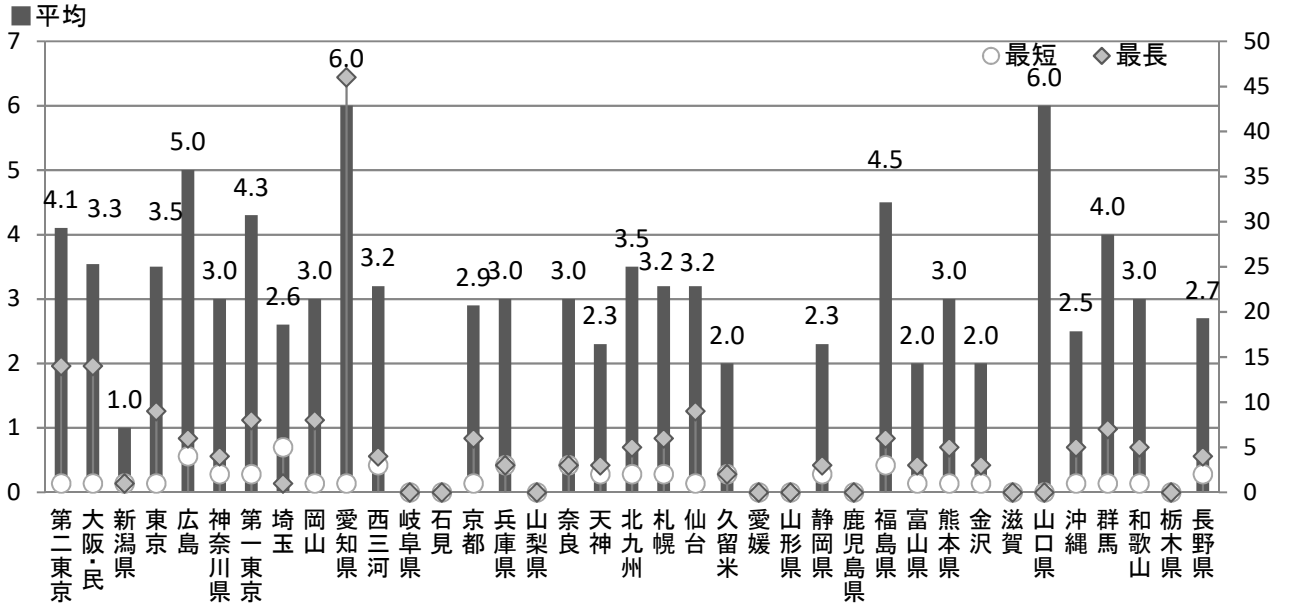

③ 紛争の価額の平均額（単位：千円）

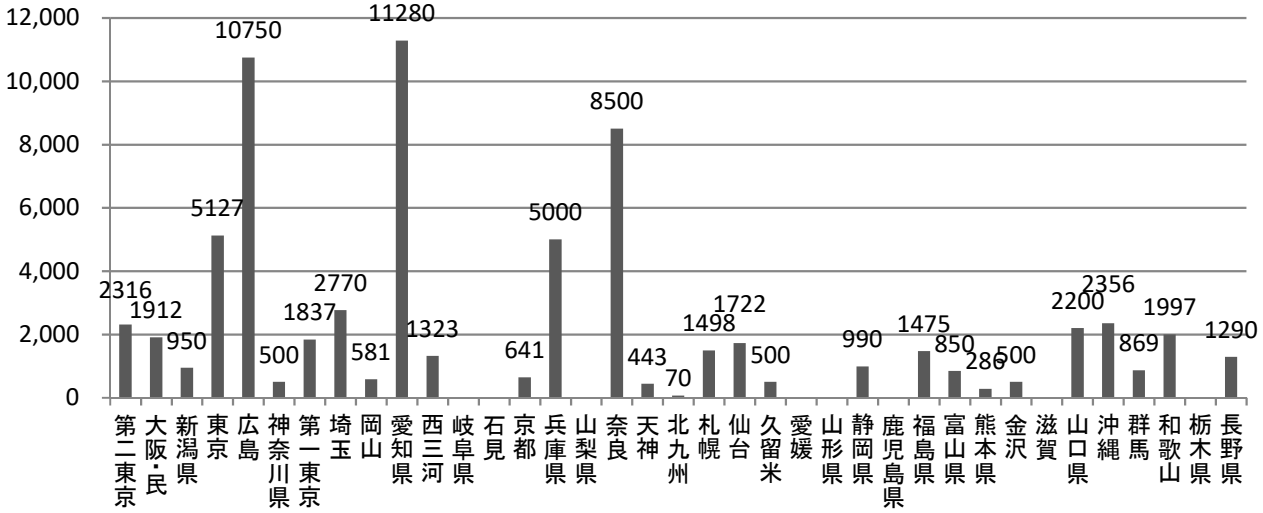

7-(1)表 代理人選任率

1 受理事件と弁護士の関与の関係

	受理件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	62	26	41.9%	31	50.0%	11	17.7%	6	9.7%	25	40.3%	20	32.3%	67
大阪・民	150	91	60.7%	125	83.3%	38	25.3%	4	2.7%	21	14.0%	87	58.0%	84
新潟県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
東京	113	50	44.2%	58	51.3%	26	23.0%	18	15.9%	37	32.7%	32	28.3%	118
広島	6	2	33.3%	3	50.0%	1	16.7%	0	0.0%	3	50.0%	2	33.3%	7
神奈川県	10	7	70.0%	7	70.0%	1	10.0%	1	10.0%	2	20.0%	6	60.0%	6
第一東京	13	7	53.8%	4	30.8%	2	15.4%	5	38.5%	4	30.8%	2	15.4%	15
埼玉	29	21	72.4%	26	89.7%	7	24.1%	2	6.9%	1	3.4%	19	65.5%	11
岡山	29	3	10.3%	16	55.2%	14	48.3%	1	3.4%	12	41.4%	2	6.9%	39
愛知県	197	45	22.8%	64	32.5%	44	22.3%	25	12.7%	108	54.8%	20	10.2%	285
西三河	27	4	14.8%	11	40.7%	8	29.6%	1	3.7%	15	55.6%	3	11.1%	39
岐阜県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
石見	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
京都	21	13	61.9%	15	71.4%	4	19.0%	2	9.5%	4	19.0%	11	52.4%	14
兵庫県	12	9	75.0%	8	66.7%	2	16.7%	3	25.0%	1	8.3%	6	50.0%	7
山梨県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
奈良	3	1	33.3%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	3
天神	15	8	53.3%	6	40.0%	2	13.3%	4	26.7%	5	33.3%	4	26.7%	16
北九州	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	100.0%	0
札幌	18	10	55.6%	6	33.3%	1	5.6%	5	27.8%	7	38.9%	5	27.8%	20
仙台	130	45	34.6%	69	53.1%	34	26.2%	10	7.7%	51	39.2%	35	26.9%	146
久留米	1	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
愛媛	4	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	4
山形県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
静岡県	8	2	25.0%	4	50.0%	2	25.0%	0	0.0%	4	50.0%	2	25.0%	10
鹿児島県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
福島県	3	2	66.7%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%	2
富山県	5	3	60.0%	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	1	20.0%	2	40.0%	4
熊本県	48	43	89.6%	42	87.5%	4	8.3%	5	10.4%	1	2.1%	38	79.2%	11
金沢	5	1	20.0%	5	100.0%	4	80.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%	4
滋賀	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
山口県	3	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	5
沖縄	12	10	83.3%	12	100.0%	2	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	10	83.3%	2
群馬	5	4	80.0%	4	80.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%	4	80.0%	2
和歌山	20	7	35.0%	12	60.0%	7	35.0%	2	10.0%	6	30.0%	5	25.0%	21
栃木県	5	5	100.0%	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	4	80.0%	1
長野県	27	22	81.5%	20	74.1%	2	7.4%	4	14.8%	3	11.1%	18	66.7%	12
合計	990	454	45.9%	570	57.6%	219	22.1%	103	10.4%	317	32.0%	351	35.5%	944

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(1)表 代理人選任率

2 解決事件と弁護士の関与の関係

	解決件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	31	12	38.7%	8	25.8%	1	3.2%	5	16.1%	18	58.1%	7	22.6%	42
大阪・総	48	27	56.3%	32	66.7%	13	27.1%	8	16.7%	8	16.7%	19	39.6%	37
新潟県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
東京	32	17	53.1%	13	40.6%	2	6.3%	6	18.8%	13	40.6%	11	34.4%	34
広島	2	1	50.0%	1	50.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
神奈川県	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
第一東京	7	5	71.4%	1	14.3%	0	0.0%	4	57.1%	2	28.6%	1	14.3%	8
埼玉	7	6	85.7%	5	71.4%	1	14.3%	2	28.6%	0	0.0%	4	57.1%	3
岡山	9	1	11.1%	3	33.3%	2	22.2%	0	0.0%	6	66.7%	1	11.1%	14
愛知県	76	12	15.8%	11	14.5%	8	10.5%	9	11.8%	56	73.7%	3	3.9%	129
西三河	5	0	0.0%	3	60.0%	3	60.0%	0	0.0%	2	40.0%	0	0.0%	7
岐阜県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
石見	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
京都	12	6	50.0%	9	75.0%	3	25.0%	0	0.0%	3	25.0%	6	50.0%	9
兵庫県	3	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	5
山梨県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
奈良	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	2
天神	4	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	2	50.0%	0	0.0%	6
北九州	2	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	2
札幌	12	9	75.0%	4	33.3%	1	8.3%	6	50.0%	2	16.7%	3	25.0%	11
仙台	61	23	37.7%	29	47.5%	14	23.0%	8	13.1%	24	39.3%	15	24.6%	70
久留米	1	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
愛媛	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山形県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
静岡県	3	1	33.3%	3	100.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2
鹿児島県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
福島県	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
富山県	3	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	4
熊本県	15	14	93.3%	11	73.3%	1	6.7%	4	26.7%	0	0.0%	10	66.7%	5
金沢	2	0	0.0%	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
滋賀	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山口県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
沖縄	6	5	83.3%	6	100.0%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	5	83.3%	1
群馬	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	2
和歌山	6	3	50.0%	5	83.3%	2	33.3%	0	0.0%	1	16.7%	3	50.0%	4
栃木県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
長野県	9	7	77.8%	7	77.8%	1	11.1%	1	11.1%	1	11.1%	6	66.7%	4
合計	366	158	43.2%	163	44.5%	62	16.9%	58	15.8%	145	39.6%	100	27.3%	406

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

① 全センター

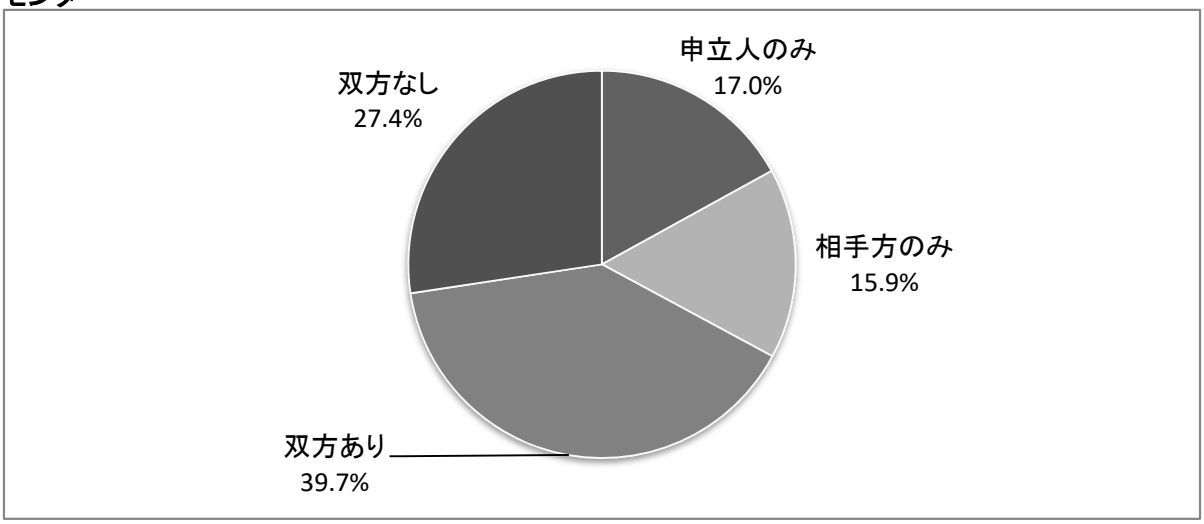

② センター別

第二東京

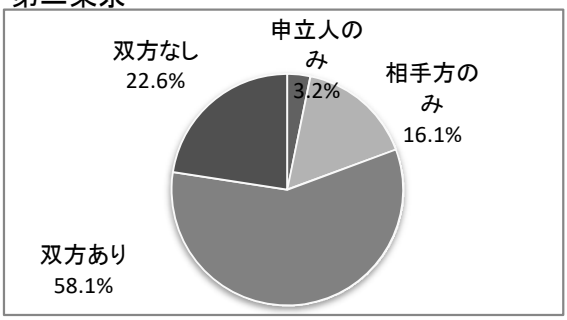

大阪（公益社団法人民間総合調停センター）

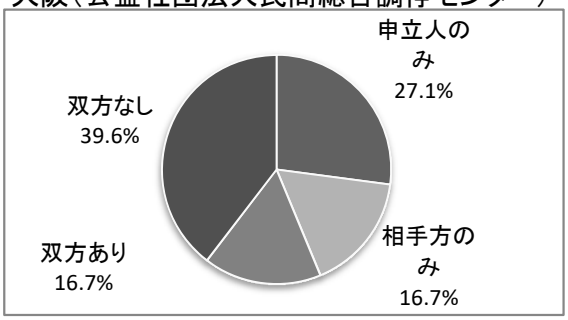

新潟県

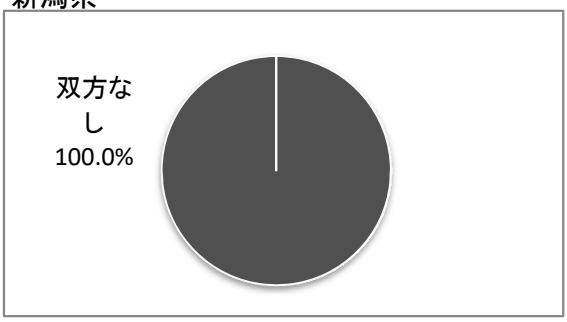

東京

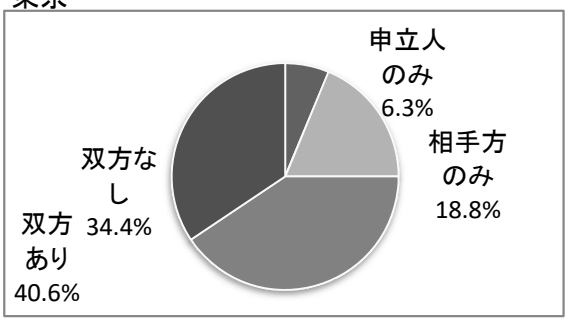

広島

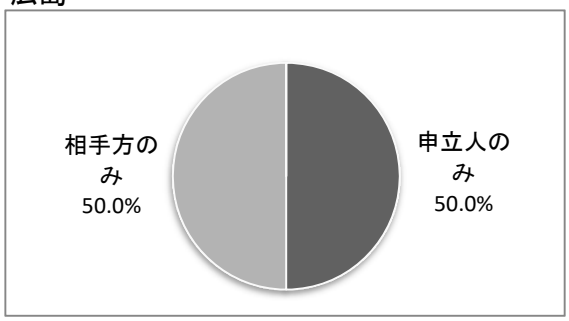

神奈川県

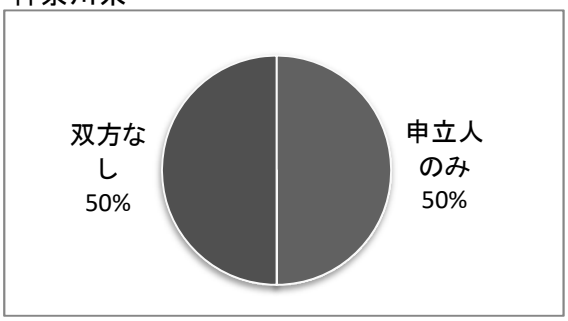

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

第一東京

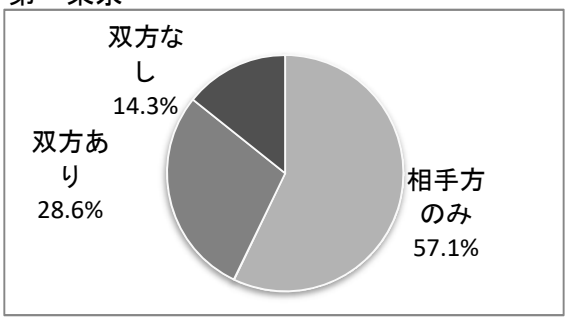

埼玉

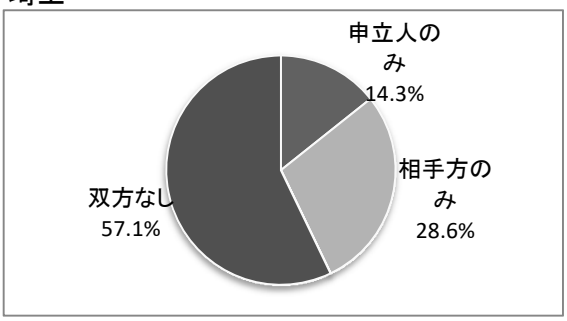

岡山

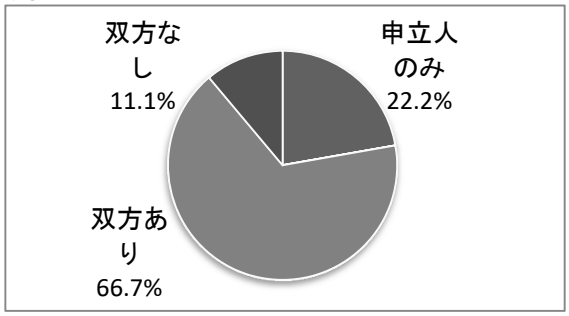

愛知県

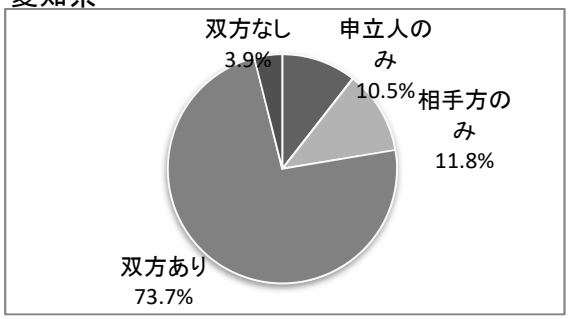

西三河

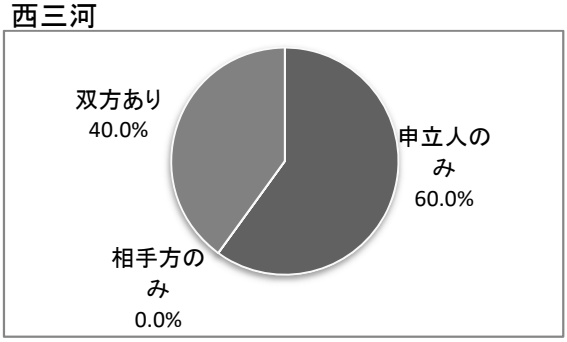

京都

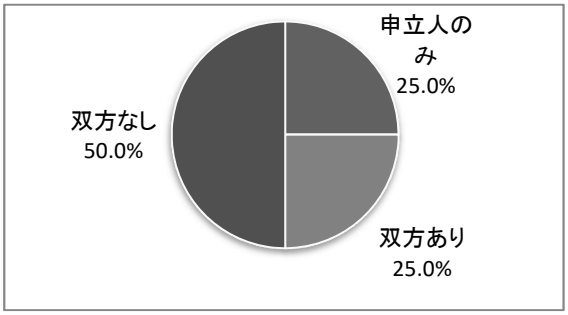

兵庫県

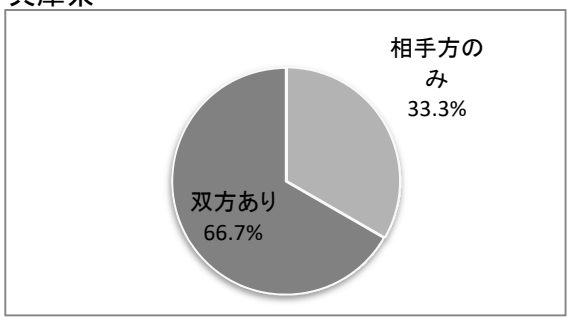

奈良

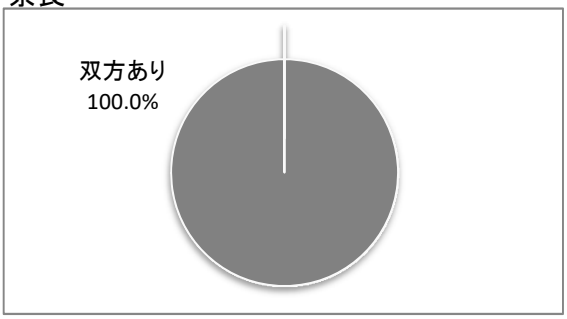

天神

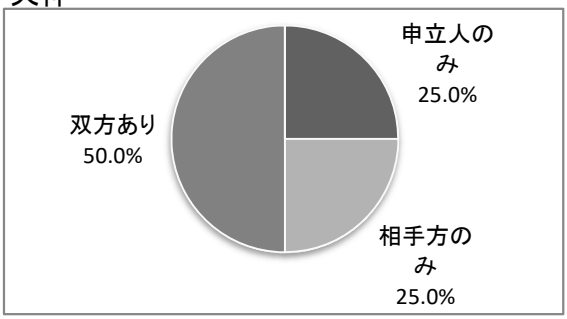

北九州

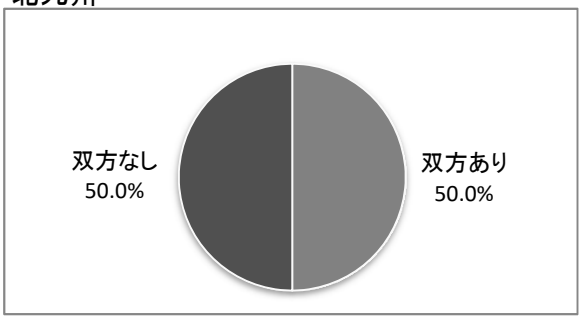

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

札幌

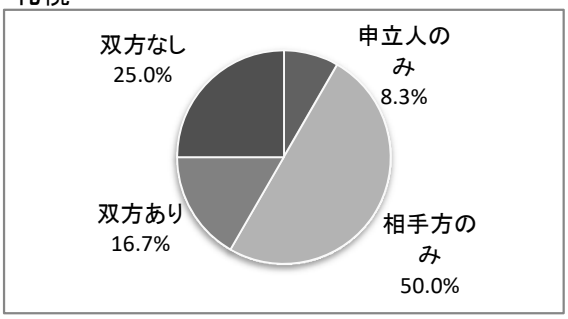

仙台

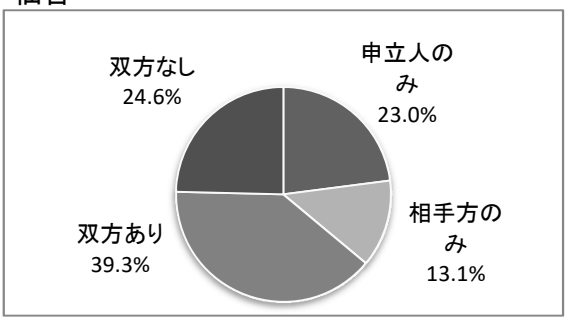

久留米

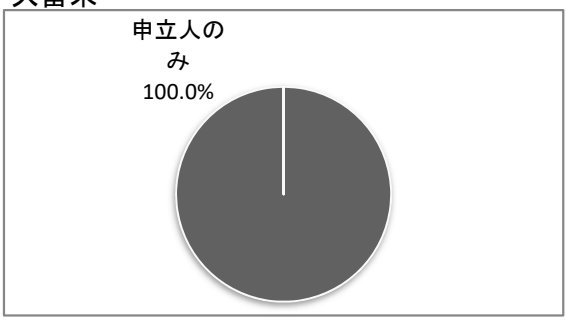

静岡県

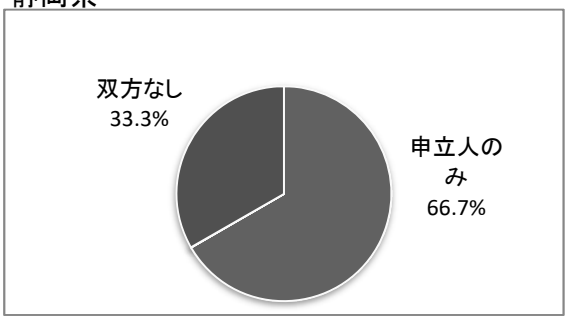

福島県

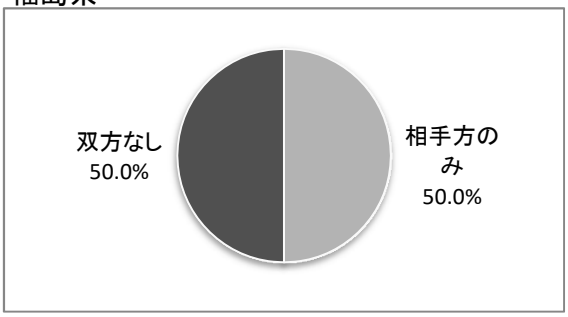

富山県

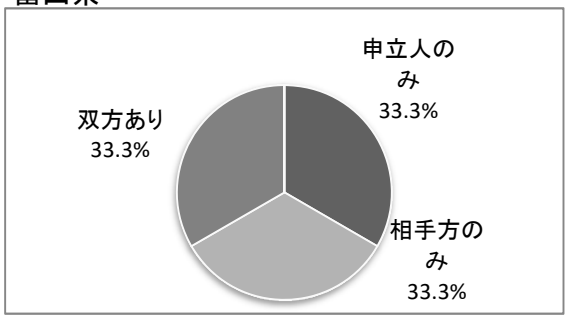

熊本県

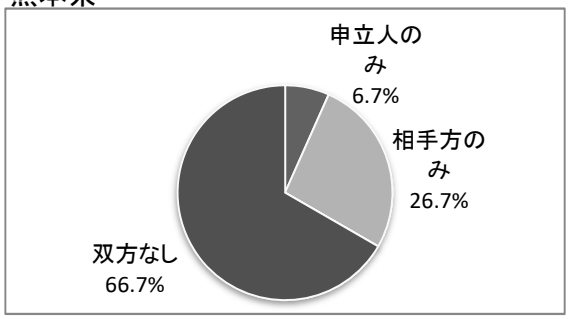

金沢

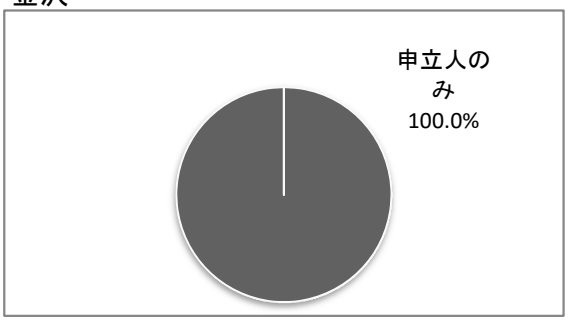

山口県

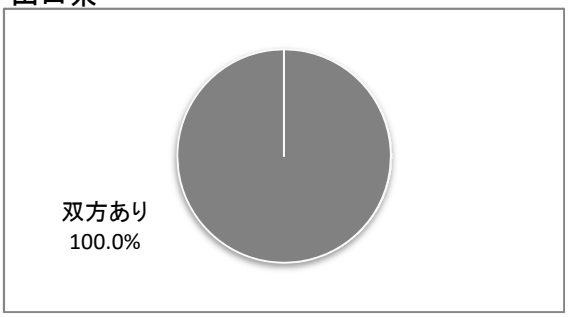

沖縄

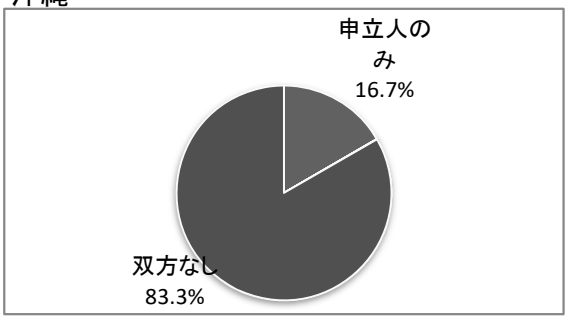

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

群馬

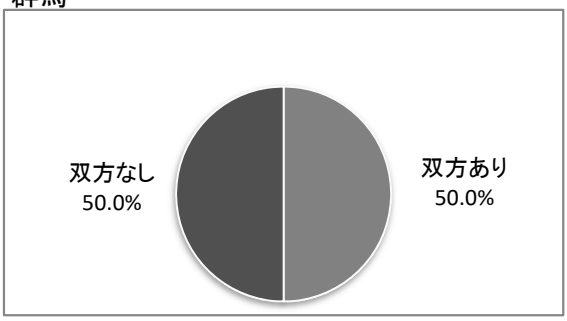

和歌山

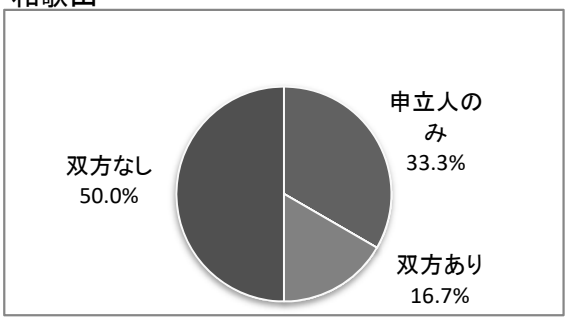

長野県

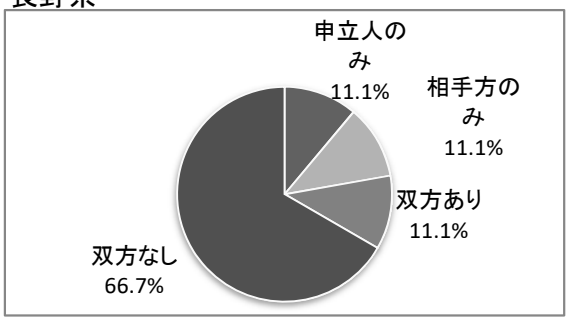

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

①30万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	7		1	1	5	3
大阪・民	12	2	1	1	8	5
新潟県	0					0
東京	11		4	1	6	6
広島	0					0
神奈川県	1	1				1
第一東京	2		1		1	1
埼玉	3		1		2	1
岡山	6	2		3	1	8
愛知県	12	4	4	3	1	14
西三河	1	1				1
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	7			2	5	4
兵庫県	1		1			1
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	1			1		2
北九州	2			1	1	2
札幌	3		2		1	2
仙台	10	4	1	1	4	7
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	8		2		6	2
金沢	1				1	0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	4	1			3	1
群馬	1				1	0
和歌山	2	1			1	1
栃木県	0					0
長野県	2			1	1	2
合計	97	16	18	15	48	64
弁護士関与率	－	16.5%	18.6%	15.5%	－	33.0%

②30万円超100万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	11		3	7	1	17
大阪・民	15	3	3	4	5	14
新潟県	1				1	0
東京	7			5	2	10
広島	0					0
神奈川県	1				1	0
第一東京	2		2			2
埼玉	1	1			1	1
岡山	2			2		4
愛知県	26	1	5	18	2	42
西三河	2			2		4
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	3	2		1		4
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	3	1	1	1		4
北九州	0					0
札幌	5		2	1	2	4
仙台	33	8	6	14	5	42
久留米	1	1				1
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	2	2				2
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	2		1	1		3
熊本県	5		1		4	1
金沢	1	1				1
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1				1	0
群馬	0					0
和歌山	1				1	0
栃木県	0					0
長野県	5	1	1		3	2
合計	130	21	25	56	29	158
弁護士関与率	－	16.2%	19.2%	43.1%	－	60.8%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

③100万円超300万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	5			5		10
大阪・民	13	5	3	1	4	10
新潟県	0					0
東京	6	1	1	3	1	8
広島	1	1				1
神奈川県	0					0
第一東京	2			2		4
埼玉	3		1		1	1
岡山	1			1		2
愛知県	16	1		15		31
西三河	1	1				1
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	2	1			1	1
兵庫県	1			1		2
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	3	1	1	1		4
仙台	10	2	1	4	3	11
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	1				1	0
鹿児島県	0					0
福島県	2		1		1	1
富山県	1	1				1
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	1			1		2
沖縄	1				1	0
群馬	1			1		2
和歌山	1				1	0
栃木県	0					0
長野県	1				1	0
合計	73	14	8	35	15	92
弁護士関与率	－	19.2%	11.0%	47.9%	－	63.0%

④300万円超1000万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	8	1	1	5	1	12
大阪・民	7	3	1	2	1	8
新潟県	0					0
東京	4			3	1	6
広島	0					0
神奈川県	0					0
第一東京	1		1			1
埼玉	0					0
岡山	0					0
愛知県	10	1		9		19
西三河	1	1				1
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	0					0
兵庫県	1			1		2
山梨県	0					0
奈良	1			1		2
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	1		1			1
仙台	6			4	2	8
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	2	1	1			2
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	2	1		1		3
栃木県	0					0
長野県	1				1	0
合計	45	8	5	26	6	65
弁護士関与率	－	17.8%	11.1%	57.8%	－	72.2%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

⑤1000万円超1億円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	0					0
大阪・民	1				1	0
新潟県	0					0
東京	4	1	1	1	1	4
広島	1		1			1
神奈川県	0					0
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	0					0
愛知県	11	1		10		21
西三河	0					0
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	2			1	1	2
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	0					0
栃木県	0					0
長野県	0					0
合計	19	2	2	12	3	28
弁護士関与率	－	10.5%	10.5%	63.2%	－	73.7%

⑥1億円超	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	0					0
大阪・民	0					0
新潟県	0					0
東京	0					0
広島	0					0
神奈川県	0					0
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	0					0
愛知県	1			1		2
西三河	0					0
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	0					0
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	0					0
栃木県	0					0
長野県	0					0
合計	1	0	0	1	0	2
弁護士関与率	－	0.0%	0.0%	100.0%	－	100.0%

8-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

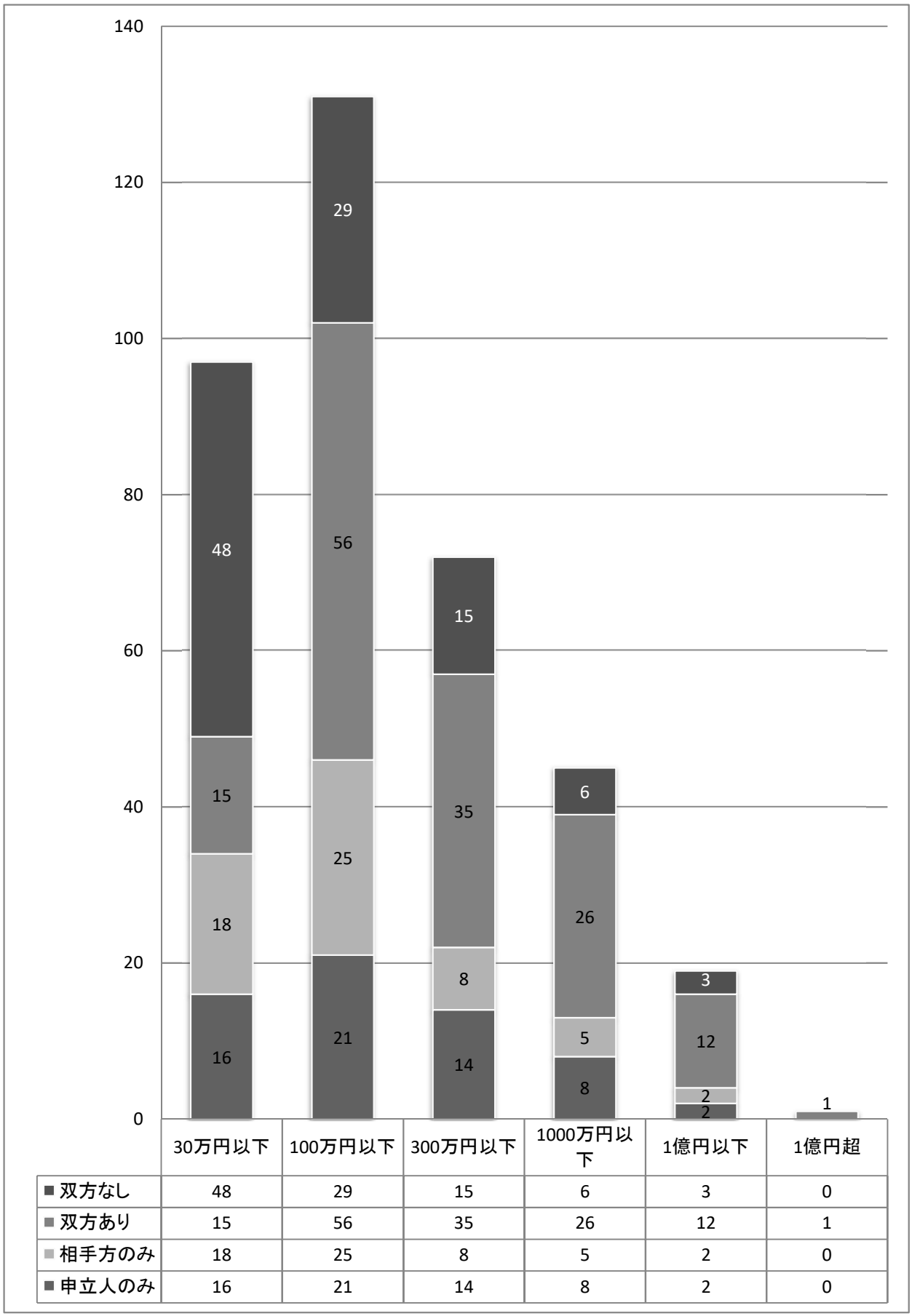

9表 合議事件・専門家関与事件の件数

1　応諾事件

	解決件数	①合議事件		②専門家関与		③補助者	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	41	17	41.5%	0	0.0%	29	70.7%
大阪・民	75	75	100.0%	75	100.0%	0	0.0%
新潟県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	71	43	60.6%	1	1.4%	0	0.0%
広島	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
神奈川県	5	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
第一東京	10	9	90.0%	0	0.0%	5	50.0%
埼玉	17	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	21	2	9.5%	2	9.5%	10	47.6%
愛知県	142	5	3.5%	8	5.6%	0	0.0%
西三河	22	1	4.5%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	0	0	−	0	−	0	−
石見	0		−		−		−
京都	18	1	5.6%	1	5.6%	18	100.0%
兵庫県	9	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山梨県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
奈良	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
天神	6	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
札幌	15	8	53.3%	1	6.7%	0	0.0%
仙台	80	5	6.3%	3	3.8%	18	22.5%
久留米	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	4	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
山形県	0	0	−	0	−	0	−
静岡県	6	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	0	0	−	0	−	0	−
福島県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山県	5	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	25	3	12.0%	3	12.0%	0	0.0%
金沢	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	0	0	−	0	−	0	−
山口県	2	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄	8	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	3	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%
和歌山	16	16	100.0%	0	0.0%	15	93.8%
栃木県	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
長野県	20	0	0.0%	1	5.0%	20	100.0%
合計	638	196	30.7%	95	14.9%	118	18.5%

※専門家には，カウンセラー，一級建築士，税理士等がなっている。
※専門家が仲裁人に登録されているセンター（岡山等）があるが，専門家仲裁人や専門委員は②助言者（専門家）に入れた。
※補助者制度は採用しているセンター（二弁等）と採用していないセンターがある。

※岡山弁護士会：補助者選任事件は合議事件件数に含まない

２ 解決事件

	解決件数	①合議事件		②専門家関与		③補助者	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	31	13	41.9%	0	0.0%	25	80.6%
大阪・民	48	48	100.0%	48	100.0%	0	0.0%
新潟県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	32	17	53.1%	1	3.1%	0	0.0%
広島	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
神奈川県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第一東京	7	7	100.0%	0	0.0%	3	42.9%
埼玉	7	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	9	0	0.0%	0	0.0%	4	44.4%
愛知県	76	5	6.6%	6	7.9%	0	0.0%
西三河	5	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	0	0	−	0	−	0	−
石見	0		−		−		−
京都	12	0	0.0%	0	0.0%	12	100.0%
兵庫県	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山梨県	0	0	−	0	−	0	−
奈良	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
天神	4	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	2	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
札幌	12	6	50.0%	1	8.3%	0	0.0%
仙台	61	5	8.2%	1	1.6%	17	27.9%
久留米	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	0	0	−	0	−	0	−
山形県	0	0	−	0	−	0	−
静岡県	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	0	0	−	0	−	0	−
福島県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山県	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	15	2	13.3%	2	13.3%	0	0.0%
金沢	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	0	0	−	0	−	0	−
山口県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄	6	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
和歌山	6	6	100.0%	0	0.0%	6	100.0%
栃木県	0	0	−	0	−	0	−
長野県	9	0	0.0%	1	11.1%	9	100.0%
合計	366	114	31.1%	60	16.4%	76	20.8%

※専門家には，カウンセラー，一級建築士，税理士等がなっている。
※専門家が仲裁人に登録されているセンター（岡山等）があるが，専門家仲裁人や専門委員は②助言者（専門家）に入れた。
※補助者制度は採用しているセンター（二弁等）と採用していないセンターがある。

※岡山弁護士会：補助者選任事件は合議事件件数に含まない

10表 紛争の主体による分類

	①受理事件				②解決事件			
	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人 対 個人	合計	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人 対 個人	合計
第二東京	4	43	15	62	2	23	6	31
大阪・民	14	86	50	150	4	28	16	48
新潟県			1	1			1	1
東京	11	91	11	113	6	22	4	32
広島		4	2	6		2		2
神奈川県		6	4	10		2		2
第一東京	1	10	2	13		6	1	7
埼玉	2	9	18	29		2	5	7
岡山	3	17	9	29	2	3	4	9
愛知県	8	101	88	197	1	38	37	76
西三河		13	14	27		3	2	5
岐阜県								
石見								
京都		13	8	21		9	3	12
兵庫県		6	6	12	1	1	1	3
山梨県			1	1				
奈良		3		3		1		1
天神	2	9	4	15	1	1	2	4
北九州		3	2	5		2		2
札幌	1	14	3	18		9	3	12
仙台	11	61	58	130	2	33	26	61
久留米		1		1		1		1
愛媛		4		4				
山形県		1		1				
静岡県	1	5	2	8		1	2	3
鹿児島県								
福島県	1		2	3		1	1	2
富山県	2	2	1	5	2		1	3
熊本県		23	25	48		5	10	15
金沢		2	3	5		1	1	2
滋賀			1	1				
山口県		2	1	3	1			1
沖縄	2	1	9	12	1	1	4	6
群馬		3	2	5		2		2
和歌山	2	10	8	20	1	1	4	6
栃木県			5	5				
長野県	4	10	13	27	3	4	2	9
合計	69	553	368	990	27	202	136	365

参考資料

（1）原発ＡＤＲ 申立件数の結果等（2018 年 7 月末現在）

（2）金融ＡＤＲ 協定申入・締結数一覧（2018 年 8 月末現在）

（3）金融ＡＤＲ 移管・現地調停 協定締結状況一覧（2018 年 7 月末現在）

（4）金融ＡＤＲ 事例紹介（2017 年度）

【参考資料１】
原子力損害賠償紛争解決センター
原発ADR申立件数等(7月末現在)

申立件数の結果等　（平成30年7月31日現在の取扱状況）

	平成23年				平成24年												平成25年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	343	240	314	307
既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	257	241	331	336	464
（内訳）																			
和解成立（全部）	0	0	1	1	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	192	263	270	384
和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	22	28	35	47
取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	27	40	31	33
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,099	3,201	3,110	3,088	2,931

	平成25年									平成26年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申立件数	340	336	322	357	266	385	417	373	434	448	543	549	461	480	420	452	304	393	376
既済件数	457	402	426	379	406	326	432	376	332	370	391	412	568	399	438	453	433	410	421
（内訳）																			
和解成立（全部）	382	340	373	318	361	269	363	330	273	330	351	360	509	353	376	394	387	349	380
和解打切り	44	34	35	45	21	33	46	25	36	28	20	22	33	20	29	28	23	28	19
取下げ	31	28	18	16	24	24	23	21	23	12	20	30	26	26	33	31	23	33	22
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,814	2,748	2,644	2,622	2,482	2,541	2,526	2,523	2,625	2,703	2,855	2,992	2,885	2,966	2,948	2,947	2,818	2,801	2,756

	平成26年		平成27年												平成28年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
申立件数	397	394	361	386	443	513	336	413	317	282	321	289	269	309	277	324	327	228	247
既済件数	362	397	315	401	364	439	308	423	391	358	313	392	264	313	329	297	307	291	288
（内訳）																			
和解成立（全部）	313	336	270	350	317	383	270	366	344	324	251	278	228	262	285	240	242	240	230
和解打切り	18	32	21	23	25	20	13	22	11	11	21	81	7	19	10	25	22	12	15
取下げ	31	29	24	28	22	36	25	35	36	23	41	33	29	32	34	32	43	39	43
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,791	2,788	2,834	2,819	2,898	2,972	3,000	2,990	2,916	2,840	2,848	2,745	2,750	2,746	2,694	2,721	2,741	2,678	2,637

	平成28年							平成29年											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申立件数	274	219	204	198	174	178	144	176	168	250	179	162	159	131	139	145	115	94	93
既済件数	329	246	272	292	273	235	244	197	207	197	183	189	193	172	173	152	197	143	129
（内訳）																			
和解成立（全部）	255	206	217	239	215	188	198	150	155	152	145	136	140	130	129	119	130	100	95
和解打切り	24	11	21	15	23	18	5	19	17	14	14	16	28	11	19	9	21	16	11
取下げ	50	29	34	38	35	29	41	28	35	31	24	37	25	31	25	24	46	27	23
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,582	2,555	2,487	2,393	2,294	2,237	2,137	2,116	2,077	2,130	2,126	2,099	2,065	2,024	1,990	1,983	1,901	1,852	1,816

	平成30年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
申立件数	97	125	109	115	107	90	81						23,939
既済件数	157	124	139	170	154	177	178						22,498
（内訳）													
和解成立（全部）	110	81	91	110	97	121	129						18,286
和解打切り	17	12	17	28	33	26	24						1,828
取下げ	30	31	31	32	24	30	25						2,383
却下	0	0	0	0	0	0	0						1
未済件数累計	1,756	1,757	1,727	1,672	1,625	1,538	1,441						

センター体制の現状（各月1日現在）

	平成23年				平成24年												平成25年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仲介委員	22	128	128	128	128	128	128	175	175	205	205	205	205	205	205	205	205	206	208
調査官	19	23	23	28	30	33	40	42	42	42	43	43	61	74	81	91	107	133	140

	平成25年									平成26年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
仲介委員	209	209	210	210	211	232	254	254	253	254	256	256	267	276	276	276	279	279	279
調査官	153	166	173	180	184	187	190	193	193	194	193	191	182	184	184	185	190	187	186

	平成26年		平成27年												平成28年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
仲介委員	282	283	282	281	280	280	280	280	279	279	281	279	279	279	278	276	276	276	277
調査官	188	192	190	190	193	186	186	186	182	183	185	188	189	189	186	186	187	177	177

	平成28年							平成29年											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仲介委員	278	279	279	279	279	278	278	278	278	278	278	278	278	276	276	276	276	276	276
調査官	175	175	175	176	177	184	184	184	187	187	185	186	185	184	183	182	181	181	181

	平成30年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仲介委員	276	275	275	275	276	276	276					
調査官	178	176	175	170	169	167	167					

【参考資料２】
金融ADR協定申入・締結数一覧
(8月末現在)

金融ADR　協定申入れ・締結数一覧（2018年8月末現在）

	協定申入数			協定締結数			取下げ・解約数		
	個社	団体	合計	個社	団体	合計	個社	団体	合計
東京三会	627	7	634	534	7	541	84	0	84
神奈川県	10	2	12	8	2	10	2	0	2
埼玉	0	2	2	0	2	2	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	5	5	0	3	3	0	0	0
静岡県	1	2	3	1	2	3	0	0	0
山梨県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
長野県	0	1	1	0	0	0	0	0	0
新潟県	2	3	5	0	3	3	1	0	1
大阪	32	1	33	19	1	20	13	0	13
京都	7	1	8	7	1	8	0	0	0
兵庫県	14	1	15	13	1	14	0	0	0
奈良	3	1	4	3	1	4	0	0	0
滋賀	3	1	4	3	1	4	0	0	0
和歌山	0	1	1	0	1	1	0	0	0
愛知県	58	2	60	42	2	44	16	0	16
岐阜県	0	0	0	1	1	2	0	0	0
福井	0	2	2	0	2	2	0	0	0
金沢	1	3	4	1	3	4	0	0	0
富山県	0	3	3	0	3	3	0	0	0
広島	5	2	7	5	2	7	1	0	1
山口県	0	1	1	0	1	1	0	1	1
岡山	11	1	12	11	1	12	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	2	3	5	2	3	5	0	0	0
熊本県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
鹿児島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
沖縄	0	2	2	0	2	2	0	0	0
仙台	2	2	4	2	2	4	0	0	0
福島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	13	3	16	9	3	12	4	0	4
愛媛	5	1	6	4	1	5	1	0	1
合計	**796**	**59**	**855**	**665**	**57**	**722**	**122**	**1**	**123**

【備考】
※大阪：公益社団法人総合紛争解決センターの協定申入れ・締結数
※広島：全国農業協同組合中央会
・農業協同組合（島根県・広島県・山口県）H26年4月1日変更
・信用農業協同組合連合会（同上）（新潟県取り止め）
・農林中央金庫
※和歌山：全農(JA)と協定締結。（2016年12月）
※仙台：金融ADR制度施行前からJAとの協定あり
現在、信用組合東北協会から協定の申し入れがあり、今年度中の締結予定として調整中。
※山形県：金融ADR制度施行前からJAとの協定あり（平成20年12月）

金融ADR　協定申入れ・締結数一覧（2018年8月末現在）

	協定締結済団体数	団体名	受諾社数	受託社数合計	備考
東京三会	7	社団法人　全国労働金庫協会	14	787	
		社団法人　全国信用金庫協会	256		
		一般社団法人JAバンク相談所	209		
		全国漁業協同組合連合会	105		
		社団法人　全国信用組合中央協会	149		
		社団法人　資金決済業協会	51		
		社団法人　不動産証券化協会	3		
神奈川県	2	一般社団法人JAバンク相談所	利用店舗は神奈川県に限る	8	神奈川県1県
		一般社団法人関東信用金庫協会	8		
		群馬県信用組合協会	不明		
埼玉	2	社団法人関東信用金庫協会	不明	0	
		一般社団法人JAバンク相談所	不明		
栃木県	0				
群馬	2	一般社団法人JAバンク相談所	15	25	
		一般社団法人関東信用金庫協会	7		
		一般社団法人群馬県信用組合協会	3		
静岡県	2	一般社団法人静岡県信用金庫協会	12	12	
		一般社団法人JAバンク相談所			
山梨県	2	一般社団法人JAバンク相談所	13	17	
		関東信用金庫協会	4		
新潟県	3	一般社団法人JAバンク相談所			
		関東信用保証			
		新潟県信用組合協会			
大阪	1	一般社団法人JAバンク相談所	8都道府県		JAからの通知書のとおり，農業協同組合，信用農業協同組合連合会の本部（所）が所在する都道府県において取扱。
京都	1	一般社団法人JAバンク相談所	52	52	
兵庫県	1	一般社団法人JAバンク相談所	5府県	5	
奈良	1	一般社団法人JAバンク相談所			
滋賀	1	JA滋賀	17	17	
和歌山	1	一般社団法人JAバンク相談所	8	8	
愛知県	2	一般社団法人JAバンク相談所	5府県	20	9府県（宮城県，新潟県，福井県，岐阜県，愛知県，三重県，大阪府，兵庫県，広島県） →5府県（新潟県，福井県，岐阜県，愛知県，三重県）
		一般社団法人東海信用組合	15		
岐阜県	1	一般社団法人JAバンク相談所	8社	8	
福井	2	一般社団法人JAバンク相談所	13	30	
		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17		
金沢	3	社団法人北陸地区信用金庫協会	17	35	
		石川県医師信用組合	0		
		一般社団法人JAバンク相談所	18		

富山県	3	一般社団法人JAバンク相談所	17	35	※受託社数　44→43→17（2014年4月，新潟県内分が管轄外となり変更）
		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17		2014年3月報告のとおり
		ほくほくTT証券株式会社	1		
広島	2	一般社団法人JAバンク相談所		11	・農業協同組合（島根県、広島県、山口県） ・信用農業協同組合連合会（同上） ・農林中央金庫 傘下の受諾社数は不明
		中国ブロック信用組合協議会	11		
山口県	1	一般社団法人JAバンク相談所	13	13	
岡山	1	一般社団法人JAバンク相談所	6県		・協定書を取り交わしているのみで、受諾書等はありません。 ・利用する農協の本店が所在する都道府県は、 鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県です。
島根県	0				
福岡県	3	一般社団法人JAバンク相談所	55	88	
		九州北部信用金庫協会	13		
		九州信用組合協会	20		
熊本県	2	南九州信用金庫協会	15	30	
		一般社団法人JAバンク相談所	15		
鹿児島県	1	社団法人南九州信用金庫協会	15	15	
沖縄	2	一般社団法人JAバンク相談所			
		沖縄県農業協同組合			
仙台	1	一般社団法人JAバンク相談所			
		信用組合東北協会	15		
福島県	1	一般社団法人JAバンク相談所	17	17	
山形県	0	金融ADR制度開始前に全国農業協同組合中央会と協定を締結。（平成20年12月）			
札幌	3	一般社団法人北海道信用金庫協会	23	141	
		一般社団法人JAバンク相談所	111		
		一般社団法人北海道信用組合協会	7		
愛媛	1	一般社団法人JAバンク相談所			

※2018年5月以降，全国農業協同組合中央会は一般社団法人JAバンク相談所に運営を移管

【参考資料３】
金融ADR 移管・現地調停に関する協定書締結状況一覧(7月末現在)

金融ADR 移管・現地調停に関する協定書 締結状況報告

弁護士会ADR設置会	弁護士会ADR未設置会	移管	現地調停
札幌		○	○
	函館		○
	旭川		○
	釧路		○
	青森県		○
	秋田		○
	岩手		○
山形県		○	○
仙台		○	
福島県		○	○
	茨城県		○
栃木県			○
群馬			○
東京			
第一東京			
第二東京			
埼玉		○	
	千葉県		○
横浜		○	
山梨県		○	○
静岡県		○	○
新潟県			○
長野県			○
富山県		○	○
金沢		○	○
	福井		○
岐阜県		○	
愛知県		○	
滋賀			○
	三重		○
京都			
大阪			
奈良		○	
和歌山			○
兵庫県		○	○
岡山		○	
広島		○	○
	鳥取県		○
島根県			○
山口県			○
	香川県		○
愛媛県		○	○
	徳島		○
	高知		○
福岡県		○	○
	佐賀県		○
	長崎県		○
熊本県		○	○
	大分県		○
	宮崎県		○
鹿児島県		○	
沖縄			○
34	18	20	39

（2018年7月末現在）

【参考資料４】
金融ADR　事例紹介
（2017年度）

■2017年度（2017.4-2018.3）

【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京①	
申立年月日	2016年4月18日	
終了年月日	2017年6月23日	
紛争の種類・金融商品	海外投資信託（ファンド）	
金融機関	投資助言業者	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	2009年8月，ファンドに加入したが数百万円以上の損害が発生した上，2015年10月，為替の下落等を想定してファンドの切替えを早急に行うよう指示したが，12月下旬になっても対応されず，数十万円の損害が発生した。当初のファンド加入にあたり相手方の有利誤認行為があり，また，切替え遅延にも相手方に責任があるので，これらの損害の賠償を求める。	
	金融機関の立場：	
	相手方は，申立人と海外の投資ファンドの契約取り次ぎをしただけで，契約当事者ではない。また，申立人に対し，必要な説明もしており，過失もない。もっとも，紛争解決は希望するので，迷惑料のようなものなら支払う用意がある。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方は，申立人に対し，約3万円の解決金を支払う。投資顧問契約は合意解除とし，申立人側で未払いとなっていた投資助言料について相手方は免除する。	
審理期間・期日回数	432日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京②	
申立年月日	2017年1月18日	
終了年月日	2017年4月6日	
紛争の種類・金融商品	クレジットカード盗難への不適切な対応	
金融機関	クレジットカード会社	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	ロシアでクレジットカードの盗難被害に遭い，クレジットカード会社に連絡したものの，同社が被害拡大防止措置を取らなかったため，盗まれたクレジットカードを不正使用され，約30万円の損害が発生した。	
	金融機関の立場：	
	①クレジットカード盗難時は速やかに連絡すること，②連絡及び利用停止措置以前のカード利用は顧客の負担となることを規約において告知している。申立人が主張する損害は，連絡遅滞により生じた利用停止措置以前のカード利用による損害と考えるので，損害額相当を申立人に支払う意思はない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	解決金として損害額の半額に当たる約15万円を支払うことで合意した。	
審理期間・期日回数	79日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京③
申立年月日	2017年2月23日
終了年月日	2017年5月18日
紛争の種類・金融商品	融資（被保証債務の不存在確認）
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場：

	連帯保証人として信用金庫に支払をしてきたのに物件が債権回収機構に渡ることとなった。4500万円の支払と物件の返還を求めたい。また，借入金の明細が分からないので教えてほしい。	
	金融機関の立場:	
	申立人の苦情内容及び釈明事項について，貸付契約書など書類を提示し，事実を明らかにしたい。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人，相手方から事情を聴取した上で，申立人に合意可能か打診するも合意する意向でないことが確認でき，不成立となった。後日，申立人からあっせん人に対して，申立人は納得していないもののあっせん手続に対して感謝している旨の手紙が届いた。	
審理期間・期日回数	85日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京④	
申立年月日	2017年6月19日	
終了年月日	2017年11月28日	
紛争の種類・金融商品	融資（連帯保証債務不存在の確認）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人は，自己が代表取締役を務めていた会社の融資金の連帯保証人であったが，相手方との間で，連帯保証債務について元本に限定する旨合意した。従って，元本以外の部分について連帯保証債務の不存在の確認を求める。	
	金融機関の立場:	
	申立人が主張する合意など存在しない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	不動産担保を代わりに差し入れることで和解することを検討したものの，当該不動産の評価額について主張に開きがあり，和解に至らなかった。	
審理期間・期日回数	163日	期日回数:4回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	東京⑤	
申立年月日	2017年7月6日	
終了年月日	2017年11月30日	
紛争の種類・金融商品	仮想通貨口座への不正アクセス及び不正送金	
金融機関	仮想通貨交換業者	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人が相手方に有していた口座に不正なアクセスがあり，不正送金により当該口座の仮想通貨全てが喪失した。不正アクセスの原因は相手方にあると考えるので，紛失した仮想通貨又はその相当額の賠償を求める。	
	金融機関の立場:	
	相手方においては，不正アクセスを防止するため認証アプリによる2段階認証を可能としており，かかる対応をしている相手方に過失はない。申立人口座への不正アクセスは，申立人がメールアドレス及びパスワード等を盗まれたことによって発生したものと考えられる。	
結果	和解	
経過・和解の要点	過失の存否は双方に不明であるものの，相手方が申立人に対し一定の金額を紛争解決料名目で支払うことで和解となった。	
審理期間・期日回数	148日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑥　※移管調停（岡山弁護士会）	
申立年月日	2017年7月10日	
終了年月日	2017年8月22日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン（払う必要が無かった利息の返還請求）	
金融機関	信用組合	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	住宅金融公庫のローン返済期間の繰上げと一括返済を相手方に申し入れたが，相手方は無断で返済期限を延長した。利息を約14万円多く払わなければならなくなったので，過払い金として返還を求める。	
	金融機関の立場：	
	申立人から返済期限の繰上げ及び一括返済の申入れがなされた事実は確認できない。利息の支払は約定どおりの支払であり，請求に応じることはできない。	
結果	移管調停（移管後不成立，岡山①）	
経過・和解の要点	岡山弁護士会に移管。	
審理期間・期日回数	44日	期日回数：0回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑦	
申立年月日	2017年8月3日	
終了年月日	2018年1月10日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（仮想通貨）	
金融機関	仮想通貨交換業者	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	仮想通貨の売買契約により取得したはずの2300万円余りの金員が支払われないことは債務不履行であり損害の賠償を求める。相手方の行ったロールバック措置（異常な事象が発生した場合に当該事象発生前の状態へ戻す措置）については，そもそもそれを行うことができる旨を定めた利用規約が無効であるため，本件のロールバック措置も無効である。	
	金融機関の立場：	
	本件で申立人が有効に成立したと主張する売買契約は，利用規約に定められたロールバック措置により取り消されており，ロールバック措置によっては何らの損害も発生しない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	主な争点はロールバック措置の有効性，ひいては当該措置が可能である旨の規約の有効性であったが，相手方側に一定の理解を得て和解に至る。	
審理期間・期日回数	161日	期日回数：3回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	東京⑧	
申立年月日	2017年9月5日	
終了年月日	2018年3月8日	
紛争の種類・金融商品	不当利得返還請求	
金融機関	投資助言・代理業者	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	当初，2017年1月から2018年7月までの投資顧問契約を100万円で締結した。この期間中に，追加の投資顧問契約を重ねて締結するように強要され，合計50万円で契約を締結した。リスクなどの説明が不十分であり，管理も杜撰であった。重複した50万円のクレジットカード決済について取消しをし，返還を求める。	
	金融機関の立場：	

	申立人と相手方との関係は良好であり，電話連絡等必要な意思疎通は行っていた。50万円のうち，30万円はクレジットカード会社を通じて返金が済んでいる。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	相手方において30万円を超えての返還は応じることができないとして不調となった。	
審理期間・期日回数	185日	期日回数:5回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑨	
申立年月日	2017年9月6日	
終了年月日	2017年10月26日	
紛争の種類・金融商品	定期積金	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	親の定期積金について問い合わせたところ，解約済みであると言われたが，その際に持参した書類の返却がなされていない。解約手続に不審な点が多いため，解約金を請求したい。	
	金融機関の立場:	
	申立人持参の定期積金は，正当な手続で解約処理が済んでいる。履歴のデータを渡しているが，申立人は納得していない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	解約済みの定期積金に関する書類の所在が不明となり，申立人及び相手方の主張の食い違いは解消されなかった。	
審理期間・期日回数	51日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑩	
申立年月日	2017年9月8日	
終了年月日	2018年1月11日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン（利息の返還）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人が2004年に失業して以降，住宅ローンの一本化（借換え）及び条件変更（ボーナス払いをなくす，返済期限を延長する）を複数回にわたり申し入れたが，受け入れてもらえなかった。しかし，2011年に他の金融機関のアドバイスを受けて再度交渉したところ，条件変更等を受け入れられた。2011年まで条件変更等が受け入れられなかったのは，相手方の対応に問題があったためであり，7年間に支払った利息の返還を求める。	
	金融機関の立場:	
	相手方は，申立人が借換えの条件を満たさなかったため，条件変更等に応じなかったものであり，何らかの責任を負うものではない。また，金融機関は，金利の変更等について提案する義務があるものでもない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人の不満が大きく，歩み寄りの余地がなく不成立となった。	
審理期間・期日回数	126日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑪
申立年月日	2017年11月13日
終了年月日	2018年3月15日
紛争の種類・金融商品	仮想通貨売買
金融機関	仮想通貨交換業者
顧客	個人，男性

事案の概要	顧客の立場: 相手方の口座を通じて仮想通貨売買取引をしようとしたところ，相手方のシステムエラー及び人為的ミスにより本人確認コードを入手できなかったため取引ができず，機会損失を被った。この機会損失による損害約300万円の賠償を求める。	
	金融機関の立場: 申立人が主張するシステムエラー及び人為的ミスは存在しない。取引に当たり本人確認コードが必要なことは資金決済法上の要請であり，これがない場合取引できないことはメール及びウェブ上で告知しており，相手方に責任はない。仮に，本人確認コード発送に若干の遅れがあったとしても，口座利用規約における免責規定により免責されるはずである。	
結果	和解	
経過・和解の要点	申立人の本人確認コード未受領の原因は，相手方のシステムエラー及び人為的ミスによるものでないことが期日において双方で確認できたため，紛争を終局的に解決する旨の和解契約を締結した。 なお，相手方金融機関は，自社が申立人顧客からの問合せメールに回答しなかったこと等により取引ができない期間が長引いたといえる事実があったことに鑑み，申立人に対し仮想通貨取引に関する参考書籍をお詫びとして提供するなど和解に向けて積極的であった。	
審理期間・期日回数	123	期日回数:3
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑫	
申立年月日	2017年12月12日	
終了年月日	2018年3月29日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン	
金融機関	信用組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 総支払額が安くなるとの説明で，住宅ローンの借換えの勧誘を受けた。断り続けていたが，しつこく勧誘を受けたため，借換えを行った。しかし，実際に借換えに伴う残金の一括払いをしようとしたところ，説明よりも約80万円多く支払わなければならなくなった。	
	金融機関の立場: 勧誘した従業員が既存のローン残額を誤って認識していたため，説明が誤ったものとなったことは認める。ただし，同金員は，本来的には顧客が支払うべき債務であり，顧客に損失が発生したわけではない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	誤った説明に基づき借換えを実施させたことを踏まえ，追加支出分として8万円を相手方が支払うことで和解が成立した。	
審理期間・期日回数	108日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京①※現地調停（山梨県弁護士会）
申立年月日	2017年3月31日
終了年月日	2017年12月25日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等
金融機関	信用組合
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場: 顧客は昭和62年2月に，金融機関に勤める親族から依頼を受けて1300万円を金融機関の顧客名義の口座に入金した。平成26年に顧客の義理の母の死亡に伴い，遺産等の整理とあわせて，金融機関への顧客の預金預入状況を確認したところ，1300万円が所在不明となった。金融機関は払戻請求に応じるべきである。

	金融機関の立場:	
	1300万円は顧客と顧客の妻の口座に書き換えられ最終的に顧客の妻の口座に定期預金1500万円として一本化され，昭和63年10月に解約されており，払戻済みであって，顧客に支払うべき払戻金はなく，金融機関において顧客への支払義務はない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	顧客の親族であり，金融機関に勤務していた者が顧客の口座を管理していたこと，金銭の移動も同人が行ったと思われること，同人が顧客の妻の口座の開設をしているがその際に架空住所を使用するなどしていたことから，同人が顧客及び顧客の妻に無断で口座間の金銭の移動及び払出をしたものと考えられるところ，金融機関において準占有者への弁済の有効性を立証できないため，金融機関は顧客の払出に応じることが相当であるとし，当該金額については証拠関係から1200万円であるとした。ただし，長期間顧客が金融機関への請求をせず，訴訟の場合には時効の問題があることから，責任割合を1対2とし，金融機関に対し顧客に800万円の支払をするべきとの和解案を提示したところ，金融機関がこれを受諾し，和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間:269日	期日回数:6回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京②※現地調停（山口県弁護士会）	
申立年月日	2017年4月12日	
終了年月日	2017年8月3日	
紛争の種類・金融商品	名義変更事実・理由開示請求等	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場:	
	顧客の父Aが死亡し，相続人である顧客が遺品整理をしていたところ，父A名義の相手方の貯金通帳（以下「本件貯金通帳」という。）が見つかった。最後の記帳は昭和57年付け差引残高約40万円というものであった。 顧客が，相手方に対し，上記貯金口座（以下「本件口座」という。）について問い合わせたところ，相手方の回答は，本件口座の名義人は変更されており，新名義人・変更時期・変更理由等の詳細はわからない，父A名義の貯金は存在しないというものであった。 金融機関である相手方は，CSR又はフィデューシャリー・デューティーを負っており，顧客に対する預金管理・説明責任を負っているとして，顧客は相手方に対し，名義変更の事実・理由の開示と，貯金契約の存在の確認を求める。	
	金融機関の立場:	
	支所コード及び本件貯金通帳記載の口座番号をもとに昭和62年のコムを調査したが，名義人は，父Aではなく別人Bであった。その他，父A名義の貯金口座の存在を示す記録・資料は存在しない。 本件口座の名義人は，当初から父Aではなく，別人Bであり，相手方に父A名義の貯金口座は存在しない。 本件は，記録上口座名義人の存在が確認できない場合であり，消滅時効の援用は許される。	
結果	和解	
経過・和解の要点	父A名義の貯金口座と別人B名義の貯金口座は併存しており，父A名義の預金口座が別人B名義に変更された事実及び父A名義の貯金債権が消滅したことを証する事実は認められないこと，弁護士会の金融ADRは金融機関の顧客に対するサービスという側面があり，金融機関が消滅時効を援用することは相当ではないことを指摘の上，元金相当額の返金で和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:113日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京③	
申立年月日	2017年6月6日	
終了年月日	2017年10月3日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求	
金融機関	仮想通貨交換業者	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	金融機関が開設する仮想通貨取引所のシステムエラーにより，一旦は仮想通貨の売却取引が成立したにもかかわらず，一方的にロールバックされたことによって，損害を被った。当該売却取引が成立していたのであれば得ることができた売買代金約70万円の返還（支払）を求める。	
	金融機関の立場：	
	本件措置は，不可抗力により（予見可能性がなく），仮想通貨購入・売却価格が異常値となったり，システム上ロスカット処理が正常に終了しない事象が発生したことによる利用規約に基づく有効な措置であり，申立人に対する返還・支払義務を負わない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	金融機関が，顧客に対して50万円の解決金を支払うことで和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間：48日	期日回数：4回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	第一東京④　※現地調停（青森県弁護士会）	
申立年月日	2017年7月13日	
終了年月日	2017年8月30日	
紛争の種類・金融商品	預金払戻請求	
金融機関	信用組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	昭和61年頃の預金通帳が最近見つかり，残金が数万円あるということで払戻しを請求したが，機械化に伴いデータが抹消されているとして払戻しを拒否された。	
	金融機関の立場：	
	データはあり，確認したが，既に引き出しがされており，残金が数円しかない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	上記の金融機関回答を受け，顧客が申立てを取り下げた。	
審理期間・期日回数	審理期間：48日	期日回数：0回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	第一東京⑤
申立年月日	2017年10月30日
終了年月日	2018年1月17日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等
金融機関	日本資金決済業協会登録業者
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場：
	相手方が発行するPOSAカード（プリペイドカード）を購入後，使用前に紛失したことから，相手方に対し，①当該カードを失効させて当該金額（数万円）を返還してもらいたい，②既に第三者に不正に使用されている場合には補償制度により補償してもらいたい旨を求めたが，対応してもらえなかった。
	金融機関の立場：
	購入後使用前のPOSAカードの紛失については，利用規約に基づく補償の対象外である。もっとも，申立人の購入・紛失の事実及び当該カードの使用状況等を客観的に確認できた場合には，その結果に応じ，合理的な内容の協議に応じる用意がある。
結果	和解

経過・和解の要点	相手方が，当該カードの利用停止措置をとり，申立人に未使用残高相当額（全額）を支払う旨の内容で和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：79日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【第二東京弁護士会仲裁センター】

番号	第二東京①	
申立年月日	2017年3月27日	
終了年月日	2017年8月23日	
紛争の種類・金融商品	投資顧問契約	
金融機関	投資顧問業者	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場：	
	年10%の利益を出せると勧誘され，投資顧問契約を締結し年会費約50万円を支払ったが，助言された銘柄は利益より損失が多く，多大な損失を被り，サポートも不十分だった。支払った年会費の返金を求める。	
	金融機関の立場：	
	利益を確約したものではなく，既に財務局の指導を受け解決済みである。	
結果	和解	
経過・和解の要点	約10万円の返金で和解。	
審理期間・期日回数	審理期間：150日	期日回数：4回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター】

番号	静岡県①	
申立年月日	2017年10月4日	
終了年月日	2018年3月19日	
紛争の種類・金融商品	定期預金	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	顧客本人ではなく，顧客の妻または長男の申出によるものと思われる定期預金の解約及び担保設定契約が，顧客の意思確認や，委任状の取付けもなく行われた。手続の無効及び貯金の払戻しを請求する。	
	金融機関の立場：	
	筆跡，実印等から顧客本人の意思に基づく手続と推定され，金融機関には瑕疵はない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	顧客の妻及び長男が和解協議に参加せず，訴訟手続による解決を考えざるを得ない。	
審理期間・期日回数	審理期間：　166日	期日回数：4回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

【大阪：公益社団法人民間総合調停センター】

番号	民間調停①
申立年月日	2017年11月13日
終了年月日	2018年2月26日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求事件
金融機関	信用金庫
顧客	個人（80代）
	顧客の立場：

事案の概要	申立人は，申立人の息子になりすました男からかかってきた電話を信じ，相手方金融機関に行き，預金500万円を引き出した。そして，男の指示に従って指定された場所まで行き，指示された相手に，引き出した金員を渡した。その後，申立人が息子に架電し，上記電話をかけてきたのは息子ではなかったこと，いわゆるオレオレ詐欺に遭ったことがわかった。 相手方がしかるべき対応をしていれば，詐欺被害に遭わずに済んだものであり，被害総額500万円の支払を相手方に求める。	
	金融機関の立場：	
	相手方は、注意義務違反はなく、支払請求には一切応じない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の主張が一致せず、和解が成立する見込みがないため、第3回期日を取り消して終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：105日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし（ただし、顧客の子が代理）	金融機関：あり（ただし、金融機関の職員）

【京都弁護士会　紛争解決センター】

番号	京都①	
申立年月日	2017年（平成29年）4月17日	
終了年月日	2017年（平成29年）6月26日	
紛争の種類・金融商品	生命保険	
金融機関	地域金融機関	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	金融機関で契約した定期支払金付積立利率変動型終身保険の解約返戻金について，申立人は解約前に返戻金の額を確認したが，実際に支払われた返戻金が確認した金額よりも少なかったため，事前に確認したとおりの金額を支払うよう求める。	
	金融機関の立場：	
	金融機関は，保険の代理店である。保険の加入時には顧客に丁寧に説明をしている。解約に際して，担当者は保険会社に問合せを行い，顧客に返戻金の額を伝えている（問合せは2回あり，1回目と2回目は異なる金額）。顧客も金額が変動していたことは知っていたと思われる。ただし，担当者が解約金額をお伝えした際に，その解約日を念押ししたかどうかは分からず，解約金額伝達時において担当者の説明不足があったことが考えられる。差額を支払うことは金融商品取引法第39条に抵触するため，その点がクリアできれば支払を検討する。	
結果	和解	
経過・和解の要点	差額を支払うことが金融商品取引法第39条に抵触しないかどうかが解決すべき論点となっていたところ，あっせん人が法的見解を示し，金融機関の理解が得られたため，金融機関が申立人に対し，損害賠償債務として差額を支払うことで和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間：70日間	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【兵庫県弁護士会紛争解決センター】

番号	兵庫県①
申立年月日	2017年2月14日
終了年月日	2017年4月28日
紛争の種類・金融商品	担保物件に対する任意売却の合意及び競売申立ての中止
金融機関	信用金庫
顧客	法人
事案の概要	顧客の立場：

	申立人は信用金庫への返済が滞り，それを解消するため，担保物件の任意売却を申し入れたが，却下されたうえ，当該物件に対して期限までに通常返済が行われない場合，競売申立てを行う旨通知された。任意売却の合意及び競売申立ての中止を希望する。	
	金融機関の立場:	
	手続には応じない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	相手方金融機関とは金融ADR協定を締結していたが，不応諾であった。弁護士会及び紛争解決センターから応諾を求めるも拒否。最終的には申立人が申立てを取り下げた。	
審理期間・期日回数	審理期間:73日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	兵庫県②	
申立年月日	2017年3月1日	
終了年月日	2017年6月30日	
紛争の種類・金融商品	連帯保証契約の合意解約	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人，個人	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人個人が，申立人法人のために信用金庫との間で締結した連帯保証契約を合意解約することを求める。	
	金融機関の立場:	
	条件次第で応じる意思はある。	
結果	和解	
経過・和解の要点	申立人個人が代償金を支払うことで和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:121日	期日回数:3回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	兵庫県③	
申立年月日	2017年11月28日	
終了年月日	2018年1月22日	
紛争の種類・金融商品	金銭消費貸借契約無効確認	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人は，自身が代表を務める予定の会社名義で信用金庫から500万円を借り入れるという説明を親族から受け，申立人や別の親族らが連帯保証人として金銭消費貸借契約書に署名押印した（保証協会の保証付き，既に保証協会により代位弁済）。署名押印の際，債務者欄や融資金額等の記載は全くされておらず，結果，申立人の全く関与しないところで会社が設立され，融資も第三者が引き出していた。以上のことから，当該契約の無効を主張する。	
	金融機関の立場:	
	契約書に申立人自身が署名押印している以上，契約は有効である。また，保証協会による代位弁済後も，申立人は保証協会に対して，20年以上にわたり返済を続けていることから，申立人も契約が有効であると認めていたことが推測されるので，契約無効の主張に応じることはできない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の主張が折り合う見込みがないため，打ち切りとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間:55日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【富山県弁護士会紛争解決センター】

番号	富山県①
申立年月日	2017年11月13日
終了年月日	2017年12月11日

紛争の種類・金融商品	過去の定期積金の払戻しに関するトラブル	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人名義で母が積立を行っていた。その預金証書をもとに母が金融機関に支払を申し出たところ，既に解約済みと言われた。現に証書が手元にあり支払を受けた記憶もないので納得がいかない。定期積金の払戻しを求める。	
	金融機関の立場:	
	支払時は必ず証書を受け取っており，紛失の場合は紛失届を提出してもらっている。ただ，今回は紛失届もないのだが，恐らく便宜扱いしたと思われる。解約された旨の定期積金取引明細書も存在することから支払には応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	相手方に和解に応じる意思がなく，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:28日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし(ただし，顧客の姉が代理)	金融機関:なし

【山口県弁護士会　仲裁センター】

番号	山口県①	
申立年月日	2017年7月3日	
終了年月日	2017年7月4日	
紛争の種類・金融商品	団体信用生命保険	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場:	
	団体信用生命保険に関連する民法715条の使用者責任に基づく損害賠償請求。	
	金融機関の立場:	
	訴訟で争うことを希望する。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	相手方に申立書を送付したところ，速やかに上記「金融機関の立場」記載の回答があり，これを受けて申立人が申立てを取り下げたため終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間:1日	期日回数:0回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

【岡山弁護士会岡山仲裁センター】

番号	岡山①(移管調停)
申立年月日	2017年7月4日(東京弁護士会受付)→2017年8月22日当会へ移管
終了年月日	2017年9月22日
紛争の種類・金融商品	住宅ローン
金融機関	信用組合
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場:
	住宅ローンの分割弁済について，一括弁済手続を金融機関従業員に申し出たところ，当該従業員の口車に乗せられ，一括弁済手続を遅らせてしまった。そのため不要な利息13万円を支払うことになったので，その利息相当額を返還してほしい。また，特注の印鑑を金融機関従業員に破損されてしまったので，損害賠償金を請求する。
	金融機関の立場:
	顧客が一括弁済手続を申し出た事実を確認できないため，利息相当額の返還には応じられない。印鑑については破損したように見受けられないため，支払には応じられない。
結果	不成立

経過・和解の要点	利息相当額の返還請求について，双方が主張する事実の隔たりが大きく民事訴訟で解決すべきとして，金融機関が不応諾。印鑑破損の損害賠償請求にのみ応じる形の和解案が金融機関から提出されるも，顧客が不同意。（東京弁護士会からの移管調停）	
審理期間・期日回数	審理期間：移管後32日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	岡山②	
申立年月日	2017年10月10日	
終了年月日	2017年10月27日	
紛争の種類・金融商品	預金（払戻請求）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	定期預金1000万円の払い戻し処理が顧客に無断でなされ，そのうち一部の所在が不明となった。金融機関は200万円を顧客の口座へ送金し，800万円を顧客に手渡したなどと主張するが，少なくとも手渡しで800万円を受け取った記憶はない。手渡し部分の800万円の払戻しを求める。	
	金融機関の立場：	
	当該定期預金は顧客自身が解約手続を取っており，その全額につき顧客へ払い戻している。したがって，顧客の請求には応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	金融機関から，顧客の主張は事実と異なるため，請求には一切応じられない，調停の場にも出席しない旨回答があった。	
審理期間・期日回数	審理期間：18日	期日回数：0回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

【仙台弁護士会紛争解決支援センター】

番号	仙台①	
申立年月日	2017年2月2日	
終了年月日	2017年6月5日	
紛争の種類・金融商品	預金（相続預金の払戻し）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男女3名	
事案の概要	顧客の立場：	
	金融機関が，被相続人死亡前に氏名不詳者に対し，本人確認をせずに払戻しを行ったことについて，損害賠償を求める。また，被相続人死亡後に相続人代表者を名乗る相続人に対して預金を払い戻したことについて，払戻しの無効確認を求める。	
	金融機関の立場：	
	金融庁の指導によって制定した本人確認の原則を定める前の払戻しであり，氏名不詳者に対する払戻しについては，被相続人の通帳と届出印を持参しており，預金名義人でないことを疑わせる特段の事情もなく，当時の手続として何ら瑕疵の無いものである。また，相続人代表者に対する払戻しについては，事務取扱要領に照らし念書を取得しており，払戻しについて無過失である。	
結果	和解	
経過・和解の要点	払い戻した被相続人の預金について責任追及があり，金融機関側から紛争解決のために申立てがあった事案。顧客側は当初，満額以外の解決は無いという主張であったが，仲裁人より不調終了した場合の今後の展開について説明したところ，当初請求額（数百万円）よりかなり低額である約10万円の解決金の支払による和解に応じ，和解終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：123日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

番号	愛媛①	
申立年月日	2017年7月31日	
終了年月日	2017年9月7日	
紛争の種類・金融商品	預金通帳等返還請求	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人,男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人名義の貯金にかかるJAの調査結果に納得できない。JA職員である弟に私有林の売却代金のJAに預け入れることを依頼され承諾したが,申立人名義の貯金通帳・預り証の類を一度も見たことがないし，貯金取引に関するJAからの通知を一度も受け取ったことがない。申立人名義の預金にかかるJA調査結果によると，昭和62年から平成18年にかけて貯金の運用が頻繁に行われているが，貯金履歴に記載がある入出金について一切認識がない。JAに調査を依頼したが，回答に納得できない。 ・JA職員は貯金者の印鑑を自分で作り，それを届出印としてもいいのか。 ・JA職員が申立人の住所を届けないで申立人から預金を隠ぺいする行為は問題ではないか。 ・印鑑や通帳は申立人に渡したか，申立人の住所を正しく届けたか等について弟に確認した結果を報告してほしい。 ・申立人名義の通帳を返却してもらいたい。申立人の解約貯金を返してほしい。	
	金融機関の立場:	
	申立人は，同人名義の貯金口座が開設されたことを知っていたにもかかわらず，長年にわたって貯金通帳の引渡し等を求めていないことからすれば，同人は親族が申立人名義の貯金通帳等を管理・利用することを承諾し，その承諾のもと，親族が自らの資産を申立人名義の貯金口座に入出金したものと推測される。よって，申立人が主張する事項は親族間の貯金通帳等の管理・利用の問題である。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人の主張は，本来相手方に請求できる法的請求とは言い難く，相手方はこれまでに，取り得る対応はしており，それ以上の対応は困難である。	
審理期間・期日回数	審理期間:３９日	期日回数: 1回
代理人	顧客: なし	金融機関: あり

番号	愛媛②	
申立年月日	2017年9月26日	
終了年月日	2017年10月16日	
紛争の種類・金融商品	契約内容と貯金内容の照会請求	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人,女性	
事案の概要	顧客の立場:	
	昭和62年9月頃に，満期受取額1,200万になる保険定期に加入したが，JAは証書などを送ってきていない。平成28年4月にJAが保険加入内容を確認しにきたが，身に覚えのない契約だった。納得のいく説明をしてほしい。また，昭和63年5月に契約した貯金の行方を説明してほしい。定期の解約・契約を勝手に行っているのではないかという不信感がある。	
	金融機関の立場:	
	十分な対応をしており，これ以上対応の余地がない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の主張が折り合う見込みがなく，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:21	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛媛③
申立年月日	2017年11月17日

終了年月日	2018年1月19日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人,女性	
事案の概要	顧客の立場:	
	詐欺にあったかもしれないので，過去の取引履歴を調べて欲しい。父親が入院しており，車椅子生活を送っている状態にもかかわらず，JAまで行き，貯金を引き出したと聞いた。詐欺にあったのかと思い，申立てに至った。	
	金融機関の立場:	
	当時の取引内容について説明し，定期貯金手続等が名義人の配偶者によって行われたこと，またJAが「定期貯金解約通知」の発送，回収等を行った事実はないことを説明したが，納得いただけない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の主張が折り合う見込みがなく，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:64日	期日回数: 1回
代理人	顧客: なし	金融機関: なし

センター紹介

札幌弁護士会紛争解決センター
仙台弁護士会紛争解決支援センター
山形県弁護士会示談あっせんセンター
福島県弁護士会示談あっせんセンター
東京弁護士会紛争解決センター
第一東京弁護士会仲裁センター
第二東京弁護士会仲裁センター
神奈川県弁護士会紛争解決センター
埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター
栃木県弁護士会紛争解決センター
群馬弁護士会紛争解決センター
山梨県弁護士会民事紛争解決センター
長野県弁護士会紛争解決センター
新潟県弁護士会示談あっせんセンター
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
富山県弁護士会紛争解決センター
愛知県弁護士会紛争解決センター
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター
岐阜県弁護士会示談斡旋センター
金沢弁護士会紛争解決センター
公益社団法人民間総合調停センター
京都弁護士会紛争解決センター
兵庫県弁護士会紛争解決センター
奈良弁護士会仲裁センター
滋賀弁護士会和解あっせんセンター
和歌山弁護士会紛争解決センター
広島弁護士会仲裁センター
山口県弁護士会仲裁センター
岡山弁護士会岡山仲裁センター
石見法律相談センター
愛媛弁護士会紛争解決センター
福岡県弁護士会紛争解決センター
（天神弁護士センター・北九州法律相談センター・久留米法律相談センター）
熊本県弁護士会紛争解決センター
鹿児島県弁護士会紛争解決センター
沖縄弁護士会紛争解決センター

札幌弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

札幌弁護士会紛争解決センターは，当事者自身が納得できる解決を図ることが最善と考え，自律的な解決を，原則として３回以内の調停期日で，早期に実現することを目指しています。
調停人は，それぞれの経験又は専門分野を活かして，解決に努力しています。
当センターは，特色として，専門性が高い医療事件，金融取引，労働事件につき，それぞれ専門の医療ＡＤＲ，金融ＡＤＲ及び労働ADRを設置しています。
医療ADR及び労働ADRにおいては，一般ADRと同額の申立手数料（１万円・税別）のまま，専門性のある事件類型であることを踏まえて，医療機関側・使用者側の調停人１名と患者側・労働者側の調停人１名の調停人２名体制で事件処理を行っております。
このように当センターでは，当該事件専門の調停人候補者を確保したり，調停人の人数を工夫するなど，どの事件類型においても，公平中立で，かつ，早期の解決が実現できるように，センターと調停人が協力しています。
また，当センターの申立件数は，多くありませんが，応諾率は7割と高く，特に医療ＡＤＲでの応諾率の高さは，全国でもトップクラスの実績を誇っております。

申立手数料　10，800円（税込み） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円以下 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下 ・・・ 3%＋9万円＋消費税 3,000万円を超え3億円以下の場合 ・・・ 2%＋39万円＋消費税 3億円を超える場合 ・・・ 1%＋339万円＋消費税 ※原則として，上記金額を申立人と相手方で折半する。 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　当事者は，申立手数料及び成立手数料以外の特別に要する費用が発生した場合には，調停人が定める額，納付時期及び負担割合に従い，紛争解決センターに納付する(専門員の意見書作成料・遠隔地における現場調停の交通費など。）。	

仙台弁護士会紛争解決支援センター

♪センター紹介♪

当センターでは、裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった身の回りに起こった民事上のトラブルについて、経験を積んだ弁護士が仲裁人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で、和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士、医師等の専門家も協力します。審理期日は３回程度で、３ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は、まず弁護士による法律相談を受けて下さい。その後申立人プレ審理→相手方プレ審理→第１回審理期日へと進んでいきます。

申立手数料　21,600円 但し，申立人の経済的事情によっては，猶予・減額・免除の規定あり。また，申立人プレ審理後審理不開始の場合は全額，相手方不応諾・期日開始前に申立取り下げの場合は半額を返還する。 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　これ以外に期日手数料は不要	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☑ その他具体的に→　相手方のみ相手方手数料として第1回審理期日に10,800円納付。猶予等については申立手数料と同じ。
成立手数料　100万円までの場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円までの場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円までの場合 ・・・ 1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☑ 紛争額　☑ 解決額 その他具体的に→　事件の難易度や当事者の経済的事情等，仲裁人の意見を聞いて増減または免除できる規定あり。原則当事者で折半。	
その他必要な費用　・手続に要した速記，通訳，鑑定，翻訳等の実費 ・出張時の旅費および日当	

山形県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

民事上のトラブルについて，弁護士が当事者双方の間に入って，話し合いによる解決のためのサポートを行います方法としましては，担当弁護士が，申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で，法的観点からのアドバイスを行い，示談成立による解決を目指します。示談が成立した場合には，成立手数料と引き換えに示談書の作成を行います。

原則として，期日3回での解決を目指します。利用をご希望の場合は，示談あっせん申立書を提出してください。記載方法，書式につきましては，弁護士会窓口でご説明いたします。

訴訟や調停とは違い，担当弁護士が，形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指し，示談のあっせんを行います。

申立手数料	期日手数料
☐ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 申立人（申立手数料）：20,000円 相手方（応諾手数料）：10,000円	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
100万円以下 ・・・ 8%
100万円～200万円 ・・・ 5%＋30,000円
200万円～500万円 ・・・ 3%＋70,000円
500万円～5,000万円 ・・・ 2%＋120,000円
※原則として，当事者双方で半額すつ負担

算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

福島県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

ADRは紛争解決の新幹線です。経験豊かな弁護士があっせん員となって速やかな紛争解決に努めています。

1 センターの特色

全ての事件につき，法律家としての経験年数が5年以上の弁護士が関与し（事件によっては，各分野ごとに建築士等の専門委員も関与），当事者の話をよく伺った上で，これまでの経験を活かし，紛争の迅速（裁判所の調停と較べて期日が早く入ること，原則として，3回以内の期日での解決することを目指します），公正，妥当，柔軟な解決を図ります。

2 適する事件

原則として，受付にあたっては事件の種類による制限は設けていません。一般的には，不動産関係紛争，建築関係紛争，契約上のトラブル，交通事故，医療事故，近隣紛争，男女関係紛争（離婚，養育費等含む），職場内での紛争での利用が多いと見込まれています。

3 事件の申立

訴訟と比較すれば，簡易かつ安価であり，申立書の記載例も準備しております。足りない部分については，後から訂正できます。

申立手数料 20,000円＋消費税	期日手数料
☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
金100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税
金100万円を超え金200万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税
金200万円を超え金500万円以下の場合 ・・・ 3%＋7万円＋消費税
金500万円を超え金5000万円以下の場合 ・・・ 2%＋12万円＋消費税

算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 原則として，申立人・相手方にて折半

その他必要な費用 出張等の旅費等の実費

東京弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

東京弁護士会紛争解決センターは，平成6年7月に開設されました。
当センターへの申立には，あっせん申立て（これは，あっせん人による和解のあっせんを求める手続）及び仲裁申立て（仲裁合意がある場合に仲裁判断を求める手続）の二種類がありますが，いずれも，管轄の定めはなく，裁判に比べれば書式，添付書類等の要件も緩やかで，当事者本人においても簡単に申し立てることができます。また，事案の内容や当事者の都合にもよりますが，平均2ヶ月弱の期間に，2～3回の期日の開催による短期間で，和解あっせんが可能です。当センターのあっせん人及び仲裁人には経験豊富な弁護士のほか，社団法人日本技術士会，社団法人東京建築士会，社団法人家庭問題情報センター，日本公認会計士協会東京会，東京税理士会，東京都不動産鑑定士協会の専門家が就任し，事案の内容に応じて専門家の知識を利用した適正かつ迅速な解決が可能です。さらに、学校問題ＡＤＲを平成３０年１月から開始しました。

申立手数料　10,800円(税込) ☐ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　1期日　5,400円(税込) ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 金300万円までの部分 ・・・ 8%
- 金300万円を超え1,500万円　までの部分 ・・・ 3%
- 金1,500万円を超え3,000万円までの部分 ・・・ 2%
- 金3,000万円を超え5,000万円までの部分 ・・・ 1%
- 金5,000万円を超え1億円までの場合 ・・・ 0.7%

※但し，東京三会医療ADR及び東京三会金融ADRは，東京三会の統一基準による。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　現場検証のための出張の旅費実費及び日当，鑑定費用

第一東京弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

紛争事件を適切に解決できるかどうかは，仲裁人に誰を選ぶかによって大きく変わってきます。第一東京弁護士会仲裁センターでは，仲裁人候補者として，様々な分野で経験豊かな弁護士(原則として10年以上の経験)や学識経験者等を名簿登載しております。そして，この仲裁センターは，日常生活で起こりうる身近な紛争だけではなく，特に秘密としたい事件，知的財産，建築や労災，金融や医療や国際家事といった専門的な知見が要求される紛争などについて，適正・迅速・低額に解決することを目指して運営されています。そのため，当センターでは当事者の希望を踏まえて仲裁人を選任することとしており，仲裁人候補者のプロフィールを第一東京弁護士会ホームページ（http://www.ichiben.or.jp/）上で公開しています。また，そのホームページからは，書式や規則等もダウンロードできるよう整備しており，透明性の高い仲裁センターであるための情報開示を心掛け，利用者が当会仲裁センターを利用しやすくなるよう常に努力をしています。

申立手数料　10,800円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→	期日手数料　5,400円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 金300万円までの部分 ・・・ 8%
- 金300万円を超え1,500万円までの部分 ・・・ 3%
- 金1,500万円を超え3,000万円までの部分 ・・・ 2%
- 金3,000万円を超え5,000万円までの部分 ・・・ 1%
- 金5,000万円を超え1億円までの部分 ・・・ 0.7%
- 金1億円を超え10億円までの部分 ・・・ 0.5%
- 金10億円を超える部分 ・・・ 0.3%

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用，証人日当，現場検証のための仲裁人旅費日当およびその他の諸費用

第二東京弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

第二東京弁護士会仲裁センターは、1990年3月、弁護士会が運営する紛争解決機関としては最初に立ち上げられた民間ADR団体です。それまで揉め事の解決といえば裁判所の訴訟や調停でしたが、当センターは25年以上にわたり、民間ADR団体として紛争解決に大きな役割を果たしてきました。

2007年9月に「医療ADR」、2010年10月に「金融ADR」、2014年4月に「国際家事ADR」をそれぞれ新設し、医療紛争、金融商品取引紛争、国際的な家事紛争の実態を良く知る弁護士を仲裁人・あっせん人候補者に加えることで、充実した仲裁・和解あっせんを行えるようにしました。また、2010年3月には、当会多摩支部（弁護士会多摩支部会館・立川市）にて、多摩地区におけるADRのニーズにも対応できる体制を整えました（ただし、申立ては霞ヶ関で行っていただく必要があります。）。

管轄を問わない（どこに住んでいる人でも利用できる）、事件を選ばない（どのような事件でも扱える）、気軽に現地に出かける、一級建築士、カウンセラー、土地家屋調査士などの専門家を活用できるなど、民間だからこそできる機動的・柔軟な手続運営と納得のできる解決が特色です。

当センターの特設サイト「裁判しないでトラブル解決　仲裁センター」（http://niben.jp/chusai/）もご覧ください。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ ただし，第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は，5,000円（税別）	期日手数料　5,000円（税別） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料	300万円までの部分	・・・ 8%
	300万円を超え1,500万円までの部分	・・・ 3%
	1,500万円を超え3,000万円までの部分	・・・ 2%
	3,000万円を超え5,000万円までの部分	・・・ 1%
	5,000万円を超え1億円までの部分	・・・ 0.7%
	1億円を超え 10億円までの部分	・・・ 0.5%
	10億円を超える部分	・・・ 0.3%
算出のベース	☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	遠隔地に出張して期日開催の場合 〇出張手当：期日開催場所までの距離と拘束時間により，あっせん人等5万円～9万円，補助者等2万5千円～4万5千円（いずれも税別）。 〇交通費・宿泊費：実費	

神奈川県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成7年3月に開設され，簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償，建築紛争，近隣紛争，交通事故，相続，離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は，法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは，平成20年3月，ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより，和解あっせん手続において，時効中断効や調停前置の特則等が認められ，市民の方にとってより利用し易くなりました。パンフレット，申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか，当会のホームページ（http://www.kanaben.or.jp/）からもダウンロードできます。お問い合わせは，電話045-211-7716まで。

申立手数料　10,000円（税別） （神奈川県弁護士会総合法律相談センターの有料法律相談を受け、法律相談料を納付した場合は、5,000円（税別）） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,000円（税別） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の場合	・・・ 8%（但し，最低5万円）
	100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%
	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 3%
	3,000万円を超える場合	・・・ 1%
算出のベース	☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	鑑定費用，測量費用，現地調査の旅費，その他の費用	

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成７年１０月に開設されました。

利用できる事件の種類に制限はありませんが，ご近所トラブルなど裁判にまではしたくないという場合や，男女問題・企業と顧客間のクレーム案件など秘密を守って解決したい場合，弁護士に依頼すると当事者の持ち出しとなってしまう少額案件などにとって，特に使い勝手の良い紛争解決手段です。

経験豊富な弁護士が間に入り，時間をかけて双方の言い分を聞いたうえ，公正に判断し，話合いによる迅速で円満な解決を図ります。

申立は所定の用紙に必要事項を書き入れるだけですので代理人を付けなくても簡単にできますし，申立手数料は無料です。是非，当センターの示談あっせん・仲裁手続きをご活用下さい。

申立手数料　無料 ☐ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,400円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　経済的利益の額を基に算出。 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	当事者（申立人及び相手方）がそれぞれ1名の場合3,000円（税別）、当事者（申立人又は相手方が1名増すごとに2,000円（税別）の郵券代を申立時に申立人から徴収。

栃木県弁護士会民事紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターにおいては、弁護士が、中立的な第三者として、双方の当事者の話を聞き、簡易・迅速・公正な紛争解決をはかることを目指しております。具体的には、３回程度の手続により、また、手続間の間隔を３週間程度とし、遅くとも３ヵ月以内での紛争解決を目指しております。

担当弁護士については、弁護士登録５年以上の者を充てることとし、また、医学、建築、会計等の専門知識を要する紛争については、各分野の専門委員が手続に加わることもあります。

さらに、申立手数料を１万円（消費税別）に押さえ、経済的にも利用しやすい制度となるよう、心がけております。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	手数料以外に鑑定費用等の特別な支出が生じた場合は、その実費を負担していただくことがあります。

群馬弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

群馬弁護士会のＡＤＲセンターは，設立後，毎年１０件以上の申立てを受け，紛争解決に至った案件も多数あります。今後も市民に積極的に活用していただき，法的紛争の解決に寄与したいと考えております。こんなトラブルも解決してくれるのだろうかと不安に思われても遠慮なく申立てしていただければと思います。手数料も低く，丁寧な手続運営を心がけております。まずは，お近くの弁護士に相談され，当センターのご利用をご検討いただければと思います。

申立手数料　10,000円＋消費税 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

山梨県弁護士会民事紛争解決センター

♪センター紹介♪

平成14年6月に設立して以来，約20件の和解あっせん事件を取り扱っており，半数以上が解決しています。和解あっせん申立を経験された方には，専門家が解決にあたっており，多額の費用を要することなく早期に的確な解決が図れると好評です。現時点では申立件数が多くありませんので，いつでも受付を受理し，すぐに審理を開始することが可能です。多くの方の利用をお待ちしています。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の部分 ・・・ 8% ～300万円以下の部分 ・・・ 5% ～3,000万円以下の部分 ・・・ 3% ～1億円以下の部分 ・・・ 1% 1億円を超える部分 ・・・ 0.5% 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

長野県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

長野県弁護士会紛争解決センターは、平成２９年７月から運営を開始しました。
当センターでは、当会所属の弁護士が仲裁人となり、公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによって紛争を解決することを目指します。
取り扱う事案は、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象にしています。不法行為に対する損害賠償請求、親族間紛争、建築に関するトラブル、境界や騒音など相隣関係のトラブル、不動産に関するトラブルトラブル等々、様々な事案に幅広くご利用できます。
和解あっせん・仲裁に要する手数料は、原則として、申立手数料１万円（消費税別）と成立手数料のみです。期日手数料はいただいておりません。
申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので、まずは長野県弁護士会（０２６－２３２－２１０４）にご連絡いただくか、長野県弁護士会所属の弁護士にご相談下さい。

申立手数料　10,000円＋消費税 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合　・・・ ８％（最低額２万円） 100万円を超え300万円以下の場合　・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合　・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合　・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

新潟県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

新潟県弁護士会では，民事上の紛争について，裁判を使わず当事者双方の話し合いによる解決をサポートするため示談斡旋センターを設置しています。
ご近所問題や親族関係・契約トラブルなどの法律問題について，豊富な経験を持つ弁護士があっせん員となり，申立人と相手方の話をよく聞きいたうえで，公正・中立な立場で法的観点から適切なアドバイスを行い，紛争の早期解決を目指します。
申立ご希望の方には，申立されようとする案件が示談あっせんに適するものかどうかを，まず，弁護士に面談で相談していただくことをおすすめしています。
法律相談のご予約，示談あっせんのお問い合わせは，新潟県弁護士会（☎025-222-5533）までお電話ください。

申立手数料　12,000円(税別) ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☐ 不要 ☑ その他具体的に→　原則不要。但し、金融ADRについては金融機関において１期日25,000円（税別）の期日手数料がかかります。
成立手数料　解決した金額を基準にして，裁判を起こして上告審まで争った場合に裁判所に支払うことこなる手数料（収入印紙代）の合計額の半額。 算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

♪センター紹介♪

平成１９年３月より，紛争に悩む市民の方への新たな法的サービスとして静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを開設いたしました。「裁判よりも手軽でスピーディー，調停よりも専門的」をモットーとして，紛争の早期かつ妥当な解決を目指しております。静岡，沼津，浜松の弁護士会各支部であっせん・仲裁をおこなっており，地域の実情に照らした適切な紛争処理が実現できるように配慮しております。広報活動も市町の相談窓口へのパンフレット送付，静岡県弁護士会のホームページでのＰＲ等を行っており，今後とも県民の皆様方に幅広く利用して頂けるよう努力して参ります。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・	8%
100万円を超え200万円	・・・	5%＋3万円
200万円を超え500万円未満	・・・	3%＋7万円
500万円を超え5,000万円未満	・・・	2%＋12万円
5,000万円を超え1億円未満	・・・	1%＋62万円
1億円を超える場合	・・・	0.5%＋112万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

富山県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，経験豊富な弁護士があっせん人となり，申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で，話し合いにより紛争を解決することを目指し，平成20年4月1日から業務を開始しております。

金銭トラブル，借地借家，交通事故，家族間の紛争，消費者被害，医療事故，犯罪被害弁償，賃金不払いなど，身の回りに起こった民事上のトラブルについて，裁判や調停はしたくない，話し合いで解決したいときに利用してください。

申立ては，紛争の要点などを記載した申立書を提出する必要があります。書き方がわからない場合は，弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。

あっせん人は，申立人や相手方からていねいに事情を聞き，紛争の要点を把握した上で，紛争の解決に向けて話し合いをリードし，3回程度の期日で解決を図るよう努めます。

下に記したように費用はかかりますが，弁護士に依頼し，裁判で解決する場合に比べると低廉になっております。

当センターは，「親切」，「円満」，「早期」をモットーにトラブルの解決を目指しています。民事トラブルを抱えた人には身近な解決方法としてご活用頂けるものと思います。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☑ その他具体的に→　当面の間，期日手数料無料

成立手数料

100万円以下	・・・	8万円
100万円超，300万円以下	・・・	5%＋3万円
300万円超，3,000万円以下	・・・	3%＋9万円
3,000万円超，3億円以下	・・・	2%＋39万円
3億円超	・・・	1%＋339万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

愛知県弁護士会紛争解決センター＆
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

♪センター紹介♪

ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。民事上の紛争であれば、原則として事件の金額・種類は問いません。

平成９年４月の設置から２０年余りを経ており、この間、平成２０年６月にはＡＤＲ法に基づく法務大臣の認証を取得しました。平成２９年度中に受理した事件は２２４件（西三河支部・一宮支部開催含む）です。また、平成２９年度中に和解が成立した事件は８１件であり、受理事件の３割は和解で解決しています。

専門性の高い案件への対応にも力を入れており、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、カウンセラー、社会福祉士、ＩＴ関係等の専門家あっせん・仲裁人候補者が４８名います。また、医療を巡る紛争事件の数が多いことも特徴であり、医療の専門知識が必要となる案件については、医者・歯科医師に専門委員として関与してもらって手続を進めています。平成２５年度以降は、医療ＡＤＲの充実を図るため専門委員の増員を行ってきており、現在では、医師４８名・歯科医師６名、計５４名（２７診療科）まで拡充しました。

このほか、金融ＡＤＲ、国際家事ＡＤＲ（ハーグ条約案件）への対応にも取り組んでいます。

申立手数料	10,000円（別途消費税） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 特別な事情がある場合は申立手数料を減免することができる。	期日手数料	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円までの場合 ・・・ 8%×0.8 100万円を超え200万円までの場合 ・・・ （5%＋3万円）×0.8 200万円を超え500万円までの場合 ・・・ （3%＋7万円）×0.8 500万円を超え5,000万円までの場合 ・・・ （2%＋12万円）×0.8 5,000万円を超え1億円までの場合 ・・・ （1%＋62万円）×0.8 1億円を超える場合 ・・・ （0.5%＋112万円）×0.8		
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 申立人と相手方で按分して支払うが，その負担割合は，あっせん・仲裁人が決定する。また，特別の事情があるときは減額又は免除されることもある。		
その他必要な費用			

岐阜県弁護士会示談斡旋センター

♪センター紹介♪

民事上のトラブルについて，弁護士が当事者双方の間に入って，解決のためのサポートを行います。訴訟や調停とは違い，担当弁護士が，形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指します。

申立手数料	10,000円（別途消費税） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料	双方から5,000円（税別）（第1回期日は無料） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え200万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 200万円を超え500万円以下の場合 ・・・ 3%＋7万円＋消費税 500万円を超え5,000万円以下の場合 ・・・ 2%＋12万円＋消費税 5,000万円を超え1億円以下の場合 ・・・ 1%＋62万円＋消費税 1億円を超える場合 ・・・ 0.5%＋112万円＋消費税		
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☐ その他具体的に→		
その他必要な費用	☑ ・現場検証等のために必要とされる旅費交通費等の実費 ・郵送費→相手方の数×１，０００円を申立時予納 ※不足分は追納，残額は返還（返還にかかる費用は申立人負担）		

金沢弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

裁判によらずに当事者間の紛争を解決するために平成23年4月1日に開設された紛争処理機関です。弁護士が「あっせん人」となって，公正・中立の立場で当事者から事情をお聞きし，当事者双方の合意（和解）による解決を目指します。

申立手数料　10.000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☑ 申立人・相手方　☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・ 8%＋消費税
100万円を超え200万円以下の場合	・・・ 5%＋3万円＋消費税
200万円を超え500万円以下の場合	・・・ 3%＋7万円＋消費税
500万円を超え5000万円以下の場合	・・・ 2%+12万円＋消費税
5000万円を超え１億円以下の場合	・・・ 1%+62万円＋消費税
１億円を超える場合	・・・ 0.5%+112万円額＋消費税

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　通訳料，鑑定・出張料

公益社団法人民間総合調停センター

♪センター紹介♪

当センターは，裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し，各種専門家団体，経済団体，消費者団体，自治体等が参加して設立した公益社団法人です。このような多種多様な参加団体が一緒にADR機関を設立したのは，全国で初めてで，ADR法促進法に基づく法務大臣の認証も受けています。

司法関係者にとどまらず，紛争の内容に応じ，それぞれの専門分野の方々が和解あっせん人，仲裁人として関与することにより，公正，迅速，低費用で解決を得られることを目指して，「和解あっせん手続」と「仲裁手続」の二つの手続を実施していますので，是非ご利用ください。

なお，当センターでは，専門士業等による「申立補助制度」を実施しております。「申立補助制度」は申立てを希望する方に，専門士業等が申立書の書き方や必要書類のアドバイスをするもので，相談料は無料です。

詳細は，当センターまでお電話でお問合せください（電話番号：06-6364-7644）。

申立手数料 ☑ 申立人のみ 【一般事案】 1件につき，10,000円 【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】 1件につき，合計30,000円 ①申立時に10,000円 ②相手方の応諾意思を確認できた後，残金20,000円 ☐ その他	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

【一般事案】

100万円未満	・・・ 15,000円
100万円以上200万円未満の場合	・・・ 20,000円
200万円以上500万円未満の場合	・・・ 30,000円
500万円以上1,000万円未満の場合	・・・ 50,000円
1,000万円以上5,000万円未満の場合	・・・ 100,000円
5,000万円以上1億円未満の場合	・・・ 300,000円
1億円以上1億5,000万円未満の場合	・・・ 500,000円

（以下，5000万円ごとに，250,000円を加算）

但し，事案により，成立手数料を30%の範囲で増減する場合があります。

【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】

一律10万円

但し，事案により，成立手数料を50%の範囲で増減する場合があります。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

【一般事案】
鑑定又は出張する場合　鑑定費用：実費，交通費用：実費，日当等：実費
【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続】
通訳費・翻訳費

京都弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

これまで紛争解決制度としては，裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし，社会や人間関係が複雑化するに従い，そこに生起する紛争も複雑・多様化してきましたので，種々の紛争パターンの応じた紛争解決制度が求められるようになりました。また，簡易・迅速な紛争解決制度があれば，法律相談業務において相談事件の中で簡易・迅速な紛争解決に適する事件について，そのような制度を相談者の皆様に提示することができ，相談業務を一層充実，強化することになります。

そこで，京都弁護士会では2000年10月，民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。そして，2007年4月より，名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更しました。

2007年11月には，ADR法の認証も取得しました。時効中断効などの法上の効果も付与されました。管轄を限定するものでなく，京都府外の方でも広く利用できますので，皆様もぜひご利用下さい。

京都駅前法律相談センターでも紛争解決(ADR)が利用できるようになりました。

また，京都府北部京丹後市の丹後法律相談センターでも，紛争解決(ADR)が利用可能です。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の部分・・・8%＋消費税 100万円を超え300万円以下の部・・・5%＋消費税 300万円を超え3000万円以下の・・・1%＋消費税 3000万円を超える部分・・・0.5%＋消費税 ※申立人及び相手方で折半 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　現地調査を行った場合：交通費･調査費用（発生した場合）	

兵庫県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

取扱対象事件は，和解あっせんに適する民事事件一般です。離婚，相続などの家事事件もこの中に含まれます。なお，多重債務者問題（サラ金，クレジットの債務整理など）については当面は取扱いません。

和解あっせん申立ての方式は，法律相談を経た場合，または，弁護士が代理人となって申し立てる場合に限られます。

（1）申立手数料

申立時に2万円（消費税別）を納付していただきます。ただし，兵庫県弁護士会総合法律センターの有料法律相談を受け，その担当弁護士の紹介を得て申立てをしたときは，法律相談料相当額を差し引いた額になります。

（2）成立手数料

1. 和解成立時に納付します。（原則として当事者折半。）
2. 和解契約により解決された経済的利益の額に応じて，その0.5%から8%を基準として算定します。
3. 申立人もしくは相手方が貧困であるとき，または特別な事情のあるときは，あっせん委員の意見に基づき，運営委員会が成立手数料を減免することがあります。

平成20年9月に，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づく法務大臣の認証を取得しました。

申立手数料　20,000円（税別）（ただし，申立人が本会総合法律センターの有料相談を受け，その担当弁護士の紹介を得て申立てをした場合は，法律相談料相当額を減額する） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に－利用について協定を結んでいる神戸銀行協会などの団体を通じて申込みがあった場合，申立ての手数料はその団体が負担する。	期日手数料 ☐申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の部分・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の部分・・・ 5% 300万円を超え3,000万円以下の部・・・ 1% 3,000万円を超える部分・・・ 0.5% 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　当事者は手続手数料以外の鑑定費用，交通費その他の和解あっせんに要する実費を，あっせん委員が定める額，納付時期及び負担割合に従い，紛争解決センターに支払う。	

奈良弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

奈良弁護士会所属の経験豊富な弁護士が和解あっせん人として関与し，法的紛争の適切・迅速な解決を目指します。

特に，犯罪被害に関する損害賠償額の調整，隣人とのトラブル，不貞行為やセクシャルハラスメントの損害賠償請求など，当事者同士では妥当な着地点を見出すことが困難な紛争に有効です。

なお，ご利用にあたっては弁護士の紹介状が必要になりますので，まずはお近くの法律事務所，地方公共団体の無料法律相談などで弁護士による法律相談を受けてください。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合　・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合　・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合　・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合　・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　審理のため必要な鑑定料，旅費交通費等の実費	

滋賀弁護士会和解あっせんセンター

♪センター紹介♪

滋賀弁護士会和解あっせんセンターでは，同弁護士会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり，和解あっせん手続を主宰して，公平・中立な立場から，紛争当事者間の話し合いを促す形で，法的紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。手続の対象となる法的紛争は，当事者の和解による解決が可能な民事・家事紛争全般で，各種の損害賠償請求事件や，家庭内のトラブル，金銭トラブル，労使間のトラブルなど，様々な紛争を扱います。特に，迅速な解決が必要なケース，当事者間の感情的な対立が激しいケース，非公開の手続で話し合いを行いたい場合などに有効な手続です。なお，手続の利用にあたっては，弁護士からの紹介状が必要となるため（弁護士が代理人として申し立てる場合は除く），まずは弁護士会や各法律事務所などが実施している法律相談をお受けください。

申立手数料　10,800円（税込） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下　・・・ 8%＋消費税 100万円超300万円以下　・・・ 紛争価額の5%＋3万円＋消費税 300万円超3000万円以下　・・・ 紛争価額の1%＋15万円＋消費税 3000万円超　・・・ 紛争価額の0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　鑑定費用・現場検証のためのあっせん人の旅費日当その他の諸費用を求める場合があります。	

和歌山弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

昨今、社会における人間関係の変化や紛争の複雑化を背景として、これらに対応できる、市民にとって身近で利用しやすい紛争解決手続きが求められています。
そこで、和歌山弁護士会では、相談から解決までを見通せる制度として２０１３年４月１日に「和歌山弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。２０１５年６月３日には、ＡＤＲ法に基づく法務大臣の認証を取得しました。
「和歌山弁護士会紛争解決センター」では、経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。
取り扱う事案としては、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象としています。例えばお金の貸し借り、隣地とのトラブル、離婚や相続など、さまざまな法律上のトラブルの解決にご利用いただけます。
「和歌山弁護士会紛争解決センター」への申立は、「弁護士が代理する」か、「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」ことが必要になります。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。
申立の方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので，そちらもご参照ください。

【最近の動き】
ＡＤＲを障害がある人にも利用しやすくするため、２０１７年から「障害者なんでもＡＤＲ」を開始しました。

申立手数料	10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円の場合 ・・・ 5%＋30,000円 300万円を超え3,000万円の場合 ・・・ 1%＋150,000円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋300,000円 ※いずれも税別。	
算出のベース	☐ 紛争額 ☐ 解決額 ☑ その他具体的に→ 原則として当事者間で折半してお支払いいただきます。	
その他必要な費用	事件の審理に必要な鑑定料，旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。	

広島弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

弁護士が「あっせん・仲裁人」となり，申立人と相手方の言い分をよく聞いたうえで，公平・中立な立場から，妥当な解決を図れるようアドバイスしたり仲裁判断をして，できるだけ短時間でトラブルを解決します。
事案の種類は問いません。各種の事故の損害賠償，金銭トラブル，家庭内のトラブル，相続問題，従業員の解雇をめぐるトラブルなど，様々なトラブルの解決に幅広く利用できます。平成22年1月より新たに医療ADRが設置され，医療をめぐる紛争も扱うようになりました。
相手方があっせん・仲裁に応じると，３回程度の期日（期間にして３ヶ月程度）で解決するように努力します。期間が短い分，1回の期日ごとに充分な時間をかけて双方の言い分をよく聞きます。
費用は申立てに10,000円（税別），解決時に成立手数料をお支払いいただきます。
申立てには，まず弁護士による法律相談を受けていただき，そこで仲裁手続き等についてアドバイスを受けられた後，申立てをしていただくことになります。

申立手数料	10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円未満の場合 ・・・ 8%（ただし，最低額は50,000円。） 100万円以上300万円未満の場合 ・・・ 5%＋30,000円 300万円以上3,000万円未満の場合 ・・・ 1%＋150,000円 3,000万円以上の場合 ・・・ 0.5%＋300,000円	
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	審理のため必要な鑑定料，旅費交通費等の実費	

山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口

♪センター紹介♪

【山口県弁護士会仲裁センター】
山口県弁護士会仲裁センターでは，当会の会員の弁護士が仲裁人となって，申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで，話合いによる問題解決（和解）を目指すものです。お金の貸し借りや借地・借家のトラブル，交通事故の損害賠償，建築をめぐるトラブル，離婚問題，遺産問題，境界，日照など，隣人間のトラブル，解雇・セクハラ問題など，さまざまな事案に幅広くご利用できます。また，事案によっては，弁護士である仲裁人のほか，医師，歯科医師，行政書士，不動産鑑定士，建築士，社会保険労務士，土地家屋調査士などの専門家が弁護士と共同して和解のあっせんや仲裁を行います。申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので，まずは，最寄りの法律相談センターにて弁護士とご相談ください【事前予約制：0570-064-490（←県内法律相談センター統一電話番号）。
【行政仲裁センター山口】
行政仲裁センター山口では，地方公共団体と住民などとの間で生じた紛争について，弁護士が仲裁人として関与し，話し合いによる解決を促します。山口県弁護士会との間で協定を締結している地方公共団体については，山口県弁護士会ホームページをご覧ください。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では，自治体が負担。	期日手数料　5,000円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では，自治体が負担（20,000円）。

成立手数料
- 100万円以下の場合 ・・・ 8%
- 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円
- 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円
- 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 原則，当事者双方で折半。

その他必要な費用　実費がかかる場合は，その利益を受ける当事者（双方の利益のために行われた場合は折半）で実費額を負担。

岡山弁護士会　岡山仲裁センター
＆行政仲裁センター岡山＆医療仲裁センター岡山

♪センター紹介♪

『岡山仲裁センター』
　岡山仲裁センターでは、弁護士が仲裁人となって当事者の話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。当事者が自主的に紛争を解決する能力を発揮できるようにサポートすることによって、法的に妥当なだけでなく、当事者の心情にあった解決を目指します。また、事案によっては、建築士、税理士、不動産鑑定士、カウンセラー、土地家屋調査士、社会保険労務士、司法書士の方にも仲裁人に加わっていただくことも可能です。
　岡山県北東部４市町村（美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村）の住民、事業者、在学在勤の方が当事者となる事案は、これらの市町村の庁舎等に仲裁人が出張して期日を開くことができます。（出張仲裁）
『行政仲裁センター岡山』
　行政仲裁センター岡山は、自治体と住民などとの間に生じた行政紛争を専門に扱う仲裁センターです。仲裁人が自治体の地区内に赴いて、自治体・住民・仲裁人の三者が話し合いによって問題を解決（和解）するよう努力しています。当事者の合意があれば、仲裁判断も行います。申立手数料と期日手数料は自治体が負担します。
『医療仲裁センター岡山』
　医療仲裁センター岡山は、医療機関側と患者側との間で生じたトラブルを専門に扱う仲裁センターです。事案によっては、中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解あっせんに加わります。また、医学上の専門的知見が必要な場合、複数の専門医（医療専門員）から意見を述べてもらうこともあります。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は，自治体負担。医療仲裁センター岡山では，患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合，医療機関側負担。	期日手数料　5,000円（税別）（行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山は10,000円（税別）） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は，自治体負担。医療仲裁センター岡山では，患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合，医療機関側負担。

成立手数料
- 100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税
- 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税
- 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円＋消費税
- 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円＋消費税

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 原則として，当事者双方折半。

その他必要な費用　調査手数料等として実費が発生する場合があります。

石見法律相談センター

♪センター紹介♪

石見法律相談センターのあっせん・仲裁事業については，平成23年度をもって無期限で業務を休止しています。

申立手数料 ☐ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合	・・・ 8% ・・・ 5%＋3万円 ・・・ 1%＋15万円 ・・・ 0.5%＋30万円
算出のベース　☐ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

愛媛弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

四国で初めての弁護士会ADRとして，平成18年8月7日に開設されました。短期間に，合理的な費用で，公正でお互いが満足できるような解決を支援することをモットーとしています。

当センターでは，当会所属弁護士の約4割が調停人候補者として名簿登録しており，経験豊かな弁護士が，当事者自らがトラブルを解決しようとする力を手助けし，柔軟な解決を手助けいたします。

また，平成22年3月からは，複数人の医療問題に詳しい弁護士を調停人とした医療ADRも開始いたしました。

原則として，申立てには弁護士による法律相談を経て，紹介状が必要となりますが，金融機関等との紛争に関しては，不要となります。

申立手数料　21,600円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に- ＪＡバンク相談所に申立をした場合は申立手数料はＪＡバンク相談所もちとなります。	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円までの場合 100万円を超え300万円までの場合 300万円を超え3,000万円までの場合 3,000万円を超える場合	・・・ 8%（但し，5万円を下限とする。） ・・・ 5%＋3万円 ・・・ 1%＋15万円 ・・・ 0.5%＋30万円
算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 その他具体的に→	
その他必要な費用　☐ 調停手続に、別途、実費として費用がかかる場合があります（速記、通訳、鑑定、翻訳等の費用、23条照会を利用した利用料、調停人、専門委員がセンター外に出張した時の旅費、宿泊費等の実費）。	

福岡県弁護士会紛争解決センター＆
北九州法律相談センター＆久留米法律相談センター

♪センター紹介♪

福岡県弁護士会紛争解決センターでは，お金の貸し借りや各種事故の損害賠償請求，家庭内のもめごとやご近所とのいざこざ，相続問題，従業員の解雇をめぐるトラブル，不動産の明渡請求，欠陥住宅問題や医療事故問題等，あらゆる紛争を迅速に解決することを目標にしています。

当センターに対し紛争解決の申立をしていただくためには，弁護士による法律相談の後，申立書をご提出いただく必要がありますが，申立書は，福岡県弁護士会が県内各地に設置している法律相談センターなどに備えつけてあり，誰でも簡単に記入することができるようになっています。申立書の受付など事務取扱は，現在，天神弁護士センター（092-741-3208番），北九州法律相談センター（093-561-0360番），久留米法律相談センター（0942-30-0144番）の３カ所で行っています。仲裁人はすべて弁護士で，福岡県弁護士会に所属するベテラン弁護士を中心に構成されています。

平成21年10月からスタートした医療ＡＤＲでは，患者側の事情に通じた仲裁人１名，医療機関側の事情に通じた仲裁人１名を加え，原則合計３名で対応することにしています。

また平成23年3月29日付で法務大臣からの認証を受けたことに伴い，一定の条件の下での時効中断効や調停前置主義が原則とされる訴訟（賃料増減額請求訴訟，離婚等の人事訴訟）において，調停を経ることなく訴訟を提起できるという効果が付与されました。

さらに当会と協定書を締結している金融機関を相手とする紛争については，金融機関があっせん・仲裁人の提示する特別調停案を受諾する義務を負担することを主な特色とする金融ADRの運用も開始しております。

弁護士以外の専門家の助言を要する場合は，そのような専門家の協力を得ることもできます。当センターは，早くそして適正に紛争を解決したいという市民の皆様のご希望に添いたいと心から考えています。どうぞお気軽にご相談ください。

申立手数料	10,800円（ただし，申込者の資力によっては，猶予・減額・免除の規定あり。また仲裁期日が一度も開催されず終了したときは半額を申立人に返金する） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円	
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 仲裁人弁護士の判断で30%の範囲で増減することができる。原則として申込者と相手方とで折半。ただし，申立人，相手方の資力によっては免除の規定あり。	
その他必要な費用	仲裁人弁護士の請求により，当事者は仲裁手続に要した速記，通訳，鑑定，出張費用等の実費を負担していただく場合あり。	

熊本県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成２１年８月２０日から活動を開始しました。

当センターでは，当会の会員の弁護士があっせん人となって，公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き，話合いによる紛争の解決を目的としています。３回程度の期日で解決することを目指しています。

当会では，震災ＡＤＲという，平成２８年熊本地震に起因するトラブルに特化した紛争解決手続制度があり，震災ＡＤＲについては，申立手数料を無料とし，成立手数料についても一定の減額を行っています。

また，震災ＡＤＲでは，当センターの弁護士が申立人（紛争解決手続の利用を申し込まれた方）の言い分を聞き，申立書を代わりに作成する「申立サポート制度」，同様に当センターの弁護士が相手方（紛争解決手続の相手方として申立人が申し込まれた方）の言い分を聞き，答弁書を代わりに作成する「応諾サポート制度」があり，通常の紛争解決手続と比較して皆様に利用しやすい制度となっています。

当センターでは、熊本のみなさまの笑顔を取り戻すため、様々なトラブルについて解決するようお手伝いをさせていただきたいと考えております。トラブルでお悩みの方は、当センターにお気軽にお問い合わせ下さい。

申立手数料	10,800円(消費税込) ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え，300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え，3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 ※別途消費税が加算されます。	
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	鑑定費用，交通費，その他の和解あっせんに要する実費	

鹿児島県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成19年10月1日から業務を開始しました。市民の身の回りに起こったトラブルについて何とか解決したい，裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった市民の要望に応えるため当センターは設立されました。経験を積んだ弁護士が調停人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で，和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士，施工業者，税理士等の専門家も協力します。

審理期日は3回程度で，3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は，まず弁護士による法律相談をお受け下さい。

なお，人身事故を中心とした交通事故に関しては，当センターとは別の組織として，日弁連交通事故相談センター鹿児島県支部があります。経験を積んだ弁護士が相談・示談あっせん等を行っています（交通事故相談センターは原則，無料です）。

申立手数料	21,600円（税込）	期日手数料
☑ 申立人のみ		☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要
☐ その他具体的に→		☐ その他具体的に→

成立手数料　原則として下記のとおり解決額に応じて算出されます。

100万円までの場合	・・・ 8%〔5万円が下限〕
100万円を超え300万円までの場合	・・・ 3万円＋5%
300万円を超え3,000万円までの場合	・・・ 15万円＋1%
3,000万円を超える場合	・・・ 30万円＋0.5%

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用

沖縄弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

沖縄弁護士会紛争解決センターは平成23年12月に運用を開始しました。15年程度以上の豊富な経験を有する弁護士があっせん委員となって，申立人・相手方の両当事者から話しを十分にうかがい，紛争解決に向けたお手伝いを行います。申立を受け付けると，速やかに相手方に対して，あっせんに参加するよう積極的に働きかけを行い，ご希望があれば，夜間，休日に期日を設定するなど，利用者の皆さんが使いやすいような運用を心がけています。

なお，当センターに申立てを行う際には，弁護士が代理人となるか，弁護士による法律相談を受けて頂き，紹介状を書いてもらう必要があります。これは，裁判による解決が相応しい事案か，話し合いによる解決が相応しい事案かを検討するためのものです。当センターの利用をお考えの場合は法律相談の際にお気軽にお尋ねください。

申立手数料	10,800円（消費税込）	期日手数料
☑ 申立人のみ		☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要
☐ その他具体的に→		☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・ 8%
100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%＋3万円
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%＋15万円
3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%＋30万円

※別途消費税が加算されます。

※事案の内容により増減する場合があります。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用

センターの住所・電話番号一覧

◇札幌弁護士会紛争解決センター(H17.10.25)

住所　〒060-0001　札幌市中央区北１条西 10 丁目　札幌弁護士会館２階
TEL　011-251-7730
URL　http://www.satsuben.or.jp/
アクセス　地下鉄東西線「西 11 丁目」駅より徒歩２分　４番出口より北へ 200m
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇仙台弁護士会紛争解決支援センター(H18.4.3)

住所　〒980-0811　仙台市青葉区一番町 2-9-18　仙台弁護士会館内
TEL　022-223-1005　FAX　022-261-5945
URL　http://www.senben.org/
アクセス　JR「仙台」駅より徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　10:00～15:00（祝日を除く）

◇山形県弁護士会示談あっせんセンター(H19.1.18)

住所　〒990-0042　山形市七日町 2-7-10　NANA BEANS８階
TEL　023-635-3648
URL　http://www.yamaben.or.jp/
アクセス　山形交通「山形市役所前」バス停下車４分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇福島県弁護士会示談あっせんセンター(H20.1.21)

住所　〒960-8115　福島市山下町 4-24
TEL　024-534-2334　FAX　024-536-7613
URL　http://f-bengoshikai.com/
アクセス　福島交通市内循環バス「桜の聖母短期大学」バス停下車
受付時間　月～金曜日　13:00～16:00（祝日を除く）

◇東京弁護士会紛争解決センター(H6.6.17)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館６階
TEL　03-3581-0031　FAX　03-3581-0865
URL　https://www.toben.or.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩１分　B1-b 出口直結
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～15:00（祝日を除く）

◇第一東京弁護士会仲裁センター(H7.4.14)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 11 階
TEL　03-3595-8588
URL　http://www.ichiben.or.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩１分　B1-b 出口直結
受付時間　月～金　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇第二東京弁護士会仲裁センター(H2.1.18)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 9 階
TEL　03-3581-2249
URL　http://www.niben.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩 1 分　B1-b 出口直結
東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1 出口より徒歩約 3 分
東京メトロ有楽町線「桜田門」駅 5 番出口より徒歩約 5 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇神奈川県弁護士会紛争解決センター(H7.3.1)

住所　〒231-0021　横浜市中区日本大通 9
TEL　045-211-7716
URL　http://www.kanaben.or.jp/
アクセス　JR「関内」駅南口，市営地下鉄「関内」駅 1 番出口より徒歩 10 分
みなとみらい線「日本大通り」駅 1 番出口より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～17:00（土日祝日を除く）

◇埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(H7.10.1)

住所　〒336-0063　埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-2-1　浦和高砂パークハウス 1 階
TEL　048-710-5666　FAX　048-837-2898
URL　http://www.saiben.or.jp/
アクセス　JR「浦和」駅西口より徒歩 14 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇栃木県弁護士会紛争解決センター(H28.9.1)

住所　〒330-0845　栃木県宇都宮市明保野町 1-6
TEL　028-689-9000
URL　http://tochiben.com/
アクセス　JR「南宇都宮駅」駅より徒歩 15 分
関東バス「ハローワーク」停留所より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇山梨県弁護士会民事紛争解決センター(H14.6.1)

住所　〒400-0032　甲府市中央 1-8-7　弁護士会館内
TEL　055-235-7202　FAX　055-235-7204
URL　http://www.yama-ben.jp/
アクセス　JR「甲府」駅南口より徒歩 15 分
受付時間　月～金曜日　9:30～17:00（祝日を除く）

◇新潟県弁護士会示談あっせんセンター(H5.7.1)

住所　〒951-8126　新潟市中央区学校町通一番町 1 番地
電話　025-222-5533　FAX　025-223-2269
URL　http://www.niigata-bengo.or.jp/
アクセス　バス「市役所前」停留所より徒歩 4 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（土日祝日を除く）

◇群馬弁護士会紛争解決センター(H24.8.31)

住所　　〒371-0026　前橋市大手町三丁目 6 番 6 号
TEL　　027-234-9321　　FAX　　027-234-7425
URL　　https://gunben.or.jp/
アクセス　群馬県庁より徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇長野県弁護士会紛争解決センター(H27. 7. 3)
住所　　〒380-0872　長野市妻科 432
TEL　　026-232-2104
URL　　http://nagaben.jp/
アクセス　JR「長野」駅より徒歩 18 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(H19. 3. 12)
住所　　〒420-0853　静岡市葵区追手町 10-80　静岡地方裁判所本庁構内静岡県法律会館内
TEL　　054-252-0008　　FAX　　054-252-7522
URL　　https://www.s-bengoshikai.com/
アクセス　JR「静岡」駅から徒歩 20 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:30（祝日を除く）

◇富山県弁護士会紛争解決センター(H20. 4. 1)
住所　　〒930-0076　富山市長柄町 3-4-1
TEL　　076-421-4811
URL　　http://tomiben.jp/
アクセス　富山駅より車で約 10 分　富山地方裁判所の通りにあります。
受付時間　月～金曜日　午前 10 時～午後 4 時（祝日を除く）

◇愛知県弁護士会紛争解決センター(H9. 4)
住所　　〒460-0001　名古屋市中区三の丸 1-4-2　愛知県弁護士会館 2 階
TEL　　052-203-1777　　FAX　　052-203-0714
URL　　https://www.aiben.jp/
アクセス　地下鉄名城線「市役所」下車　西へ徒歩 7 分
　　地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」下車　北へ徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター
住所　　〒444-0804　岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34 番地 10
TEL　　0564-54-9449
URL　　https://www.aiben.jp/
アクセス　名鉄バス「岡崎警察署前」停留所より徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇岐阜県弁護士会示談斡旋センター(H10. 3. 19)
住所　　〒500-8811　岐阜市端詰町 22
TEL　　058-265-0020　　FAX　　058-265-4100
URL　　http://www.gifuben.org/
アクセス　JR「岐阜」駅より徒歩 25 分。市営バス「市民会館裁判所前」下車徒歩 3 分

受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇金沢弁護士会紛争解決センター(H23.4.1)

住所　〒920-0937　金沢市丸の内7番36号
TEL　076-221-0242　FAX　076-222-0242
URL　http://www.kanazawa-bengo.com/
アクセス　バス「橋場町」停留所より徒歩7分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇公益社団法人民間総合調停センター(H21.3.2)

住所　〒530-0047　大阪市北区西天満1-12-5　大阪弁護士会館1階
TEL　06-6364-7644
URL　http://minkanchotei.or.jp/
アクセス　京阪中之島線「なにわ橋駅」下車　出口(1)から徒歩約5分
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車　1番出口から徒歩約10分
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車　26号階段から徒歩約7分
JR東西線「北新地駅」下車　徒歩約15分
受付時間　月～金：9:00～12:00　13:00～17:00（祝日を除く）

◇京都弁護士会紛争解決センター(H12.10.1)

住所　〒604-0971　京都市中京区富小路通丸太町下ル　京都弁護士会館
TEL　075-231-2378
URL　http://kyoto-adr.jp/
アクセス　地下鉄「丸太町」駅より東へ徒歩7分
京阪「神宮丸太町」駅より西へ徒歩10分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～16:30（祝日を除く）

◇兵庫県弁護士会紛争解決センター(H13.1.19)

住所　〒650-0044　神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー13階
TEL　078-341-8227　FAX　078-341-1779
URL　http://www.hyogoben.or.jp/
アクセス　JR「神戸」駅より徒歩3分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇奈良弁護士会仲裁センター(H14.6.3)

住所　〒630-8237　奈良市中筋町22-1
TEL　0742-22-2035
URL　http://www.naben.or.jp/
アクセス　近鉄「奈良」駅より徒歩5分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇滋賀弁護士会和解あっせんセンター(H23.7.1)

住所　〒520-0051　大津市梅林1-3-3
TEL　077-522-2013
URL　http://www.shigaben.or.jp/
アクセス　JR大津駅より徒歩1分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇和歌山弁護士会紛争解決センター(H25.4.1)

住所　　〒640-8144　和歌山市四番丁 5
TEL　　073-422-4580
URL　　http://www.wakaben.or.jp/
アクセス　和歌山バス乗車「公園前」バス停下車徒歩 5 分（JR 和歌山駅からは②番・③番乗り場，南海和歌山市駅からは⑧番・⑩番乗り場）
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇広島弁護士会仲裁センター(H6.6.17)

住所　　〒730-0011　広島市中区基町 6 番 27 号　そごうデパート新館 6 階
紙屋町法律相談センター
TEL　　082-225-1600
URL　　http://www.hiroben.or.jp/
アクセス　広島電鉄「紙屋町西」駅下車
バス「広島バスセンター」又は「紙屋町」停留所下車
アストラムライン「県庁前」下車
受付時間　月～金：9：30～16：00（祝日を除く）

◇山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口(H23.12.1)

住所　　〒753-0045　山口市黄金町 2－15
TEL　　0570-064-490　　FAX　　083-928-2220
URL　　http://www.yamaguchikenben.or.jp/index.html
アクセス　JR「山口」駅より徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）

◇岡山弁護士会岡山仲裁センター(H9.3.1)，行政仲裁センター岡山(H19.3.1)，医療仲裁センター岡山(H21.9.1)

住所　　〒700-0807　岡山市北区南方 1-8-29
TEL　　086-223-4401
URL　　http://okaben.or.jp/
アクセス　JR「岡山」駅から路線バス「番町口」下車徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇石見法律相談センター(H12.10.1)

（現在は活動を休止しています。）

◇愛媛弁護士会紛争解決センター(H18.8.7)

住所　　〒790-0003　松山市三番町 4-8-8
TEL　　089-941-6279　　FAX　　089-941-4110
URL　　http://www.ehime-ben.or.jp/
アクセス　伊予鉄道「松山市」駅より　徒歩 8 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター）(H14.12.20)

住所　　〒810-0004　福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 2 階
TEL　　092-741-3208

URL　　http://www.fben.jp/
アクセス　地下鉄「天神」駅より徒歩９分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州法律相談センター）（H14.12.20）
住所　　〒803-0816　北九州市小倉北区金田 1-4-2　福岡県弁護士会北九州部会内
TEL　　093-561-0360
URL　　http://www.fben.jp/
アクセス　JR 鹿児島本線「小倉」駅よりバス 15 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米法律相談センター）（H18.7.3）
住所　　〒830-0021　久留米市篠山町 11-5　筑後弁護士会館内
TEL　　0942-30-0144
URL　　http://www.fben.jp/
アクセス　西鉄「久留米」駅よりバス５分，バス停「久留米市役所前」下車　徒歩１分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇熊本県弁護士会紛争解決センター(H21.8.20)
住所　　〒860-0078　熊本市京町 1-13-11
TEL　　096-325-0913
URL　　http://www.kumaben.or.jp/
アクセス　バス停「裁判所前」下車　徒歩１分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇鹿児島県弁護士会紛争解決センター（H19.10.1）
住所　　〒892-0815　鹿児島市易居町 2-3
TEL　　099-226-3765　　FAX　　099-223-7315
URL　　https://www.kben.jp/
アクセス　市電「水族館口」もしくは「市役所前」電停より徒歩３分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇沖縄弁護士会紛争解決センター（H23.12.7）
住所　　〒900-0014　那覇市松尾 2-2-26-6
TEL　　098-865-3737　　FAX　　098-865-3636
URL　　http://www.okiben.org/
アクセス　バス　市外線「松尾」より徒歩５分，市内線「松尾２丁目」より徒歩 10 分
　　ゆいれーる　「県庁前駅」より徒歩 12 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」2017 年度（平成 29 年度）版

発行日　2018 年 9 月 21 日
編集・発行　日本弁護士連合会　ADR（裁判外紛争解決機関）センター

事務局　〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号弁護士会館 15 階
日本弁護士連合会 業務部業務第一課
TEL 03-3580-9841（代）